

# 震災対策編

第1部 災害予防計画 ..... P 3 8 9



# 震災対策編

## 第1部

### 災害予防計画



## 第1章 計画的な地震防災対策の推進

(県危機管理部ほか関係各部署、各関係機関)

### 第1節 基本方針

県は、地震防災対策特別措置法に基づき、県内で発生する大規模地震で想定される人的被害及び経済被害額を軽減(減災)するため、減災目標(具体的な数値目標)、計画期間、取組施策を盛り込んだ「鳥取県震災対策アクションプラン」を平成22年12月に策定した。(平成30年度改定、令和6年度中間見直し及び「鳥取県地震津波防災減災アクションプラン」に名称変更)

「鳥取県地震津波防災減災アクションプラン」で掲げた減災目標を計画期間内に達成するため、自助・共助・公助の考えのもとに行政、事業者、県民が連携して取組を行うよう、県は、総合的かつ計画的に地震防災対策を推進することとする。

### 第2節 被害想定

県は平成17年3月に「鳥取県地震防災調査研究報告書」により地震被害想定を取りまとめ、上記「鳥取県震災対策アクションプラン」策定時に、火災被害等の一部見直しを行った。

詳細については、第2章「被害想定」のとおり。

### 第3節 減災目標、計画期間、主な施策等

県は、被害想定の結果を踏まえ、「鳥取県地震津波防災減災アクションプラン」において、次のとおり減災目標、計画期間を設定し、減災効果が高い対策等に重点的に取り組むこととする。

- (1)減災目標：計画期間内に、県内で想定される大規模地震災害による死者数を80%以上、直接被害額を40%以上減少させる。
- (2)計画期間：平成31年度(令和元年度)～令和10年度(10年間)
- (3)減災目標達成のための施策

	区分	施策項目
A 地震への着実な備え(予防対策)	(1)災害に備えたまちづくり	1 建物の耐火性能の向上、防火対策
		2 街路網の整備
		3 避難地の整備
		4 貯水施設の整備
		5 地震防災上支障のある空き家対策
		6 津波監視体制の強化
	(2)土砂災害防災対策	7 土砂災害防止対策
		8 治山対策
	(3)建築物の耐震化	9 住宅の耐震化
		10 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化
		11 住宅の適切な維持管理
	(4)防災拠点施設の耐震化	12 避難所の耐震化
		13 病院の耐震化
	(5)社会資本の耐震化	14 緊急輸送道路、港湾施設の整備
		15 緊急輸送道路の法面对策
		16 ため池等土地改良施設の耐震化
	(6)ライフライン施設の耐震化	17 上水道の耐震化
		18 下水道の耐震化
		19 電線の地中化
		20 ガス施設の耐震化
	(7)その他の耐震化対策	21 造成宅地、宅地よう壁の耐震化
		22 ブロック塀の倒壊防止
		23 家具の転倒防止
		24 建物からの落下物の発生防止
	(8)住民による適切な対応	25 住民の備蓄等の日頃からの地震への備え
		26 住民の的確な避難行動(津波)
		27 地域における避難支援体制
		28 学校等における防災教育の推進
		29 県民の防災意識の向上
		30 県民への災害情報の発信
	(9)自主防災力の強化	31 住民の初期消火対策
		32 自主防災組織の充実強化
		33 事業者による防災訓練の実施
B 災害発生	(10)応急対策の確立	34 職員参集体制の確保

区分	施策項目	
時の迅速・的確な対応 (応急対策)	35 災害対策本部の初動体制の充実強化	
	36 職員の円滑な応急対策	
	37 応急活動体制の確保	
	38 緊急輸送ルート、救命・救援ルートの確保	
	(11) 関係機関との連携・協力	39 災害時の応援協定の締結
		40 実動組織との連携体制の構築
		41 災害の激甚化に伴う広域受援体制の整備
	(12) 消防力の充実	42 消防団の充実強化
		43 消防設備の整備（消防団）
		44 消防団・自主防災組織の共助の能力の強化
		45 常備消防の充実強化
	(13) 医療・救急体制の確立及び保健福祉対策	46 医療体制の確保
		47 救急搬送体制の確立
		48 被災者の健康管理・メンタルケア対策
		49 要支援者対策
	(14) 輸送・通信手段の確保	50 救援物資の輸送手段の確立
		51 避難物資支援
		52 ヘリコプターによる輸送体制の整備
		53 情報伝達手段の確保
	(15) 被災者の生活環境の整備	54 避難所環境の整備
		55 避難所等の備蓄
		56 食糧・生活必需品・応急復旧資機材の確保
		57 車中避難者への適切な対応
		58 支え愛避難所への適切な支援
		59 電力確保
		60 応急給水体制の整備及び水道の早期復旧
		61 トイレ・下水処理体制の整備
62 遺体処理		
(16) 孤立集落対策	63 孤立集落対策	
(17) 被災者に対する生活支援	64 NPO・災害ボランティア受入体制の整備	
	65 被災建築物・宅地の危険度判定体制の整備	
	66 被災者用住宅の確保	
	67 迅速かつ確実な罹災証明の交付体制の確保	
C 速やかな復旧に向けた対応 (復旧対策)	(18) 生活基盤の迅速な復旧	68 住宅再建の備え
		69 災害廃棄物の処理
		70 ライフライン（水道、電気、ガス、電話）の復旧要員の確保
		71 災害ケースマネジメントによる被災者支援
	(19) 事業活動の迅速な復旧	72 事業者による事業継続の推進
		73 県・市町村の災害時の行継続
		(20) 地域の創造的復興

#### 第4節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

本県においては、平成8年度を初年度として五箇年計画を作成し事業を推進してきたところである。

県及び市町村は、令和3年度からは第6次五箇年計画に従い、順次、計画に沿った整備に努めることとする。

第6次五箇年計画の計画項目及び事業量は次のとおり。（策定当初のもの）

事業項目	事業量
2号 避難路	
3号 消防用施設	109箇所
4号 消防活動用道路	2.23km、6箇所
5号 緊急輸送道路等	
5-1号 緊急輸送道路	21.51km、147箇所
5-2号 緊急輸送交通管制施設	26箇所
5-4号 緊急輸送港湾施設	
6号 共同溝等	0.90km、3箇所
8号 社会福祉施設	
9号 公立小中学校等	
9-1号 校舎	
9-2号 屋内運動場	

事業項目	事業量
10号 公立特別支援学校	
11号 公的建造物	6 施設
13号 砂防設備等	
13-1号 砂防設備等	31箇所
13-2号 保安施設	36箇所
13-3号 地すべり防止施設	
13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	12箇所
13-5号 ため池	62箇所
14号 地域防災拠点施設	
15号 防災行政無線	5 箇所
16号 水・自家発電設備等	箇所
17号 備蓄倉庫	1 箇所

### 第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 「鳥取県地震津波防災減災アクションプラン」及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく地震防災対策の推進

## 第2章 被害想定

(県危機管理部)

### 第1節 概要

本県における地震・津波被害想定は以下のとおり。鳥取県地震防災調査研究（平成14～平成16年度）及び鳥取県津波対策検討業務（平成23年度）を最新のデータと知見を用いて見直した。

※結果は、鳥取県危機管理のホームページで公開している。

1. 調査名：鳥取県地震・津波被害想定検討調査
2. 調査対象：鳥取県全域
3. 調査期間：平成26～平成30年度

### 第2節 地震の想定

想定地震については、本県に大きな影響を与える可能性のある地震を想定した。

表2-1 想定地震一覧表

NO.	想定地震の断層名	マグニチュード (M <sub>j</sub> )	計算手法	被害想定対象地震 (対象：○)
1	鹿野・吉岡断層	7.4	詳細法	○
2	倉吉南方の推定断層	7.3	詳細法	○
3	鳥取県西部地震断層	7.3	詳細法	○
4	F55断層（伯耆沖断層帯）※1	8.1	詳細法	○
5	雨滝-釜戸断層	7.3	詳細法	○
6	鎌倉山南方活断層	7.3	簡便法	—
7	宍道（鹿島）断層（22km）	7.1	詳細法	○
8	宍道（鹿島）断層（39km）※2	7.5	詳細法	○
9	山崎断層帯北西部	7.7	簡便法	—
10	大立断層・田代峠-布江断層	7.3	簡便法	—
11	地表断層が不明な地震（Mw6.8）	(Mw6.8)	簡便法	—
12	南海トラフ巨大地震	8.3	簡便法	—
13	佐渡島北方沖断層	津波浸水のみ対象		○

※1 F55断層は、国の地震調査研究推進本部が令和4年3月に公表した「日本海南西部の海域活断層の長期評価（第1報）」の中で想定した「伯耆沖断層帯」と位置、長さ、地震規模などが概ね同程度であることが分かっている（県は引き続き比較検討作業を実施する）。

※2 宍道（鹿島）断層39kmは、中国電力が島根原子力発電所の耐震設計をするにあたって想定した断層の長さ。以下同じ。

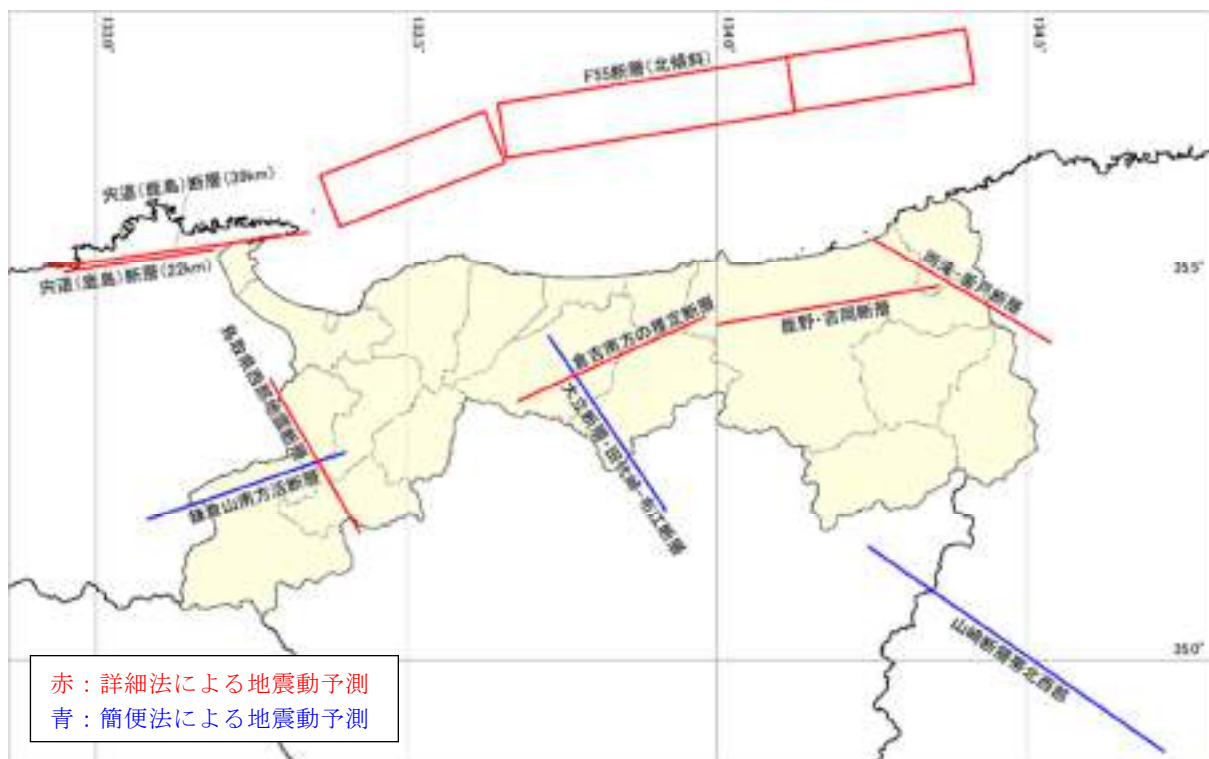


図2-1 想定地震の震源断層位置





図2-2 佐渡島北方断層の位置図（平成24年度鳥取県津波対策検討調査より）

### 第3節 想定条件等

被害の想定は、以下の条件で行った。

#### 1 想定ケース

被害想定を行う際の季節・時間帯については、県民の生活行動の多様性を考慮して以下の3ケースを想定した。

- ①冬・深夜：多くの人が自宅で就寝中
- ②夏・昼12時：日中の社会活動が盛んな時間帯で多くの人が自宅外にいる
- ③冬・夕18時：地震による出火危険性が高い時間帯

#### 2 想定単位

調査での解析評価の単位は、250mメッシュでの評価を基本としたが、被害想定項目によっては、箇所ごと、町丁目・字、市町村、県の単位で評価するものとした。

#### 3 主な想定項目と内容

- (1)地震動・液状化・崖崩れ・津波の想定
- (2)建物被害の想定
- (3)地震火災の想定
- (4)人的被害の想定
- (5)ライフライン施設被害の想定
- (6)交通施設被害の想定
- (7)危険物施設被害の想定
- (8)防災重要施設被害の想定
- (9)経済被害の想定
- (10)生活機能支障の想定
- (11)地域防災力の把握
- (12)地震災害シナリオの作成
- (13)被害予測システムの構築

### 第4節 想定結果の概要

#### 1 震度分布及び液状化危険度分布

以下に、被害想定を行った地震の震度分布及び液状化危険度分布を示す。

なお、液状化危険度判定区分は次のとおりである。

	PL=0	0<PL≤5	5<PL≤15	15<PL
PL値による液状化危険度判定	液状化危険度はかなり低い。液状化に関する詳細な調査は不要	液状化危険度は低い。特に重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要	液状化危険度が高い。重要な構造物に対してはより詳細な調査が必要。液状化対策が一般に必要	液状化危険度が極めて高い。液状化に関する詳細な調査と液状化対策は不可避

(1) 鹿野・吉岡断層による地震

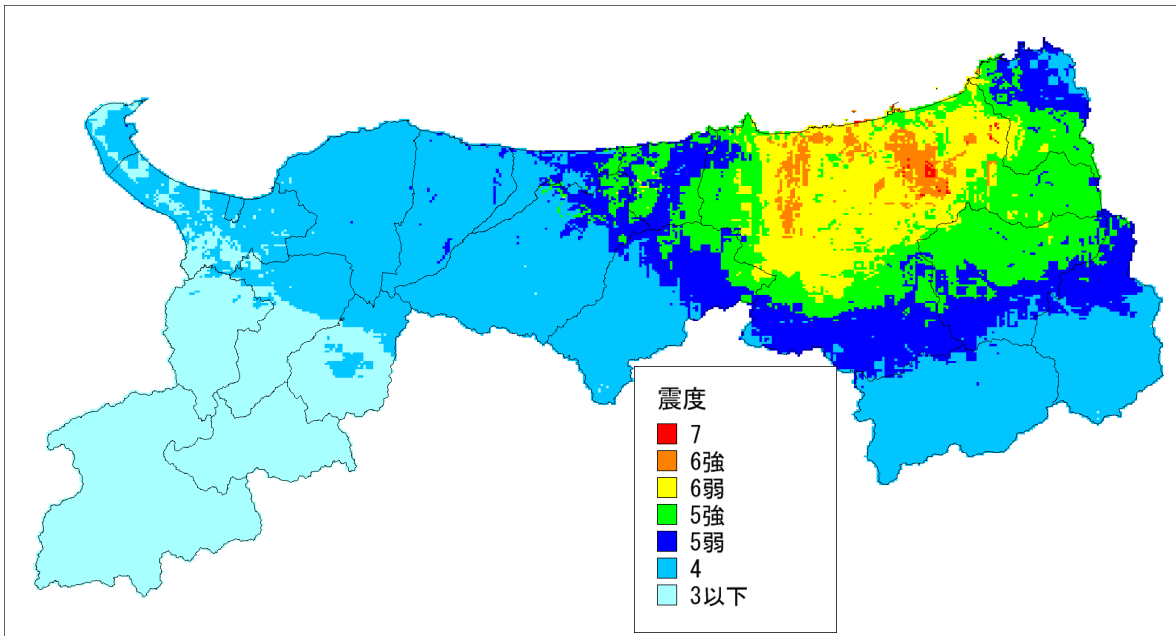


図4-1 (1) 鹿野・吉岡断層の震度分布

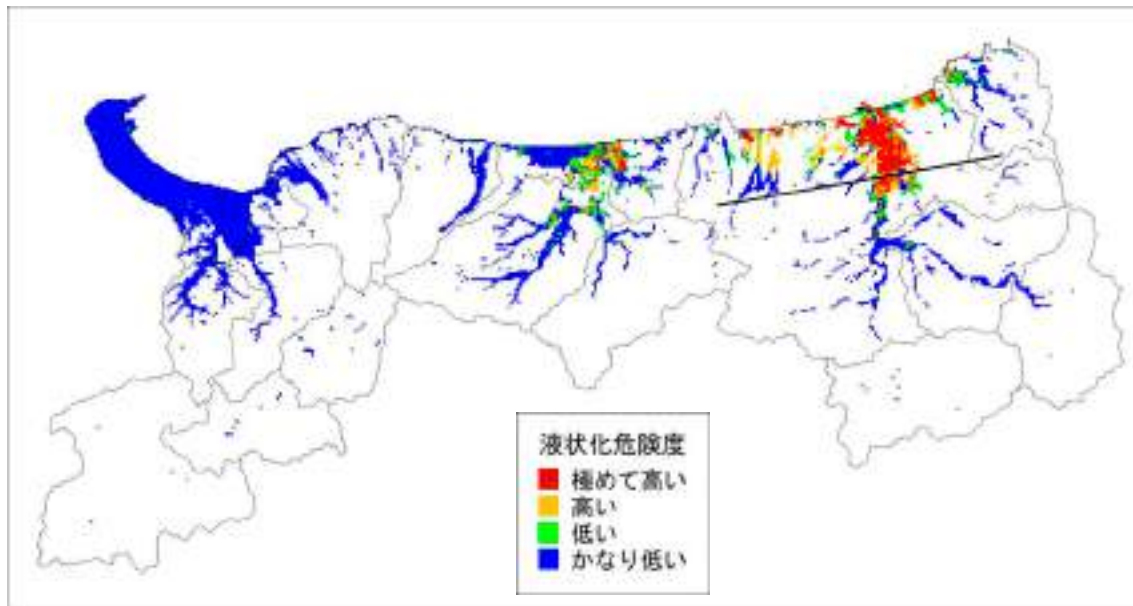


図4-1 (2) 鹿野・吉岡断層の液状化危険度分布

(2) 倉吉南方の推定断層による地震

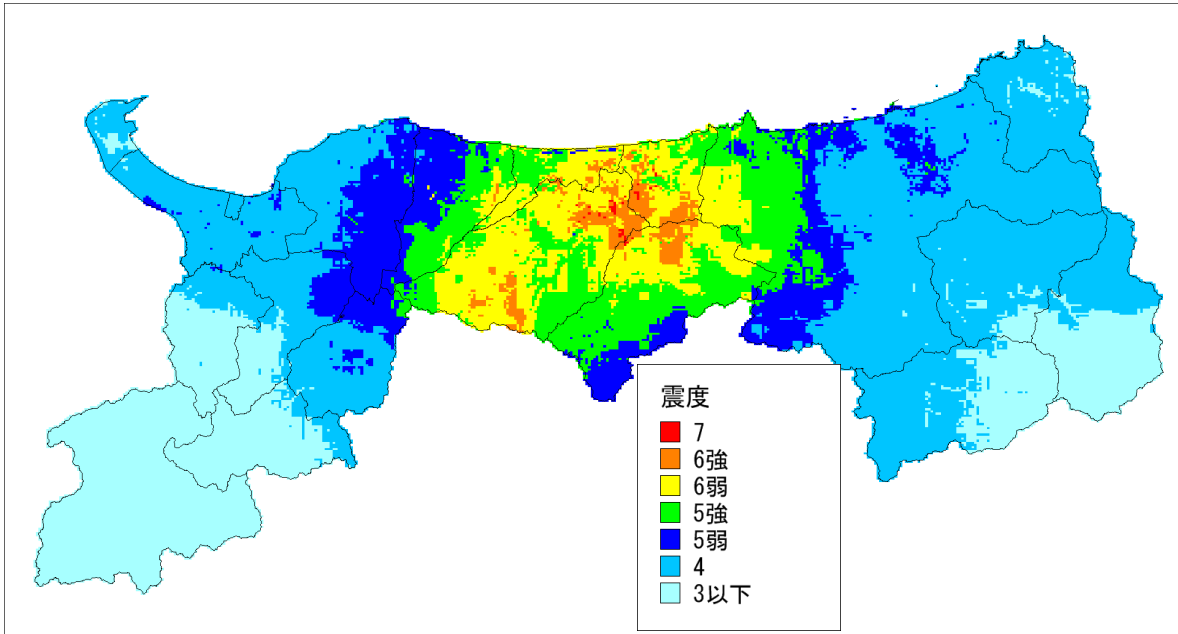


図4-2(1) 倉吉南方の推定断層による震度分布

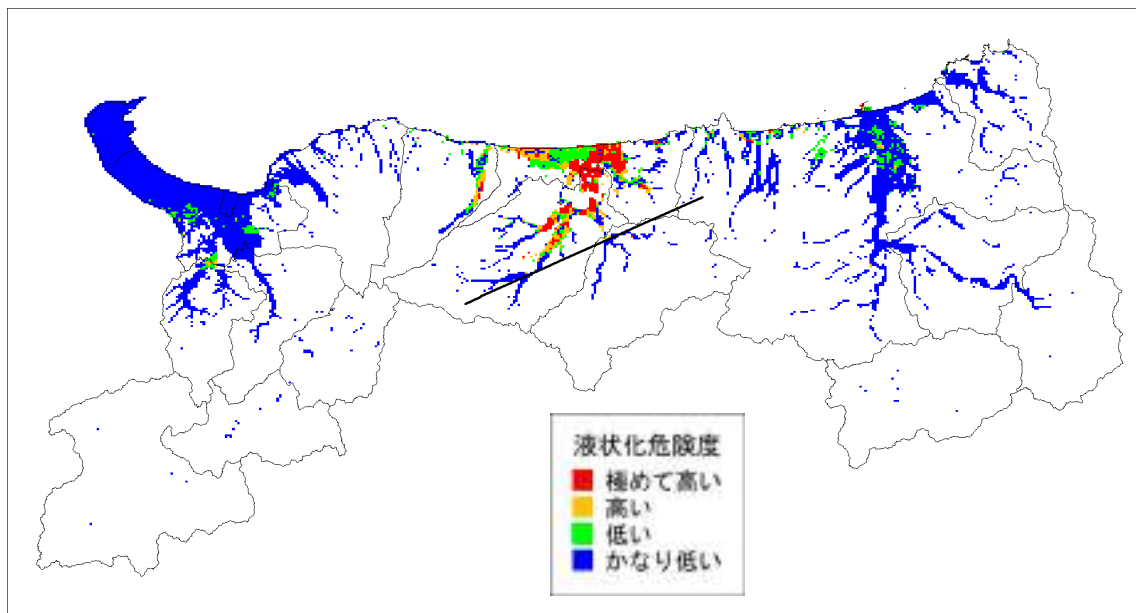


図4-2(2) 倉吉南方の推定断層の液状化危険度分布

(3) 鳥取県西部地震断層による地震

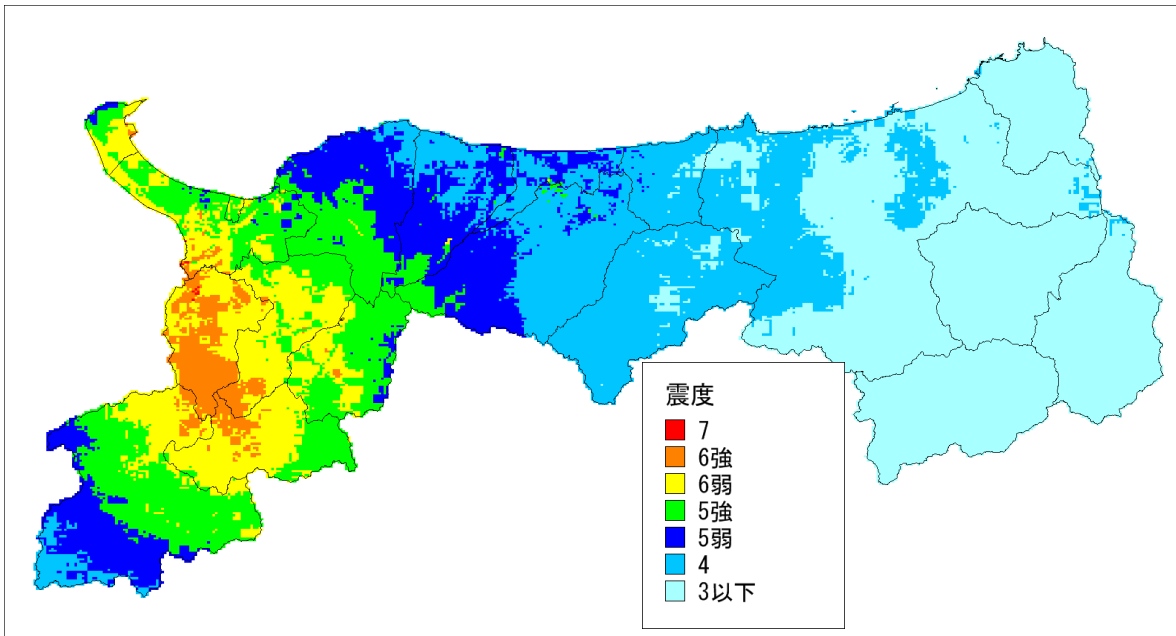


図4-3(1) 鳥取県西部地震断層の震度分布

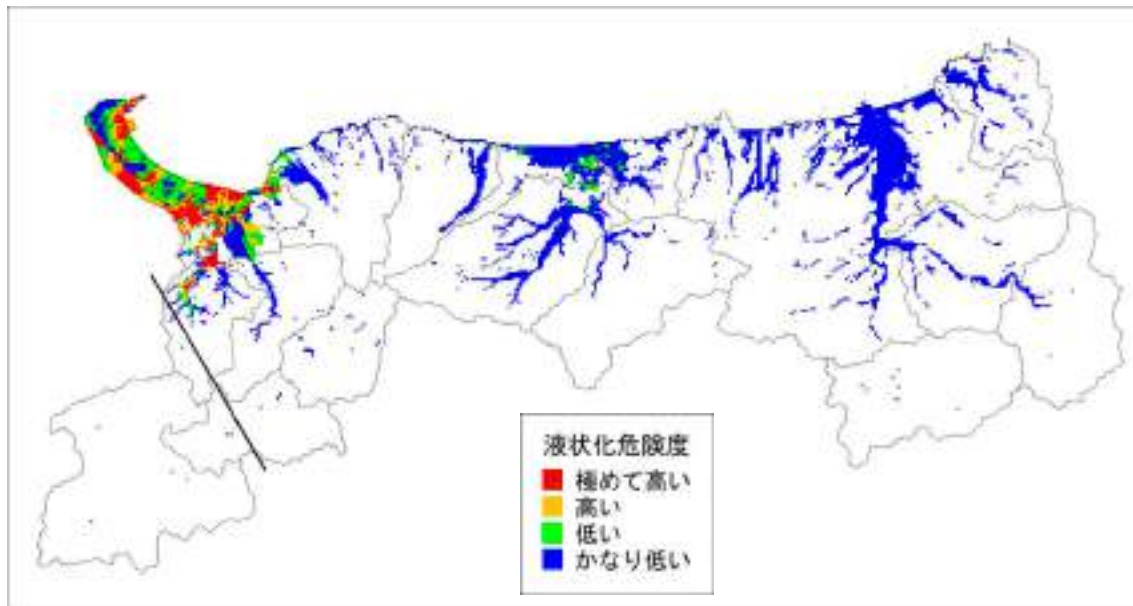


図4-3(2) 鳥取県西部地震断層の液状化危険度分布

(4) F55断層による地震

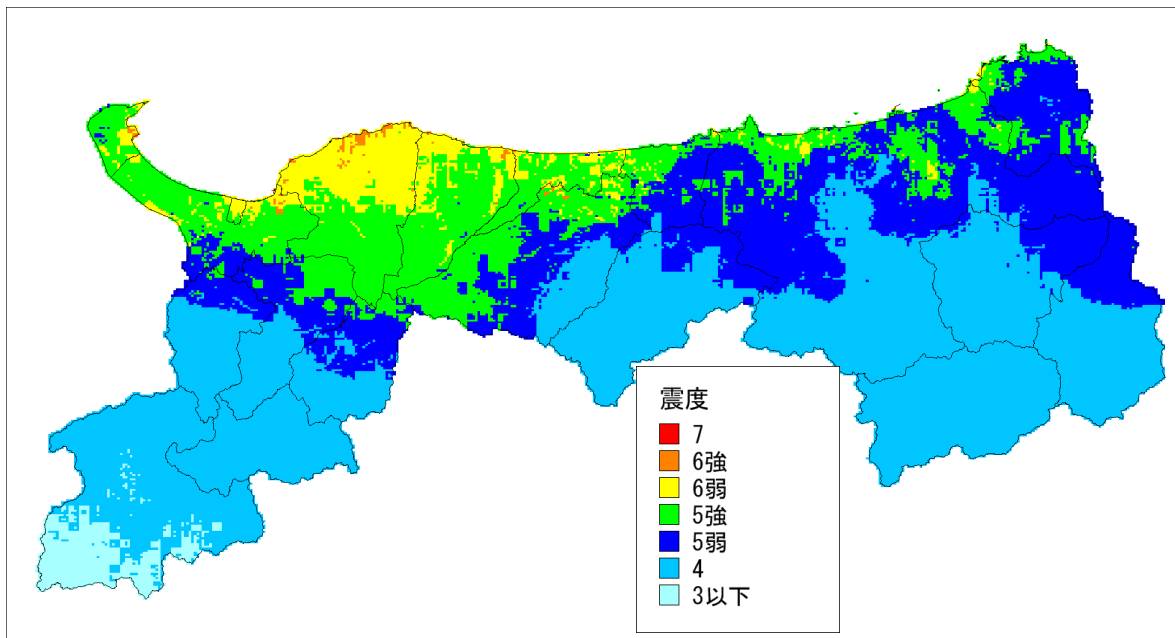


図4-4(1) F55断層の震度分布

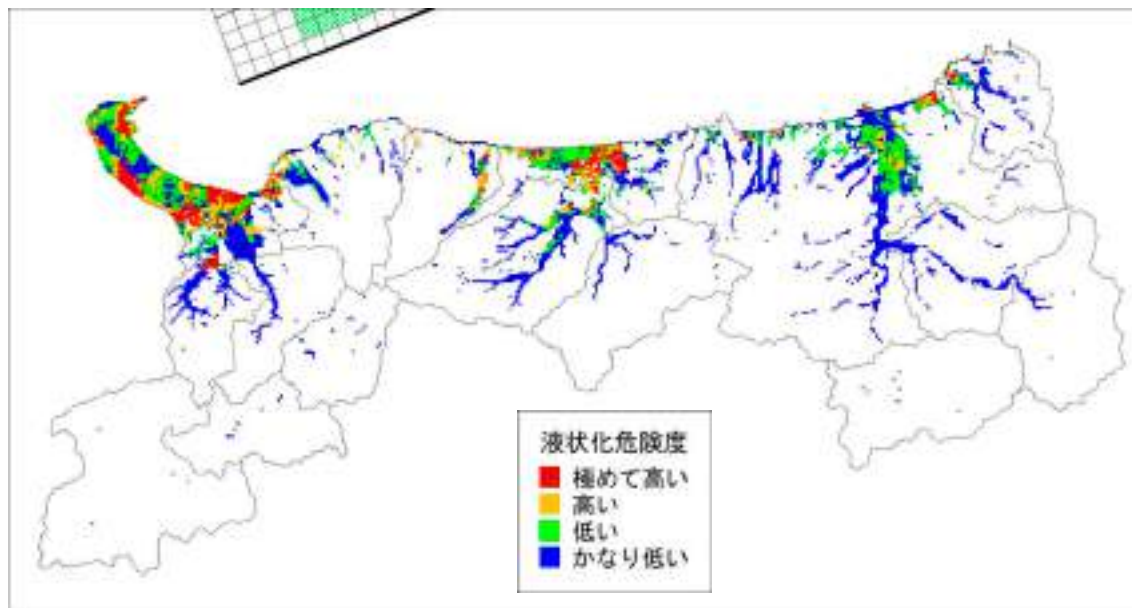


図4-4(2) F55断層の液状化危険度分布

(5) 雨滝-釜戸断層による地震

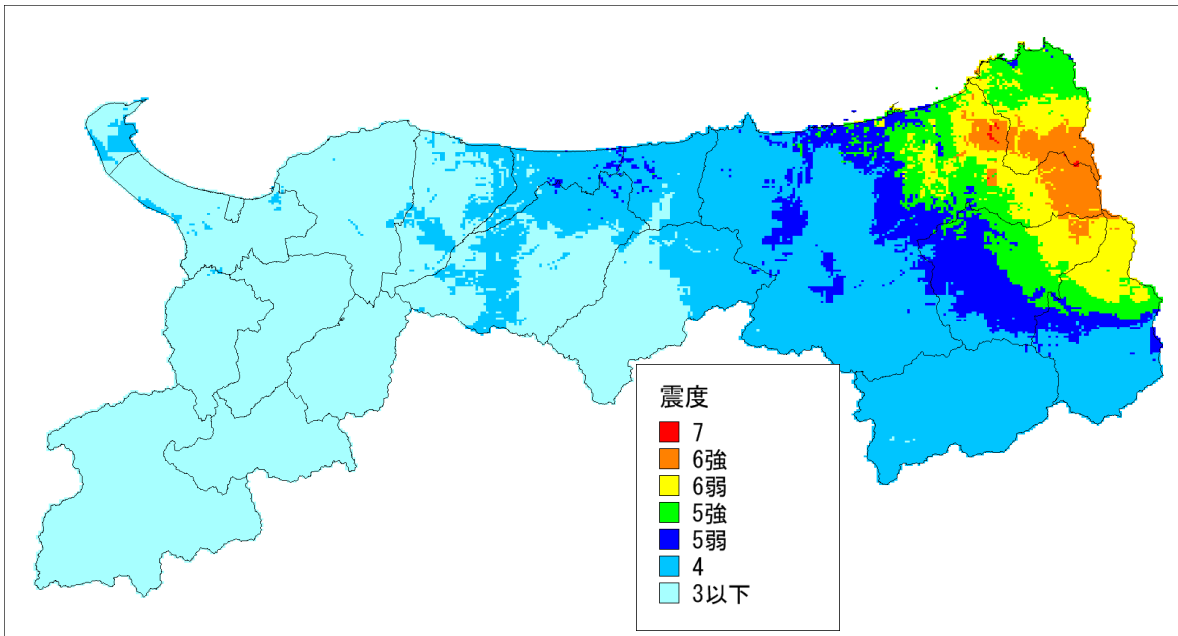


図4-5 (1) 雨滝-釜戸断層の震度分布

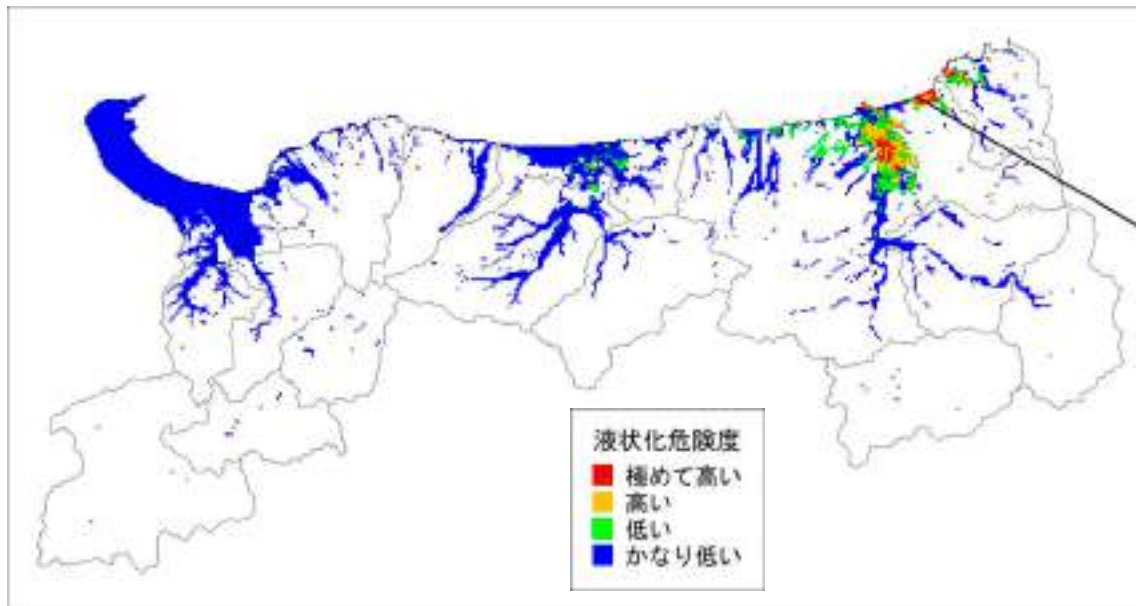


図4-5 (2) 雨滝-釜戸断層の液状化危険度分布

(6) 宍道（鹿島）断層（22km）による地震

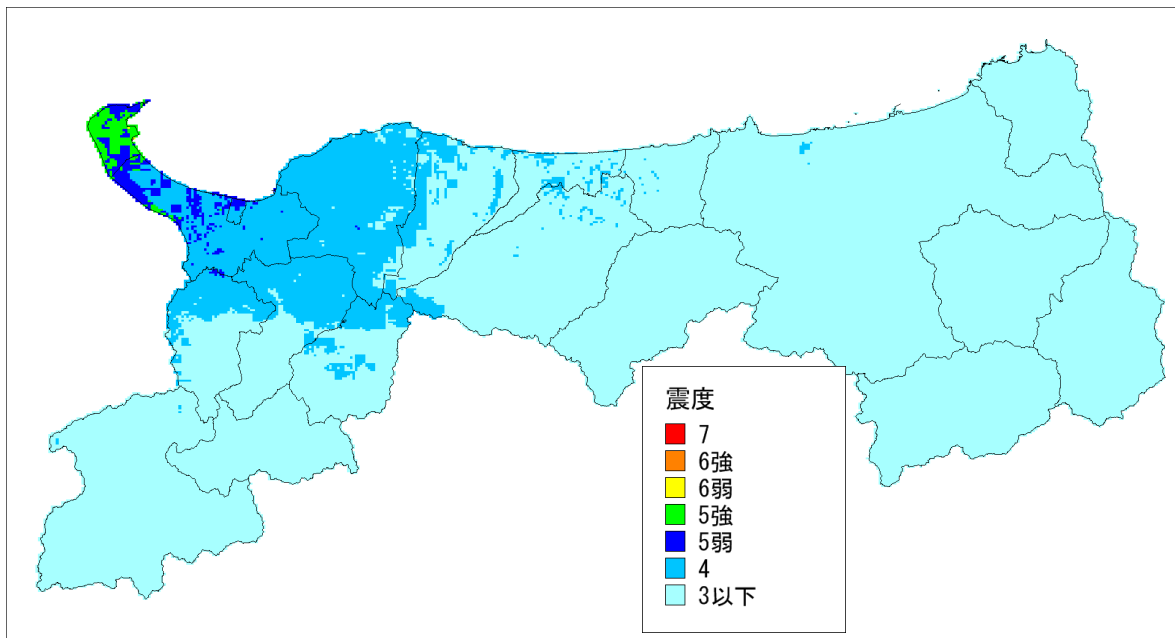


図4-6 (1) 宍道（鹿島）断層（22km）の震度分布

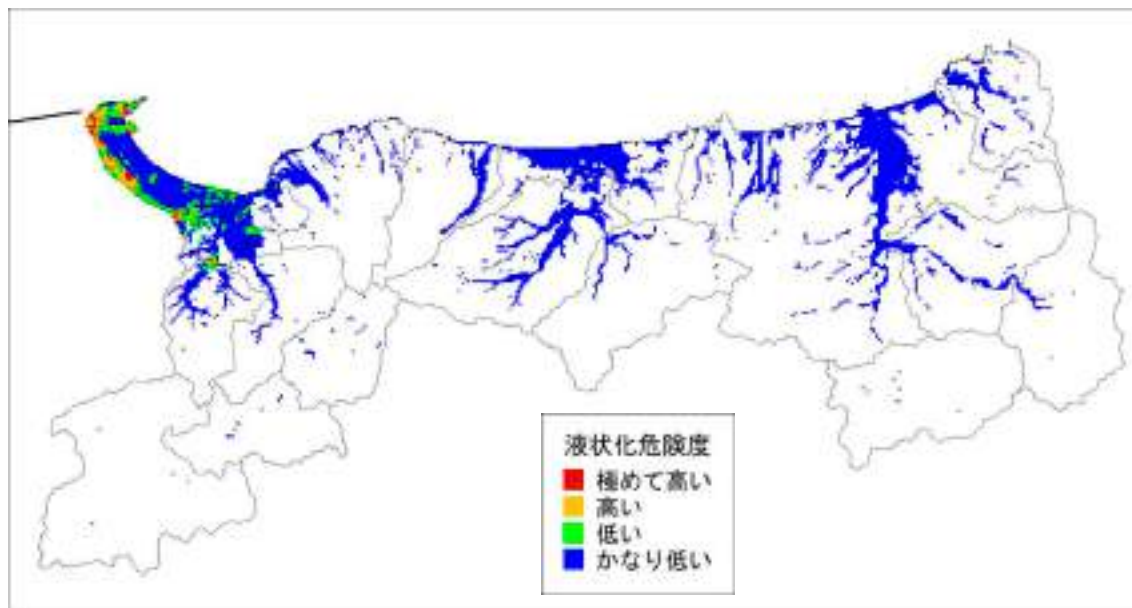


図4-6 (2) 宍道（鹿島）断層（22km）の液状化危険度分布

(7) 宍道（鹿島）断層（39km）による地震

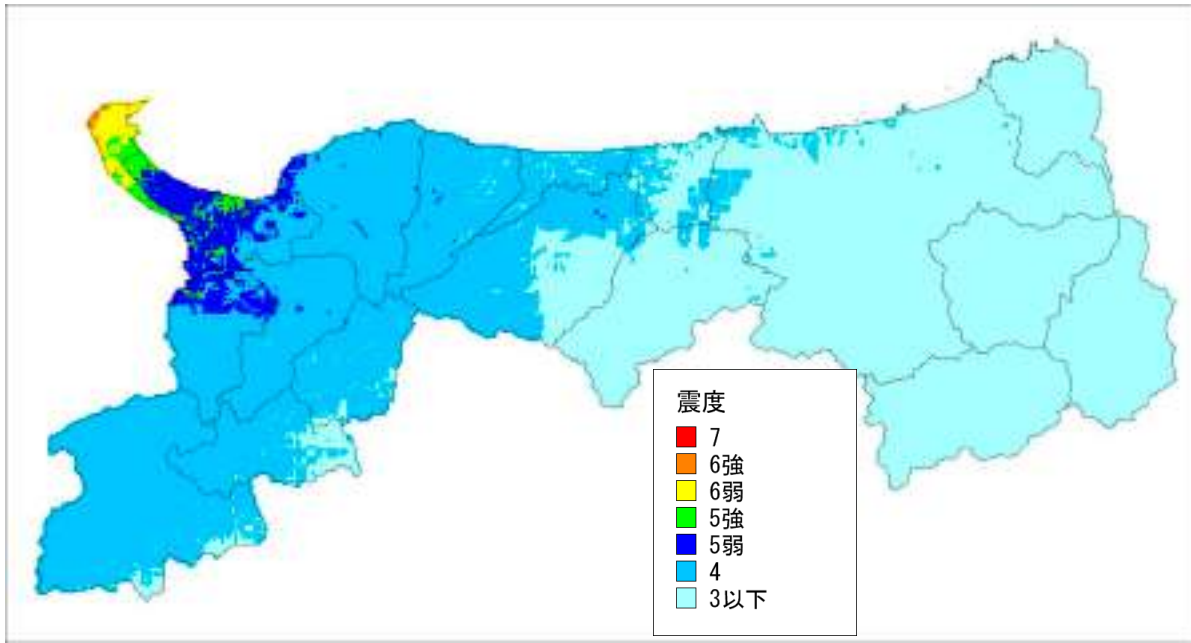


図4-7(1) 宍道（鹿島）断層（39km）の震度分布

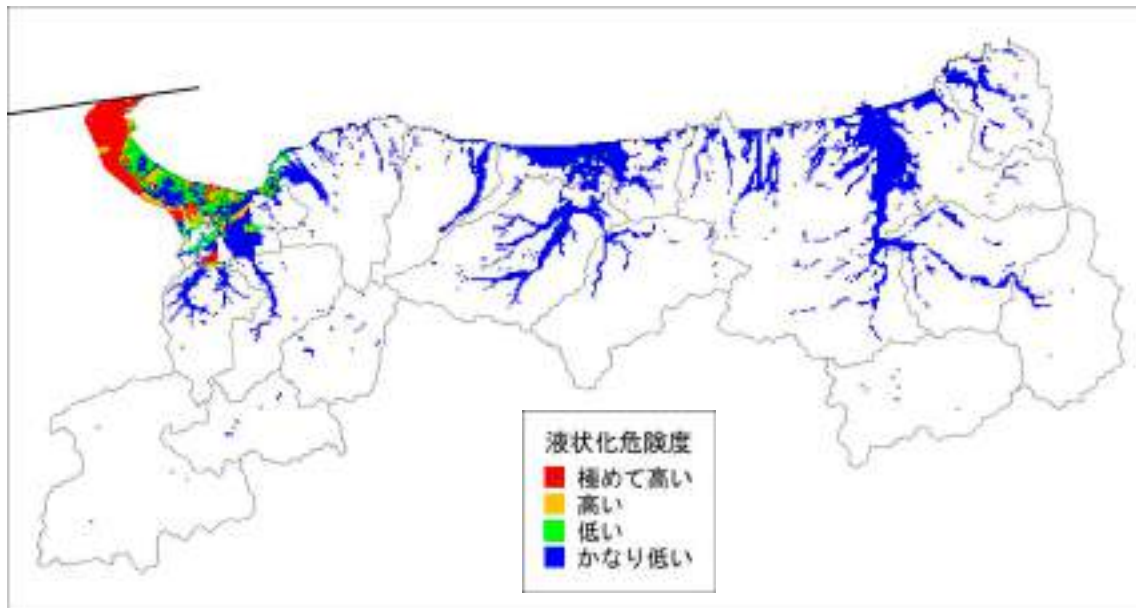
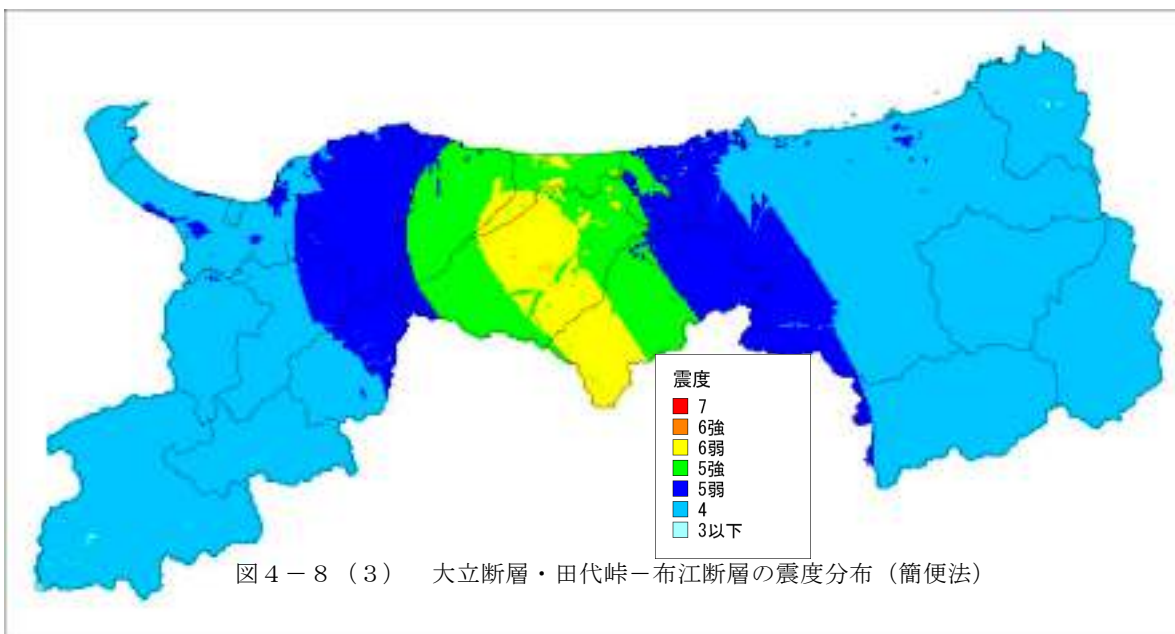
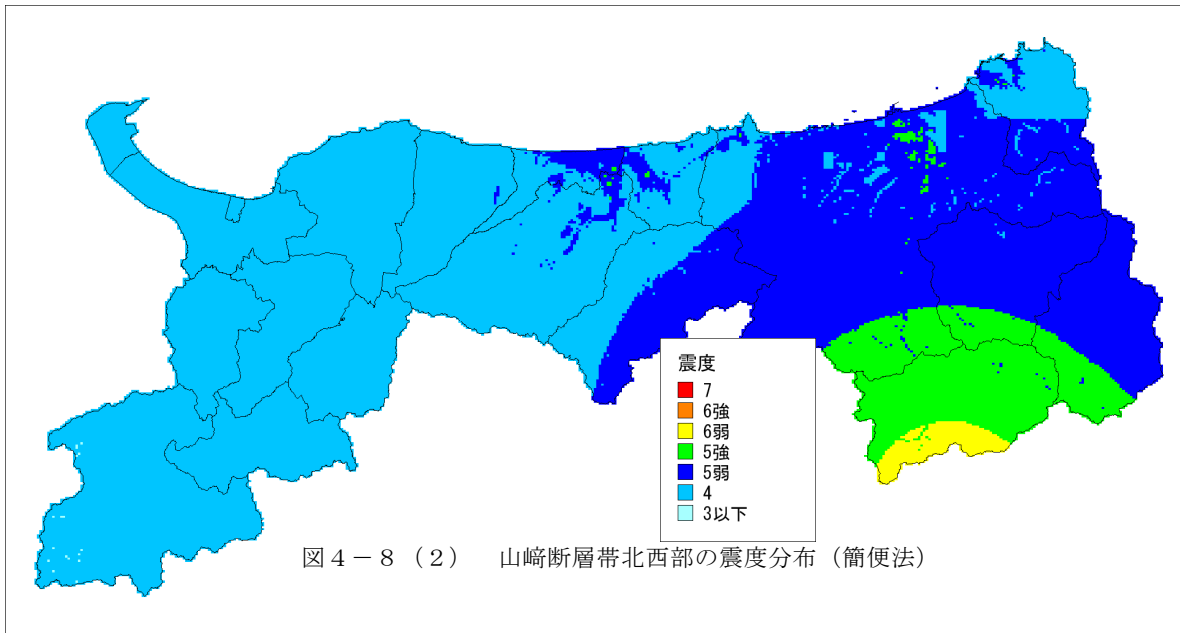
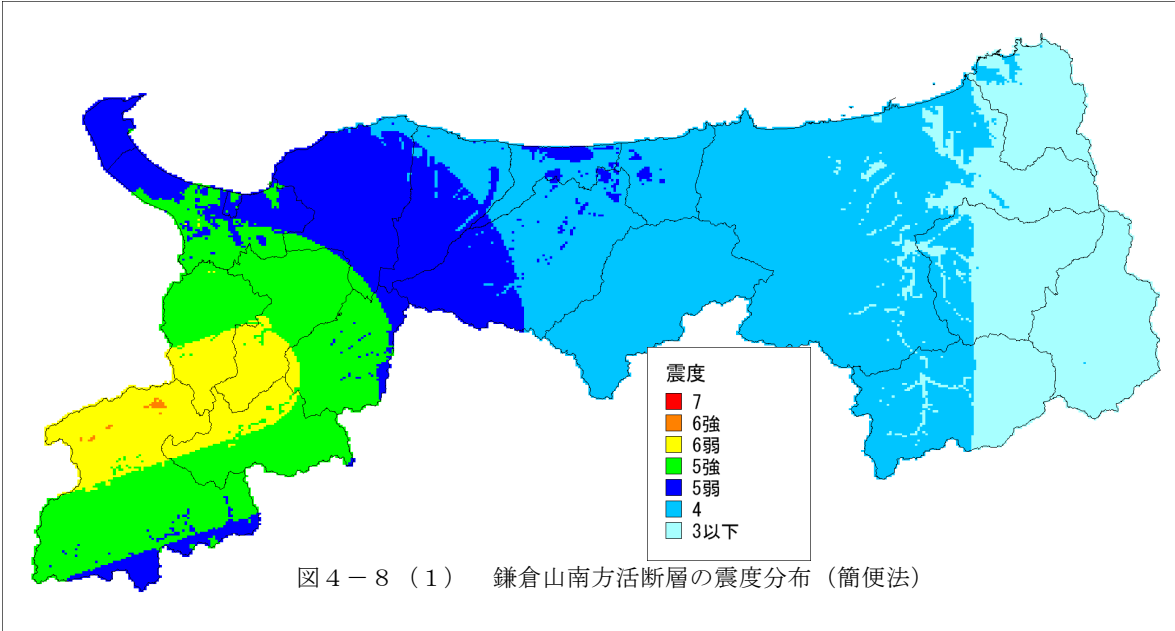


図4-7(2) 宍道（鹿島）断層（39km）の液状化危険度分布



(8) その他（簡便法）



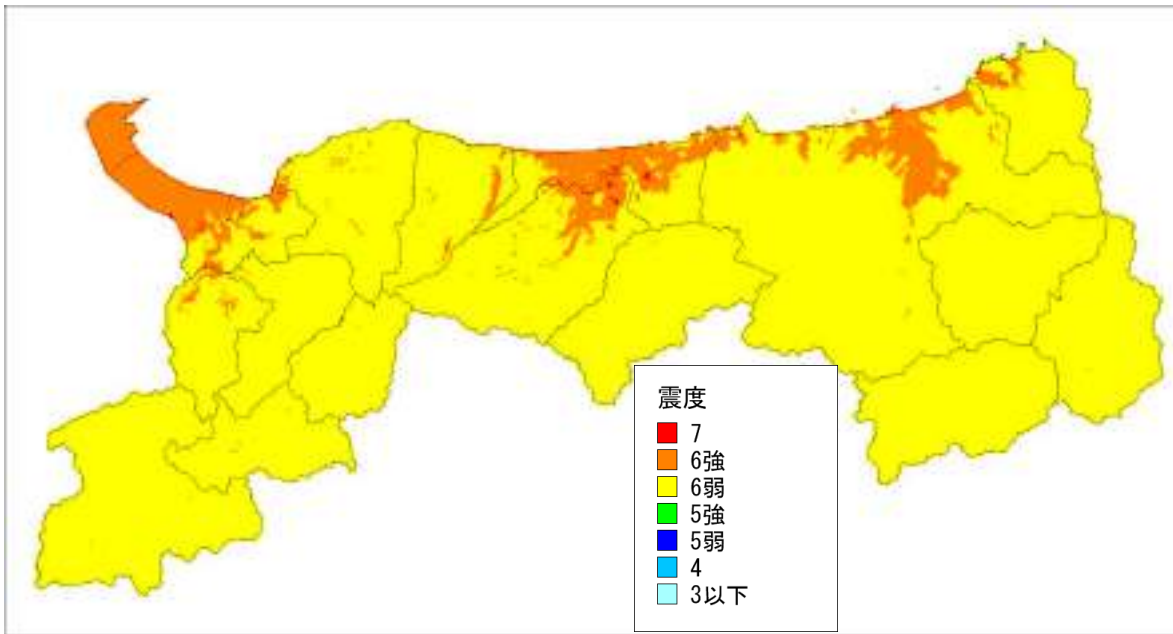


図4-8(4) 地表断層が不明な地震の震度分布(簡便法)

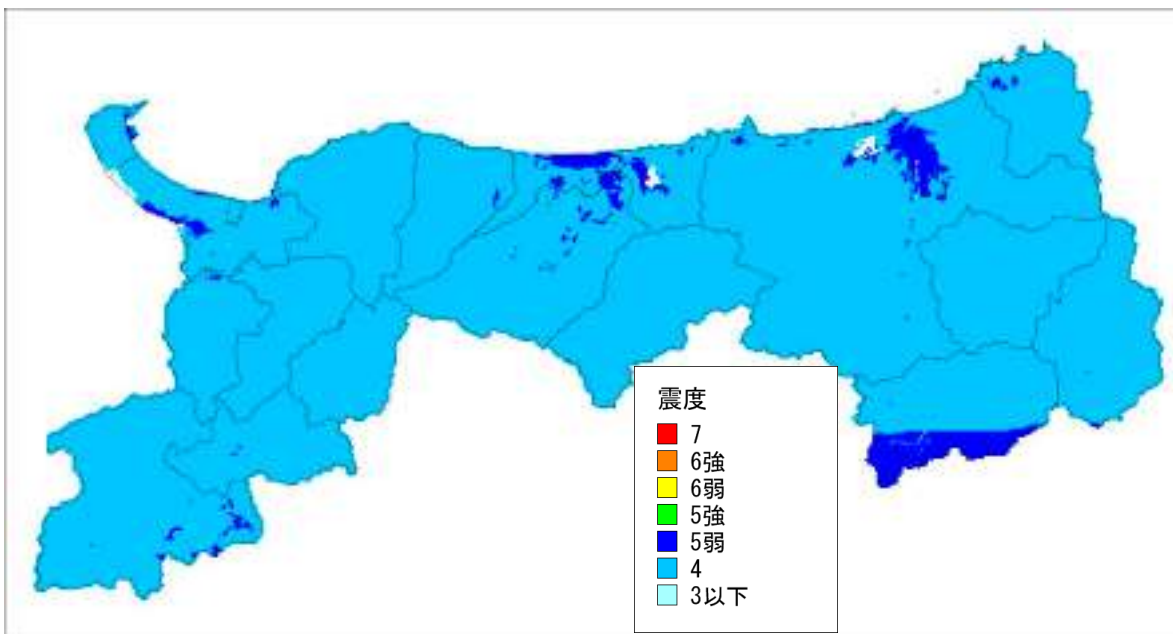


図4-8(5) 南海トラフ巨大地震の震度分布(簡便法)

2 被害予測結果

(1) 主な被害想定結果総括表（鹿野・吉岡断層の地震）

市町村	現況データ				地震動・液状化								
	人口（人）			建物棟数 （棟）	計測震度面積率					液状化危険度面積率			
	深夜	12時	18時		5弱以下	5強	6弱	6強	7	かなり低い PL=0	低い 0<PL≤5	高い 5<PL≤15	極めて高い 15<PL
201 鳥取市	197,000	199,000	198,000	95,600	20.2%	32.4%	39.1%	7.9%	0.4%	6.2%	2.1%	3.5%	3.4%
202 米子市	148,000	150,000	149,000	60,800	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	68.0%	0.5%	0.0%	0.0%
203 倉吉市	51,000	57,000	54,000	26,700	95.2%	4.7%	0.0%	0.0%	0.0%	9.9%	2.4%	1.7%	0.2%
204 境港市	35,000	34,000	35,000	21,700	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	98.6%	1.0%	0.0%	0.0%
302 岩美町	12,000	10,000	11,000	7,300	44.7%	48.0%	7.3%	0.1%	0.0%	10.0%	1.4%	0.3%	0.2%
325 若桜町	3,900	3,300	3,500	2,900	97.6%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%
328 智頭町	7,700	7,200	7,400	5,200	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
329 八頭町	18,000	14,000	16,000	10,400	42.9%	55.5%	1.7%	0.0%	0.0%	8.0%	0.0%	0.0%	0.0%
364 三朝町	7,000	6,800	6,900	4,400	85.3%	13.8%	1.0%	0.0%	0.0%	3.0%	0.1%	0.0%	0.0%
370 湯梨浜町	17,000	14,000	15,000	9,900	52.0%	46.9%	1.1%	0.0%	0.0%	13.8%	4.3%	4.8%	2.6%
371 琴浦町	19,000	17,000	18,000	12,900	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.2%	0.3%	0.0%	0.0%
372 北栄町	15,000	14,000	14,000	8,900	91.4%	8.6%	0.0%	0.0%	0.0%	29.2%	7.2%	4.9%	1.4%
384 日吉津村	3,300	4,900	4,300	2,100	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
386 大山町	17,000	15,000	16,000	10,300	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.1%	0.1%	0.0%	0.0%
389 南部町	12,000	9,100	10,000	5,300	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.1%	0.1%	0.0%	0.0%
390 伯耆町	12,000	9,500	10,000	7,200	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.0%	0.0%	0.0%	0.0%
401 日南町	5,500	5,000	5,200	3,500	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
402 日野町	3,700	3,900	3,800	2,500	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
403 江府町	3,400	3,000	3,200	2,400	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	589,000	578,000	582,000	299,800	74.9%	14.5%	8.8%	1.7%	0.1%	9.5%	1.0%	1.1%	0.8%

概数としており、合計が一致しない場合がある。

市町村	建物被害<冬>			火災（冬18時）		人的被害					
	全壊 （棟）	半壊 （棟）	一部損壊 （棟）	出火件数 （件）	消失棟数 （棟）	冬深夜（人）		夏12時（人）		冬18時（人）	
						死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数
201 鳥取市	約 9,200	約 18,000	約 29,000	29	約 7,200	約 780	約 3,400	約 320	約 1,900	約 620	約 2,500
202 米子市	*	約 20	*	0	-	-	*	-	-	-	-
203 倉吉市	約 160	約 720	約 1,400	0	-	*	約 20	*	約 20	*	約 20
204 境港市	*	約 10	*	0	-	*	*	*	*	*	*
302 岩美町	約 80	約 310	約 800	0	-	*	約 10	*	約 10	*	約 10
325 若桜町	*	*	約 10	0	-	*	*	*	*	*	*
328 智頭町	*	*	*	0	-	*	*	*	*	*	*
329 八頭町	約 10	約 50	約 1,300	0	-	*	約 10	*	約 10	*	約 10
364 三朝町	*	約 10	約 90	0	-	*	*	*	*	*	*
370 湯梨浜町	約 190	約 870	約 1,000	0	-	*	約 10	*	約 10	*	約 10
371 琴浦町	*	約 10	約 10	0	-	*	*	*	*	*	*
372 北栄町	約 60	約 250	約 290	0	-	*	約 10	*	*	*	*
384 日吉津村	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
386 大山町	*	*	*	0	-	*	*	*	*	*	*
389 南部町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
390 伯耆町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
401 日南町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
402 日野町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
403 江府町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
合計	約 9,700	約 20,000	約 34,000	29	約 7,200	約 790	約 3,500	約 330	約 2,000	約 630	約 2,500

市町村	避難所避難者数			ライフライン機能支障					
	冬18時（人）			電力	上水道	下水道	通信	都市ガス	LPガス
	1日後	1週間後	1ヶ月後	停電軒数 （直後：軒）	断水人口 （1日後：人）	機能支障人口 （1日後：人）	不通回線数 （直後：回線）	供給停止戸数 （直後：戸）	供給停止戸数 （直後：戸）
201 鳥取市	約 23,000	約 28,000	約 16,000	約 14,000	約 135,000	約 27,000	約 13,000	約 1,100	約 2,000
202 米子市	約 10	約 10	*	-	-	-	-	-	-
203 倉吉市	約 280	約 320	約 140	-	約 11,000	約 310	-	-	*
204 境港市	*	*	*	-	-	-	-	-	-
302 岩美町	約 120	約 150	約 70	*	約 1,200	約 70	*	-	約 10
325 若桜町	*	*	*	-	-	-	-	-	-
328 智頭町	*	*	*	-	-	-	-	-	-
329 八頭町	約 20	約 90	約 10	*	約 2,500	約 70	*	-	約 10
364 三朝町	*	約 10	*	-	約 2,300	約 30	-	-	*
370 湯梨浜町	約 310	約 320	約 160	*	約 10,000	約 250	*	-	*
371 琴浦町	*	*	*	-	-	-	-	-	-
372 北栄町	約 100	約 100	約 50	-	約 3,000	約 70	-	-	-
384 日吉津村	-	-	-	-	-	-	-	-	-
386 大山町	*	*	*	-	-	-	-	-	-
389 南部町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
390 伯耆町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
401 日南町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
402 日野町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
403 江府町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	約 24,000	約 29,000	約 16,000	約 14,000	約 166,000	約 27,000	約 13,000	約 1,100	約 2,000

(2) 主な被害想定結果総括表（倉吉南方の推定断層の地震）

市町村	現況データ				地震動・液状化								
	人口（人）			建物棟数 （棟）	計測震度面積率					液状化危険度面積率			
	深夜	12時	18時		5弱以下	5強	6弱	6強	7	かなり低い PL=0	低い 0<PL≤5	高い 5<PL≤15	極めて高い 15<PL
201 鳥取市	197,000	199,000	198,000	95,600	79.3%	15.3%	5.3%	0.0%	0.0%	13.4%	1.7%	0.2%	0.1%
202 米子市	148,000	150,000	149,000	60,800	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	64.4%	3.7%	0.4%	0.0%
203 倉吉市	51,000	57,000	54,000	26,700	0.5%	28.6%	57.1%	13.0%	0.7%	6.3%	1.5%	2.9%	3.4%
204 境港市	35,000	34,000	35,000	21,700	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	99.4%	0.2%	0.0%	0.0%
302 岩美町	12,000	10,000	11,000	7,300	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.8%	0.1%	0.0%	0.0%
325 若桜町	3,900	3,300	3,500	2,900	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%
328 智頭町	7,700	7,200	7,400	5,200	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
329 八頭町	18,000	14,000	16,000	10,400	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.0%	0.0%	0.0%	0.0%
364 三朝町	7,000	6,800	6,900	4,400	17.5%	49.1%	26.3%	7.0%	0.1%	3.0%	0.0%	0.1%	0.0%
370 湯梨浜町	17,000	14,000	15,000	9,900	0.0%	22.7%	52.9%	23.6%	0.8%	11.8%	3.3%	2.5%	7.9%
371 琴浦町	19,000	17,000	18,000	12,900	46.2%	44.6%	8.8%	0.4%	0.0%	5.1%	2.3%	1.6%	0.5%
372 北栄町	15,000	14,000	14,000	8,900	2.5%	30.7%	60.2%	6.6%	0.0%	4.7%	16.3%	8.5%	13.2%
384 日吉津村	3,300	4,900	4,300	2,100	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
386 大山町	17,000	15,000	16,000	10,300	99.4%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	12.0%	0.2%	0.0%	0.0%
389 南部町	12,000	9,100	10,000	5,300	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.9%	0.8%	0.4%	0.0%
390 伯耆町	12,000	9,500	10,000	7,200	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.0%	0.0%	0.0%	0.0%
401 日南町	5,500	5,000	5,200	3,500	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
402 日野町	3,700	3,900	3,800	2,500	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
403 江府町	3,400	3,000	3,200	2,400	96.9%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	589,000	578,000	582,000	299,800	76.2%	11.7%	9.9%	2.1%	0.1%	10.0%	1.1%	0.6%	0.7%

概数としており、合計が一致しない場合がある。

市町村	建物被害<冬>			火災（冬18時）		人的被害					
	全壊 （棟）	半壊 （棟）	一部損壊 （棟）	出火件数 （件）	消失棟数 （棟）	冬深夜（人）		夏12時（人）		冬18時（人）	
						死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数
201 鳥取市	約 130	約 750	約 2,800	1	-	約 10	約 70	*	約 70	*	約 60
202 米子市	約 90	約 370	約 10	0	-	*	*	*	*	*	*
203 倉吉市	約 3,700	約 5,800	約 8,800	10	約 1,100	約 280	約 1,100	約 110	約 690	約 210	約 830
204 境港市	*	*	-	0	-	-	-	-	-	-	-
302 岩美町	*	*	*	0	-	*	*	*	*	*	*
325 若桜町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
328 智頭町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
329 八頭町	-	-	-	0	-	*	*	*	*	*	*
364 三朝町	約 260	約 550	約 1,400	1	*	約 20	約 100	約 10	約 60	約 10	約 70
370 湯梨浜町	約 680	約 1,800	約 3,000	2	約 70	約 30	約 200	約 10	約 140	約 30	約 160
371 琴浦町	約 80	約 310	約 1,800	0	-	*	約 30	*	約 20	*	約 20
372 北栄町	約 360	約 1,300	約 2,700	1	*	約 10	約 110	*	約 70	約 10	約 80
384 日吉津村	-	-	*	0	-	-	-	-	-	-	-
386 大山町	*	*	約 20	0	-	*	*	*	*	*	*
389 南部町	約 10	約 50	*	0	-	*	*	*	*	*	*
390 伯耆町	*	*	*	0	-	*	*	*	*	*	*
401 日南町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
402 日野町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
403 江府町	-	*	*	0	-	*	*	*	*	*	*
合計	約 5,300	約 11,000	約 21,000	15	約 1,200	約 350	約 1,600	約 130	約 1,100	約 260	約 1,200

市町村	避難所避難者数			ライフライン機能支障					
	冬18時（人）			電力 停電軒数 （直後：軒）	上水道 断水人口 （1日後：人）	下水道 機能支障人口 （1日後：人）	通信 不通回線数 （直後：回線）	都市ガス 供給停止戸数 （直後：戸）	LPガス 供給停止戸数 （直後：戸）
	1日後	1週間後	1ヶ月後						
201 鳥取市	約 280	約 400	約 150	*	約 17,000	約 610	*	*	約 60
202 米子市	約 210	約 170	約 100	-	-	約 360	-	-	-
203 倉吉市	約 6,000	約 7,500	約 4,300	約 3,000	約 32,000	約 4,100	約 2,600	-	約 890
204 境港市	*	*	*	-	-	-	-	-	-
302 岩美町	*	*	*	-	-	-	-	-	-
325 若桜町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
328 智頭町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
329 八頭町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
364 三朝町	約 300	約 500	約 260	約 40	約 3,600	約 310	約 30	-	約 270
370 湯梨浜町	約 1,000	約 1,400	約 760	約 180	約 12,000	約 860	約 200	-	約 260
371 琴浦町	約 100	約 160	約 60	*	約 800	約 90	約 10	-	約 10
372 北栄町	約 550	約 910	約 410	約 40	約 10,000	約 560	約 40	-	約 110
384 日吉津村	-	-	-	-	-	-	-	-	-
386 大山町	*	*	*	-	-	約 50	-	-	-
389 南部町	約 30	約 20	約 10	-	-	-	-	-	-
390 伯耆町	*	*	*	-	-	-	-	-	-
401 日南町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
402 日野町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
403 江府町	*	*	*	-	-	-	-	-	-
合計	約 8,500	約 11,000	約 6,100	約 3,200	約 77,000	約 6,900	約 2,900	*	約 1,600

(3) 主な被害想定結果総括表 (鳥取県西部地震の地震)

市町村	現況データ				地震動・液状化									
	人口(人)			建物棟数(棟)	計測震度面積率					液状化危険度面積率				
	深夜	12時	18時		5弱以下	5強	6弱	6強	7	かなり低い PL=0	低い 0<PL≤5	高い 5<PL≤15	極めて高い 15<PL	
201 鳥取市	197,000	199,000	198,000	95,600	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.3%	0.0%	0.0%	0.0%
202 米子市	148,000	150,000	149,000	60,800	3.6%	55.6%	36.5%	4.1%	0.2%	35.2%	18.0%	11.8%	3.6%	
203 倉吉市	51,000	57,000	54,000	26,700	93.8%	6.2%	0.0%	0.0%	0.0%	13.2%	0.8%	0.2%	0.0%	
204 境港市	35,000	34,000	35,000	21,700	8.4%	30.8%	58.5%	2.3%	0.0%	80.3%	14.4%	4.1%	0.8%	
302 岩美町	12,000	10,000	11,000	7,300	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.9%	0.0%	0.0%	0.0%	
325 若桜町	3,900	3,300	3,500	2,900	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	
328 智頭町	7,700	7,200	7,400	5,200	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	
329 八頭町	18,000	14,000	16,000	10,400	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
364 三朝町	7,000	6,800	6,900	4,400	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	
370 湯梨浜町	17,000	14,000	15,000	9,900	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	23.2%	1.8%	0.5%	0.0%	
371 琴浦町	19,000	17,000	18,000	12,900	89.9%	9.9%	0.2%	0.0%	0.0%	9.2%	0.3%	0.0%	0.0%	
372 北栄町	15,000	14,000	14,000	8,900	99.0%	0.9%	0.1%	0.0%	0.0%	35.9%	6.1%	0.8%	0.0%	
384 日吉津村	3,300	4,900	4,300	2,100	0.0%	69.7%	30.3%	0.0%	0.0%	23.6%	41.6%	25.8%	9.0%	
386 大山町	17,000	15,000	16,000	10,300	5.7%	42.0%	0.3%	0.0%	0.0%	11.6%	0.6%	0.0%	0.0%	
389 南部町	12,000	9,100	10,000	5,300	0.0%	0.0%	45.0%	54.7%	0.4%	8.3%	1.5%	1.8%	1.5%	
390 伯耆町	12,000	9,500	10,000	7,200	0.0%	29.1%	61.4%	9.5%	0.0%	6.0%	0.9%	0.0%	0.0%	
401 日南町	5,500	5,000	5,200	3,500	37.3%	42.5%	17.9%	2.4%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	
402 日野町	3,700	3,900	3,800	2,500	0.0%	27.2%	62.0%	10.8%	0.0%	0.5%	0.1%	0.0%	0.0%	
403 江府町	3,400	3,000	3,200	2,400	5.2%	64.4%	29.6%	0.7%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	
合計	589,000	578,000	582,000	299,800	71.4%	14.4%	11.2%	3.1%	0.0%	10.3%	1.2%	0.6%	0.2%	

概数としており、合計が一致しない場合がある。

市町村	建物被害<冬>			火災(冬18時)		人的被害						
	全壊(棟)	半壊(棟)	一部損壊(棟)	出火件数(件)	消失棟数(棟)	冬深夜(人)		夏12時(人)		冬18時(人)		
						死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	
201 鳥取市	*	*	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
202 米子市	約 3,400	約 11,000	約 15,000	4	約 4,400	約 30	約 410	約 20	約 220	約 160	約 420	
203 倉吉市	約 30	約 140	約 140	0	-	*	約 10	*	約 10	*	約 10	
204 境港市	約 1,200	約 4,500	約 5,000	1	-	*	約 60	*	約 40	*	約 50	
302 岩美町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
325 若桜町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
328 智頭町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
329 八頭町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
364 三朝町	-	-	-	0	-	*	*	*	*	*	*	*
370 湯梨浜町	約 10	約 70	約 10	0	-	*	*	*	*	*	*	*
371 琴浦町	*	約 10	約 90	0	-	*	約 10	*	*	*	*	*
372 北栄町	約 30	約 110	約 50	0	-	*	*	*	*	*	*	*
384 日吉津村	約 40	約 240	約 470	0	-	*	約 10	*	*	*	約 10	
386 大山町	約 10	約 20	約 460	0	-	*	約 10	*	約 10	*	約 10	
389 南部町	約 510	約 1,100	約 1,900	2	*	約 30	約 180	約 10	約 100	約 20	約 130	
390 伯耆町	約 60	約 310	約 2,000	1	-	*	約 40	*	約 30	*	約 30	
401 日南町	約 40	約 130	約 620	0	-	*	約 10	*	約 10	*	約 10	
402 日野町	約 110	約 370	約 870	0	-	約 10	約 60	*	約 30	約 10	約 40	
403 江府町	約 20	約 110	約 590	0	-	*	約 10	*	約 10	*	約 10	
合計	約 5,400	約 18,000	約 27,000	8	約 4,400	約 90	約 810	約 30	約 450	約 200	約 710	

市町村	避難所避難者数			ライフライン機能支障					
	冬18時(人)			電力	上水道	下水道	通信	都市ガス	LPガス
	1日後	1週間後	1ヶ月後	停電軒数(直後:軒)	断水人口(1日後:人)	機能支障人口(1日後:人)	不通回線数(直後:回線)	供給停止戸数(直後:戸)	供給停止戸数(直後:戸)
201 鳥取市	*	*	*	-	-	-	-	-	-
202 米子市	約 14,000	約 13,000	約 7,300	約 9,300	約 123,000	約 13,000	約 7,500	約 7,400	約 620
203 倉吉市	約 50	約 50	約 30	-	約 40	約 60	-	-	-
204 境港市	約 1,700	約 1,900	約 930	約 10	約 33,000	約 4,300	約 10	-	約 180
302 岩美町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
325 若桜町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
328 智頭町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
329 八頭町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
364 三朝町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
370 湯梨浜町	約 20	約 20	約 10	-	-	約 30	-	-	-
371 琴浦町	*	*	*	-	約 40	約 20	-	-	*
372 北栄町	約 40	約 40	約 20	-	約 220	約 40	-	-	*
384 日吉津村	約 70	約 100	約 40	*	約 2,500	約 40	*	-	約 10
386 大山町	約 10	約 20	*	-	約 2,800	約 40	-	-	*
389 南部町	約 820	約 1,300	約 680	約 90	約 9,200	約 570	約 70	-	約 350
390 伯耆町	約 90	約 270	約 80	約 10	約 7,100	約 130	約 10	-	約 210
401 日南町	約 40	約 60	約 20	*	約 2,500	-	*	-	約 40
402 日野町	約 120	約 200	約 90	約 10	約 2,100	約 120	約 20	-	約 130
403 江府町	約 30	約 70	約 20	*	約 2,200	約 70	*	-	約 40
合計	約 17,000	約 17,000	約 9,200	約 9,400	約 185,000	約 18,000	約 7,600	約 7,400	約 1,600

(4) 主な被害想定結果総括表 (F55 断層 (大すべり左側) の地震)

市町村	現況データ				地震動・液状化								
	人口(人)			建物棟数 (棟)	計測震度面積率				液状化危険度面積率				
	深夜	12時	18時		5弱以下	5強	6弱	6強	7	かなり低い PL=0	低い 0<PL≤5	高い 5<PL≤15	極めて高い 15<PL
201 鳥取市	197,000	199,000	198,000	95,600	84.0%	14.8%	1.1%	0.0%	0.0%	12.7%	2.2%	0.4%	0.0%
202 米子市	148,000	150,000	149,000	60,800	16.5%	70.1%	12.3%	1.0%	0.0%	21.3%	16.9%	15.8%	14.5%
203 倉吉市	51,000	57,000	54,000	26,700	56.0%	41.5%	2.2%	0.3%	0.0%	10.8%	1.9%	1.5%	0.1%
204 境港市	35,000	34,000	35,000	21,700	3.3%	72.9%	21.6%	2.1%	0.0%	24.8%	35.1%	24.8%	15.0%
302 岩美町	12,000	10,000	11,000	7,300	72.6%	25.7%	1.8%	0.0%	0.0%	11.4%	0.3%	0.1%	0.1%
325 若桜町	3,900	3,300	3,500	2,900	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%
328 智頭町	7,700	7,200	7,400	5,200	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
329 八頭町	18,000	14,000	16,000	10,400	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.0%	0.0%	0.0%	0.0%
364 三朝町	7,000	6,800	6,900	4,400	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%
370 湯梨浜町	17,000	14,000	15,000	9,900	57.3%	37.4%	5.3%	0.0%	0.0%	16.1%	2.2%	5.8%	1.4%
371 琴浦町	19,000	17,000	18,000	12,900	0.4%	72.1%	26.8%	0.7%	0.0%	6.0%	2.5%	0.9%	0.1%
372 北栄町	15,000	14,000	14,000	8,900	0.9%	71.8%	26.9%	0.4%	0.0%	15.9%	14.6%	10.5%	1.7%
384 日吉津村	3,300	4,900	4,300	2,100	0.0%	38.2%	61.8%	0.0%	0.0%	7.9%	11.2%	33.7%	47.2%
386 大山町	17,000	15,000	16,000	10,300	0.3%	46.5%	50.2%	3.1%	0.0%	8.0%	1.9%	1.8%	0.4%
389 南部町	12,000	9,100	10,000	5,300	98.4%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	11.6%	0.4%	0.7%	0.4%
390 伯耆町	12,000	9,500	10,000	7,200	77.9%	22.1%	0.0%	0.0%	0.0%	6.9%	0.1%	0.0%	0.0%
401 日南町	5,500	5,000	5,200	3,500	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
402 日野町	3,700	3,900	3,800	2,500	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
403 江府町	3,400	3,000	3,200	2,400	90.4%	9.6%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	589,000	578,000	582,000	299,800	74.6%	19.5%	5.6%	0.3%	0.0%	7.8%	2.1%	1.6%	0.9%

概数としており、合計が一致しない場合がある。

市町村	建物被害<冬>			火災(冬18時)		人的被害					
	全壊 (棟)	半壊 (棟)	一部損壊 (棟)	出火件数 (件)	消失棟数 (棟)	冬深夜(人)		夏12時(人)		冬18時(人)	
						死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数
201 鳥取市	約 480	約 2,800	約 9,800	2	*	約 10	約 110	*	約 80	約 10	約 80
202 米子市	約 2,800	約 9,300	約 11,000	2	*	約 10	約 130	*	約 80	約 10	約 100
203 倉吉市	約 270	約 1,200	約 3,600	1	-	*	約 50	*	約 30	*	約 40
204 境港市	約 1,200	約 5,000	約 4,300	1	-	約 10	約 160	約 50	約 240	約 30	約 200
302 岩美町	約 80	約 320	約 850	0	-	*	約 70	*	約 50	*	約 50
325 若桜町	*	*	*	0	-	*	*	*	*	*	*
328 智頭町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
329 八頭町	*	*	*	0	-	*	*	*	*	*	*
364 三朝町	*	*	約 30	0	-	*	*	*	*	*	*
370 湯梨浜町	約 200	約 970	約 1,600	0	-	*	約 10	*	約 10	*	約 10
371 琴浦町	約 160	約 920	約 4,000	1	-	約 10	約 120	*	約 70	約 10	約 90
372 北栄町	約 170	約 770	約 2,100	0	-	*	約 30	*	約 20	*	約 20
384 日吉津村	約 50	約 290	約 560	0	-	*	約 10	*	約 10	*	約 10
386 大山町	約 300	約 1,200	約 3,300	1	*	約 20	約 190	約 10	約 110	約 10	約 140
389 南部町	約 20	約 60	約 110	0	-	*	約 10	*	*	*	*
390 伯耆町	*	約 10	約 360	0	-	*	約 10	*	*	*	*
401 日南町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
402 日野町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
403 江府町	*	*	約 10	0	-	*	*	*	*	*	*
合計	約 5,700	約 23,000	約 42,000	8	約 10	約 60	約 890	約 70	約 710	約 70	約 750

市町村	避難所避難者数			ライフライン機能支障					
	冬18時(人)			電力	上水道	下水道	通信	都市ガス	LPガス
	1日後	1週間後	1ヶ月後	停電軒数 (直後:軒)	断水人口 (1日後:人)	機能支障人口 (1日後:人)	不通回線数 (直後:回線)	供給停止戸数 (直後:戸)	供給停止戸数 (直後:戸)
201 鳥取市	約 1,100	約 2,000	約 1,100	約 40	約 71,000	約 2,600	約 30	約 10	約 30
202 米子市	約 5,900	約 6,200	約 3,100	約 30	約 107,000	約 3,100	約 20	*	約 210
203 倉吉市	約 470	約 760	約 290	約 10	約 20,000	約 650	約 10		約 30
204 境港市	約 2,700	約 1,900	約 950	約 30	約 30,000	約 1,500	約 20		約 80
302 岩美町	約 220	約 160	約 70	約 30	約 9,400	約 460	約 20		約 10
325 若桜町	*	*	*	-	約 700	-	-		-
328 智頭町	-	-	-	-	約 680	-	-		-
329 八頭町	*	*	*	-	約 4,900	約 10	-		-
364 三朝町	*	*	*	-	約 1,100	約 10	-		-
370 湯梨浜町	約 350	約 400	約 180	約 10	約 14,000	約 620	*		約 10
371 琴浦町	約 210	約 610	約 220	約 20	約 11,000	約 1,800	約 20		約 80
372 北栄町	約 280	約 410	約 160	*	約 12,000	約 750	*		約 30
384 日吉津村	約 80	約 150	約 60	*	約 2,800	約 90	約 10		約 20
386 大山町	約 440	約 980	約 410	約 40	約 13,000	約 1,300	約 60		約 140
389 南部町	約 30	約 30	約 20	-	約 980	約 10	-		-
390 伯耆町	*	約 10	*	-	約 3,300	約 30	-		-
401 日南町	-	-	-	-	-	-	-		-
402 日野町	-	-	-	-	-	-	-		-
403 江府町	*	*	*	-	約 210	-	-		-
合計	約 12,000	約 14,000	約 6,600	約 210	約 302,000	約 13,000	約 180	約 10	約 650

(5) 主な被害想定結果総括表（雨滝－釜戸断層の地震）

市町村	現況データ				地震動・液状化									
	人口（人）			建物棟数 （棟）	計測震度面積率					液状化危険度面積率				
	深夜	12時	18時		5弱以下	5強	6弱	6強	7	かなり低い PL=0	低い 0<PL≤5	高い 5<PL≤15	極めて高い 15<PL	
201 鳥取市	197,000	199,000	198,000	95,600	72.5%	11.4%	9.2%	6.7%	0.1%	8.9%	3.2%	2.3%	1.0%	
202 米子市	148,000	150,000	149,000	60,800	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	68.5%	0.1%	0.0%	0.0%	
203 倉吉市	51,000	57,000	54,000	26,700	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.5%	0.7%	0.0%	0.0%	
204 境港市	35,000	34,000	35,000	21,700	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	99.6%	0.0%	0.0%	0.0%	
302 岩美町	12,000	10,000	11,000	7,300	0.8%	39.4%	35.1%	24.3%	0.3%	7.4%	2.5%	1.2%	0.9%	
325 若桜町	3,900	3,300	3,500	2,900	64.2%	13.8%	21.2%	0.8%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	
328 智頭町	7,700	7,200	7,400	5,200	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	
329 八頭町	18,000	14,000	16,000	10,400	58.0%	23.0%	15.8%	3.2%	0.0%	8.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
364 三朝町	7,000	6,800	6,900	4,400	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	
370 湯梨浜町	17,000	14,000	15,000	9,900	99.9%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	22.1%	3.0%	0.3%	0.1%	
371 琴浦町	19,000	17,000	18,000	12,900	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.5%	0.0%	0.0%	0.0%	
372 北栄町	15,000	14,000	14,000	8,900	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	39.1%	3.2%	0.3%	0.1%	
384 日吉津村	3,300	4,900	4,300	2,100	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
386 大山町	17,000	15,000	16,000	10,300	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.2%	0.0%	0.0%	0.0%	
389 南部町	12,000	9,100	10,000	5,300	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.1%	0.0%	0.0%	0.0%	
390 伯耆町	12,000	9,500	10,000	7,200	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
401 日南町	5,500	5,000	5,200	3,500	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	
402 日野町	3,700	3,900	3,800	2,500	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	
403 江府町	3,400	3,000	3,200	2,400	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	
合計	589,000	578,000	582,000	299,800	86.1%	6.0%	5.3%	2.5%	0.0%	10.7%	0.9%	0.5%	0.2%	

概数としており、合計が一致しない場合がある。

市町村	建物被害<冬>			火災（冬18時）		人的被害					
	全壊 （棟）	半壊 （棟）	一部損壊 （棟）	出火件数 （件）	消失棟数 （棟）	冬深夜（人）		夏12時（人）		冬18時（人）	
						死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数
201 鳥取市	約 1,200	約 5,800	約 15,000	5	約 10	約 30	約 350	約 10	約 200	約 20	約 250
202 米子市	*	*	-	0	-	-	-	-	-	-	-
203 倉吉市	約 20	約 110	*	0	-	*	*	*	*	*	*
204 境港市	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
302 岩美町	約 340	約 860	約 1,900	1	-	約 20	約 90	約 10	約 50	約 10	約 60
325 若桜町	約 10	約 40	約 190	0	-	*	*	*	*	*	*
328 智頭町	-	-	*	0	-	*	*	*	*	*	*
329 八頭町	約 10	約 20	約 560	0	-	*	約 10	*	約 10	*	約 10
364 三朝町	-	-	*	0	-	*	*	*	*	*	*
370 湯梨浜町	約 20	約 90	約 10	0	-	*	*	*	*	*	*
371 琴浦町	-	-	*	0	-	-	-	-	-	-	-
372 北栄町	約 10	約 60	*	0	-	*	*	*	*	*	*
384 日吉津村	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
386 大山町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
389 南部町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
390 伯耆町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
401 日南町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
402 日野町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
403 江府町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-
合計	約 1,600	約 6,900	約 17,000	6	約 10	約 50	約 470	約 20	約 250	約 40	約 330

市町村	避難所避難者数			ライフライン機能支障					
	冬18時（人）			電力	上水道	下水道	通信	都市ガス	LPガス
	1日後	1週間後	1ヶ月後	停電軒数 （直後：軒）	断水人口 （1日後：人）	機能支障人口 （1日後：人）	不通回線数 （直後：回線）	供給停止戸数 （直後：戸）	供給停止戸数 （直後：戸）
201 鳥取市	約 2,400	約 4,200	約 1,700	約 90	約 74,000	約 3,500	約 100	約 10	約 380
202 米子市	*	*	*	-	-	-	-	-	-
203 倉吉市	約 40	約 30	約 20	-	-	約 190	-	-	-
204 境港市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
302 岩美町	約 460	約 580	約 280	約 20	約 7,200	約 240	約 30	-	約 250
325 若桜町	約 10	約 10	約 10	*	約 70	約 20	*	-	約 30
328 智頭町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
329 八頭町	約 10	約 30	約 10	*	約 140	約 50	*	-	約 30
364 三朝町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
370 湯梨浜町	約 30	約 20	約 10	-	-	約 40	-	-	-
371 琴浦町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
372 北栄町	約 20	約 20	約 10	-	約 10	約 30	-	-	-
384 日吉津村	-	-	-	-	-	-	-	-	-
386 大山町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
389 南部町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
390 伯耆町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
401 日南町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
402 日野町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
403 江府町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	約 3,000	約 4,900	約 2,000	約 120	約 82,000	約 4,100	約 120	約 10	約 690

(6) 主な被害想定結果総括表（宍道（鹿島）断層（22km）の地震）

市町村	現況データ				地震動・液状化								
	人口（人）			建物棟数 （棟）	計測震度面積率					液状化危険度面積率			
	深夜	12時	18時		5弱以下	5強	6弱	6強	7	かなり低い PL=0	低い 0<PL≤5	高い 5<PL≤15	極めて高い 15<PL
201 鳥取市	197,000	199,000	198,000	95,600	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.3%	0.0%	0.0%	0.0%
202 米子市	148,000	150,000	149,000	60,800	97.7%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	50.4%	13.2%	4.1%	0.9%
203 倉吉市	51,000	57,000	54,000	26,700	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.2%	0.0%	0.0%	0.0%
204 境港市	35,000	34,000	35,000	21,700	35.1%	64.5%	0.4%	0.0%	0.0%	37.6%	25.1%	28.9%	8.0%
302 岩美町	12,000	10,000	11,000	7,300	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.9%	0.0%	0.0%	0.0%
325 若桜町	3,900	3,300	3,500	2,900	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%
328 智頭町	7,700	7,200	7,400	5,200	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
329 八頭町	18,000	14,000	16,000	10,400	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.0%	0.0%	0.0%	0.0%
364 三朝町	7,000	6,800	6,900	4,400	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%
370 湯梨浜町	17,000	14,000	15,000	9,900	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.5%	0.0%	0.0%	0.0%
371 琴浦町	19,000	17,000	18,000	12,900	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.5%	0.0%	0.0%	0.0%
372 北栄町	15,000	14,000	14,000	8,900	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	42.7%	0.0%	0.0%	0.0%
384 日吉津村	3,300	4,900	4,300	2,100	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	75.3%	24.7%	0.0%	0.0%
386 大山町	17,000	15,000	16,000	10,300	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.1%	0.1%	0.0%	0.0%
389 南部町	12,000	9,100	10,000	5,300	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.9%	0.8%	0.5%	0.0%
390 伯耆町	12,000	9,500	10,000	7,200	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.0%	0.0%	0.0%	0.0%
401 日南町	5,500	5,000	5,200	3,500	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
402 日野町	3,700	3,900	3,800	2,500	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
403 江府町	3,400	3,000	3,200	2,400	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	589,000	578,000	582,000	299,800	99.3%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	0.8%	0.4%	0.1%

概数としており、合計が一致しない場合がある。

市町村	建物被害<冬>			火災（冬18時）		人的被害						
	全壊 （棟）	半壊 （棟）	一部損壊 （棟）	出火件数 （件）	消失棟数 （棟）	冬深夜（人）		夏12時（人）		冬18時（人）		
						死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	
201 鳥取市	*	*	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
202 米子市	約 820	約 2,400	約 240	0	-	*	約 30	*	約 20	*	約 20	*
203 倉吉市	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
204 境港市	約 620	約 2,600	約 2,400	1	-	*	約 20	*	約 10	*	約 10	*
302 岩美町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
325 若桜町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
328 智頭町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
329 八頭町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
364 三朝町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
370 湯梨浜町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
371 琴浦町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
372 北栄町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
384 日吉津村	*	約 20	*	0	-	*	*	*	*	*	*	*
386 大山町	*	*	*	0	-	*	*	*	*	*	*	*
389 南部町	約 20	約 50	*	0	-	*	*	*	*	*	*	*
390 伯耆町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
401 日南町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
402 日野町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
403 江府町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	約 1,500	約 5,100	約 2,700	1	-	*	約 50	*	約 40	*	約 40	*

市町村	避難所避難者数			ライフライン機能支障					
	冬18時（人）			電力	上水道	下水道	通信	都市ガス	LPガス
	1日後	1週間後	1ヶ月後	停電軒数 （直後：軒）	断水人口 （1日後：人）	機能支障人口 （1日後：人）	不通回線数 （直後：回線）	供給停止戸数 （直後：戸）	供給停止戸数 （直後：戸）
201 鳥取市	*	*	*	-	-	-	-	-	-
202 米子市	約 1,700	約 1,400	約 830	-	約 8,500	約 430	-	-	-
203 倉吉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
204 境港市	約 940	約 890	約 470	-	約 28,000	約 730	-	-	*
302 岩美町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
325 若桜町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
328 智頭町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
329 八頭町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
364 三朝町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
370 湯梨浜町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
371 琴浦町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
372 北栄町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
384 日吉津村	約 10	約 10	*	-	-	約 10	-	-	-
386 大山町	*	*	*	-	-	-	-	-	-
389 南部町	約 30	約 20	約 10	-	-	-	-	-	-
390 伯耆町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
401 日南町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
402 日野町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
403 江府町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	約 2,600	約 2,300	約 1,300	-	約 37,000	約 1,200	-	-	*



(7) 主な被害想定結果総括表 (宍道 (鹿島) 断層 (39km) の地震)

市町村	現況データ				地震動・液状化									
	人口 (人)			建物棟数 (棟)	計測震度面積率					液状化危険度面積率				
	深夜	12時	18時		5弱以下	5強	6弱	6強	7	かなり低い PL=0	低い 0<PL≤5	高い 5<PL≤15	極めて高い 15<PL	
201 鳥取市	197,000	199,000	198,000	95,600	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.3%	0.0%	0.0%	0.0%
202 米子市	148,000	150,000	149,000	60,800	80.9%	16.7%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	27.8%	19.1%	11.9%	9.7%
203 倉吉市	51,000	57,000	54,000	26,700	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.1%	0.1%	0.0%	0.0%
204 境港市	35,000	34,000	35,000	21,700	0.0%	20.7%	69.4%	9.9%	0.0%	0.0%	0.4%	6.2%	10.5%	82.5%
302 岩美町	12,000	10,000	11,000	7,300	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.9%	0.0%	0.0%	0.0%
325 若桜町	3,900	3,300	3,500	2,900	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%
328 智頭町	7,700	7,200	7,400	5,200	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
329 八頭町	18,000	14,000	16,000	10,400	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.0%	0.0%	0.0%	0.0%
364 三朝町	7,000	6,800	6,900	4,400	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%
370 湯梨浜町	17,000	14,000	15,000	9,900	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.4%	0.2%	0.0%	0.0%
371 琴浦町	19,000	17,000	18,000	12,900	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.5%	0.0%	0.0%	0.0%
372 北栄町	15,000	14,000	14,000	8,900	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	41.9%	0.8%	0.0%	0.0%
384 日吉津村	3,300	4,900	4,300	2,100	58.4%	41.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	32.6%	40.5%	24.7%	2.2%
386 大山町	17,000	15,000	16,000	10,300	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.0%	1.1%	0.1%	0.0%
389 南部町	12,000	9,100	10,000	5,300	99.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.5%	0.4%	0.7%	0.0%
390 伯耆町	12,000	9,500	10,000	7,200	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.0%	0.0%	0.0%	0.0%
401 日南町	5,500	5,000	5,200	3,500	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
402 日野町	3,700	3,900	3,800	2,500	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
403 江府町	3,400	3,000	3,200	2,400	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	589,000	578,000	582,000	299,800	98.3%	0.9%	0.7%	0.1%	0.0%	0.0%	9.7%	1.0%	0.6%	1.1%

概数としており、合計が一致しない場合がある。

市町村	建物被害<冬>			火災 (冬18時)		人的被害						
	全壊 (棟)	半壊 (棟)	一部損壊 (棟)	出火件数 (件)	消失棟数 (棟)	冬深夜 (人)		夏12時 (人)		冬18時 (人)		
						死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	
201 鳥取市	*	*	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
202 米子市	約 2,300	約 7,000	約 2,900	1	-	*	約 90	*	約 80	*	約 80	*
203 倉吉市	*	約 10	*	0	-	*	*	*	*	*	*	*
204 境港市	約 2,700	約 9,700	約 7,700	3	約 20	約 30	約 320	約 10	約 180	約 20	約 230	*
302 岩美町	*	*	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
325 若桜町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
328 智頭町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
329 八頭町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
364 三朝町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
370 湯梨浜町	*	約 10	-	0	-	*	*	*	*	*	*	*
371 琴浦町	*	*	*	0	-	-	-	-	-	-	-	-
372 北栄町	*	約 10	*	0	-	-	-	-	-	-	-	-
384 日吉津村	約 30	約 130	約 110	0	-	-	-	-	-	-	-	-
386 大山町	*	*	*	0	-	-	-	-	-	-	-	-
389 南部町	約 20	約 60	約 50	0	-	-	-	-	-	-	-	-
390 伯耆町	*	*	*	0	-	-	-	-	-	-	-	-
401 日南町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
402 日野町	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-
403 江府町	-	-	-	0	-	*	*	*	*	*	*	*
合計	約 5,000	約 17,000	約 11,000	4	約 20	約 30	約 430	約 10	約 260	約 20	約 310	*

市町村	避難所避難者数			ライフライン機能支障					
	冬18時 (人)			電力	上水道	下水道	通信	都市ガス	LPガス
	1日後	1週間後	1ヶ月後	停電軒数 (直後:軒)	断水人口 (1日後:人)	機能支障人口 (1日後:人)	不通回線数 (直後:回線)	供給停止戸数 (直後:戸)	供給停止戸数 (直後:戸)
201 鳥取市	*	*	*	-	-	-	-	-	-
202 米子市	約 4,600	約 4,000	約 2,300	*	約 21,000	約 660	*	*	約 20
203 倉吉市	*	*	*	-	-	約 80	-	-	-
204 境港市	約 3,900	約 4,300	約 2,300	約 120	約 34,000	約 2,700	約 110	-	約 280
302 岩美町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
325 若桜町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
328 智頭町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
329 八頭町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
364 三朝町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
370 湯梨浜町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
371 琴浦町	*	*	*	-	-	-	-	-	-
372 北栄町	*	*	*	-	-	-	-	-	-
384 日吉津村	約 40	約 30	約 20	-	-	約 10	-	-	-
386 大山町	*	*	*	-	-	-	-	-	-
389 南部町	約 30	約 30	約 20	-	約 40	約 10	-	-	-
390 伯耆町	*	*	*	-	-	約 20	-	-	-
401 日南町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
402 日野町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
403 江府町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	約 8,600	約 8,400	約 4,600	約 120	約 55,000	約 3,500	約 110	*	約 300

(8) 主な被害想定結果総括表 (佐渡北方沖断層の地震)

市町村	現況データ				地震動・液状化								
	人口(人)			建物棟数(棟)	計測震度面積率					液状化危険度面積率			
	深夜	12時	18時		5弱以下	5強	6弱	6強	7	かなり低い PL=0	低い 0<PL≤5	高い 5<PL≤15	極めて高い 15<PL
201 鳥取市	197,000	199,000	198,000	95,600									
202 米子市	148,000	150,000	149,000	60,800									
203 倉吉市	51,000	57,000	54,000	26,700									
204 境港市	35,000	34,000	35,000	21,700									
302 岩美町	12,000	10,000	11,000	7,300									
325 若桜町	3,900	3,300	3,500	2,900									
328 智頭町	7,700	7,200	7,400	5,200									
329 八頭町	18,000	14,000	16,000	10,400									
364 三朝町	7,000	6,800	6,900	4,400									
370 湯梨浜町	17,000	14,000	15,000	9,900									
371 琴浦町	19,000	17,000	18,000	12,900									
372 北栄町	15,000	14,000	14,000	8,900									
384 日吉津村	3,300	4,900	4,300	2,100									
386 大山町	17,000	15,000	16,000	10,300									
389 南部町	12,000	9,100	10,000	5,300									
390 伯耆町	12,000	9,500	10,000	7,200									
401 日南町	5,500	5,000	5,200	3,500									
402 日野町	3,700	3,900	3,800	2,500									
403 江府町	3,400	3,000	3,200	2,400									
合計	589,000	578,000	582,000	299,800									

四捨五入しており、合計が一致しない場合がある。

市町村	建物被害<冬>			火災(冬18時)		人的被害					
	全壊(棟)	半壊(棟)	一部損壊(棟)	出火件数(件)	消失棟数(棟)	冬深夜(人)		夏12時(人)		冬18時(人)	
						死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数
201 鳥取市	約 10	約 50				約 10	*	*	*	*	*
202 米子市	*	*									
203 倉吉市											
204 境港市	約 30	約 960				約 50	約 190	約 60	約 300	約 50	約 260
302 岩美町	*	約 20				*	*	*	*	*	*
325 若桜町											
328 智頭町											
329 八頭町											
364 三朝町											
370 湯梨浜町	*	約 10				*	約 10	*	*	*	約 10
371 琴浦町											
372 北栄町											
384 日吉津村											
386 大山町	*	*									
389 南部町											
390 伯耆町											
401 日南町											
402 日野町											
403 江府町											
合計	約 40	約 1,000				約 60	約 200	約 60	約 300	約 50	約 260

市町村	避難所避難者数			ライフライン機能支障					
	冬18時(人)			電力	上水道	下水道	通信	都市ガス	LPガス
	1日後	1週間後	1ヶ月後	停電軒数(直後:軒)	断水人口(1日後:人)	機能支障人口(1日後:人)	不通回線数(直後:回線)	供給停止戸数(直後:戸)	供給停止戸数(直後:戸)
201 鳥取市	約 130	約 40	約 10	約 40	約 1,900	約 20	約 30	約 10	
202 米子市	約 10	約 10	*	約 10	約 10	約 10	約 10	*	
203 倉吉市									
204 境港市	約 970	約 220	約 70	約 40	約 30	約 20	約 20		
302 岩美町	約 80	約 10	*	約 30	*		約 20		
325 若桜町									
328 智頭町									
329 八頭町									
364 三朝町									
370 湯梨浜町	約 30	*	*	*	*	*	*		
371 琴浦町					*		*		
372 北栄町					*				
384 日吉津村					*				
386 大山町	*	*	*	約 10	*		*		
389 南部町									
390 伯耆町									
401 日南町									
402 日野町									
403 江府町									
合計	約 1,200	約 270	約 90	約 140	約 1,900	約 50	約 80	約 10	

## 3 被害等の概況

区分	内容
人的被害	<p><b>(死者)</b> 鹿野・吉岡断層の地震の冬深夜の場合が大きく、約790人となっている。次いで、鹿野・吉岡断層の地震の冬18時の場合で約630人、さらに倉吉南方の推定断層の地震の冬深夜の場合で約350人となっている。 要因別では各地震の季節・時間とも、大半で建物倒壊による死者が大きくなっているが、F55断層の地震の複数のケースでは、津波による死者数が要因別に最も大きくなっており、鳥取県西部地震断層の地震の冬18時の場合は、火災による死者数が要因別で最も大きくなっている。</p> <p><b>(避難者等)</b> 自力脱出困難者は、鹿野・吉岡断層の地震が最も大きく、冬深夜の場合で約1,600人となっている。 避難者は、各地震とも冬18時の場合が大きく、最大となっている鹿野・吉岡断層の地震の場合、被災1日後で約40,000人、ピークとなる被災1週間後で約57,000人となっている。被災1週間後では、次いで、鳥取県西部地震断層の地震の場合で約31,000人、さらにF55断層の場合（各ケースとも）で約27,000人となっている。 また、要配慮者避難者、車中泊避難者も鹿野・吉岡断層の地震が最も大きくなっている。</p> <p><b>&lt;被害から予想される対策支援支障：救出・救助&gt;</b> 本調査においても、自力脱出困難者が、鹿野・吉岡断層による地震の冬・深夜のケースにおける約1,100人～1,600人を最大として、ほとんどの地震で約40人～約600人の範囲で発生すると予測している。住民の共助による救助活動に期待するところもあるが、専門的な技術・技能や資機材を必要とする現場も少なくないことから、消防機関等をどのように確保、配置して迅速な救出活動を行うかについて、事前のシミュレーションや計画作成が重要と考えられる。 また、根本的な対策である建物の全壊・焼失棟数の減少に向けて、建物の耐震化・耐火化の推進や、出火・延焼の抑止のためのハード・ソフト対策の推進を図る必要がある。</p>
建物被害	<p>建物被害は、各地震とも冬18時の場合が大きく、最も被害が大きいののは鹿野・吉岡断層の地震であり、全壊・焼失棟数が約17,000棟となっている。次いで、鳥取県西部地震断層の地震の場合で約9,800棟、さらに倉吉南方の推定断層の地震の場合で約6,400棟となっている。 地震火災の被害は、鹿野・吉岡断層の地震が最も大きく、最大で冬18時の設定で約7,200棟が焼失すると予測された。次いで鳥取県西部地震断層の地震の場合で、冬18時の設定で約4,400棟が焼失し、さらに、倉吉南方の推定断層の地震で、冬18時の設定で約1,200棟が焼失すると予測された。</p>
交通施設被害	<p><b>(道路)</b> 橋梁被害は、鹿野・吉岡断層の地震が最も被害状況が大きく、中規模損傷が11橋梁と予測された。 なお、今回の想定地震によっては、対象橋梁で大規模損傷となる橋梁は予測されなかった。</p> <p><b>(鉄道)</b> 鉄道被害は、F55断層の地震が最も被害状況が大きく、揺れによる被害と津波による被害を合わせて、約190箇所と予測された。</p> <p><b>(港湾・漁港)</b> 岸壁・物揚場の被害は、宍道（鹿島）断層（39km）の地震が最も大きく、約64箇所と予測され、次いでF55断層の地震でも約61箇所の被害が予測された。 防波堤の被害は、佐渡島北方沖断層の津波で被害が発生すると予測された。</p> <p><b>(空港)</b> 鳥取空港は、鹿野・吉岡断層の地震により、滑走路の一部で液状化の可能性が懸念される。なお、鳥取空港では、液状化対策の必要性などの調査も実施しており、砂丘が主な地形で地下水位も低いことから、調査時点で滑走路の液状化対策の必要性は低いとの結論となっている。 米子空港は、宍道（鹿島）断層（39km）の地震により、滑走路の液状化のため機能低下が懸念され、鳥取県西部地震断層の地震等により、滑走路の一部で液状化の可能性が懸念される。なお、2000年鳥取県西部地震の際には、米子空港は一部の滑走路で液状化が発生したが、すぐに復旧し、全面的な空港閉鎖は避けられた。</p> <p><b>(ヘリポート)</b> ヘリポート被害は、鹿野・吉岡断層の地震が最も大きく、揺れ、液状化による危険性がある箇所が17箇所と予測された。 津波浸水による危険性のあるのは、F55断層、佐渡島北方沖断層とも1箇所と予測された。</p> <p><b>&lt;被害から予想される対策支援支障：交通・輸送&gt;</b> 建物の全壊・焼失は、場合によっては幹線道路や生活道路の閉塞を引き起こし、救出・救助活動及び消防活動や、救援資機材・物資の輸送に大きな障害となる。そのために、タイムリーな対策活動が出来ないことが、さらに被害の拡大を招くおそれがある。 また、道路施設（道路橋）の被害予測結果では、宍道（鹿島）断層（22km）による地震を除いて「小規模損傷」以上の被害が多数発生し、とくに鹿野・吉岡断層による地震では「中規模損傷」も11箇所を数えており、広域的な輸送への長期にわたる影響が懸念される。とくに鳥取県は県域が東西に広がっているという条件から、東西交通が分断された場合は、応急対策の展開に対する影響が大きくなる。 このような状況を考慮し、災害応急対策において、道路の啓開及び応急復旧の実施体制や、迂回路による輸送体制の確保が重要となる。</p>

区分	内容
防災重要施設	<p>宍道（鹿島）断層（22km）による地震を除き、地震発生時に建物被害が生じる可能性（使用が出来なくなる可能性）が高い施設（危険度ランクA及びB）が少なくない。</p> <p>防災重要施設が使用できない場合、拠点の移設が必要となり、初動期において大きな時間的ロスが生じるだけでなく、対策実施に必要な資料や資機材が施設から取り出せないに行った事態も起こりうることから、対策実施への影響が大きくなる。</p> <p>事前に防災重要施設の耐震性を高めておくことは必須であるが、最悪の場合を考えて災害時の代替拠点設置の計画を検討しておくことも必要となる。防災重要施設は、十分な通信手段や電力が確保できない場合には、拠点としての機能が発揮できなくなることから、そのような課題への対処も含めた検討が必要である。</p>
ライフライン施設	<p><b>（電力）</b> 電力被害は鹿野・吉岡断層の地震が最も大きく、被災直後の停電軒数は最大で約14,000軒となっている。また、復旧日数については、前節の予測手法に記載した通り、被害の最も多い鹿野・吉岡断層の地震の場合で被災後5日に復旧を目標としており、その他の地震の場合は、復旧は数日までと予測された。</p> <p><b>（上水道）</b> 上水道被害は、F55断層の地震が最も大きく、被災直後の断水人口は最大で約407,000人となっている。また、復旧日数については、被災後約1ヶ月までにはほぼ復旧と予測されたが、供給エリアでの揺れ大きい鹿野・吉岡断層の地震では、復旧の状況が他の地震よりもやや遅い状況となっている。</p> <p><b>（下水道）</b> 下水道被害は、鹿野・吉岡断層の地震が最も大きく、被災直後の機能支障人口は最大で約33,000人となっている。また、復旧日数については、被災後約1ヶ月までにはほぼ復旧と予測された。</p> <p><b>（通信）</b> 固定電話の被害は、鹿野・吉岡断層の地震が最も大きく、被災直後の不通回線数は最大で約13,000回線となっている。携帯電話の被害は、いずれの地震でも最も低いEランク（停電率・不通回線率のいずれもが20%未満）とされた。また、固定電話の復旧日数については、被災後約1週間までにはほぼ復旧と予測された。</p> <p><b>（都市ガス）</b> 都市ガス被害は、鳥取県西部地震断層の地震が最も大きく、供給停止戸数は最大で約8,100戸となっている。また、復旧日数については、前節の予測手法に記載した通り、被災後1ヶ月で復旧を行うこととされていることから、いずれの地震でも被災後1ヶ月程度までに復旧するとする予測された。</p> <p><b>（LPガス）</b> LPガス被害は、鹿野・吉岡断層の地震が最も大きく、供給停止戸数は最大で約2,100戸となっている。</p> <p><b>&lt;機能支障から予想される対策支援支障：ライフライン機能&gt;</b> 災害対策本部及び現地災害対策本部が設置され対策実施の司令塔となる県や総合事務所、市町村の庁舎等の防災重要施設に十分な通信手段や電力が確保できない場合は、応急災害対策の実施に大きな影響が発生し、対策の遅延や混乱が懸念される。特に鹿野・吉岡断層による地震では、初動期の通信（固定電話）と電力が確保できない事態が予想されることから、固定電話以外に衛星携帯電話等の通信手段の確保や、自家発電設備の整備及び発電のための燃料の備蓄など、業務継続計画（BCP）に即した対策を進めておくことが重要となる。</p>
医療機能支障	<p>8つの想定地震（10ケース）のうち4つの地震（6ケース）では、入院を要する重篤な負傷者に対して、県内の医療対応力の不足が予測されている。したがって、重篤な負傷者を県外の医療機関へ移送する必要がある。</p> <p>しかしながら、建物倒壊による道路閉塞や道路橋の損傷等により、陸路での負傷者搬送が迅速に行えない可能性もあることから、ヘリコプターを活用した空路による搬送が重要となる。そのため、平成29年度末（平成30年3月）に運航を開始した鳥取県ドクターヘリ、および鳥取県の消防防災ヘリコプターのほか、関西広域連合や島根県のドクターヘリ等の連携による搬送体制の確立が必要となる。</p> <p>一方で、地震の揺れや地盤の液状化、あるいは津波による浸水によって、ヘリポートが被害を受ける可能性がある。したがって、ヘリポートの被害状況を早期に把握し、空路による搬送体制に速やかに反映することも必要である。</p>
住機能支障	<p>住機能については、すべての想定地震で、短期的な避難所での収容（発災～約1ヶ月）、中期的な応急仮設住宅の供給（発災後約1ヶ月～約1年）について、県全体で見れば不足は生じない。</p> <p>しかしながら、応急仮設住宅の供給について市町村別に見ると一部に供給が不足する市町村が出てくる。最も不足するケースは鹿野・吉岡断層による地震における鳥取市の約1,100人分であり、想定地震によっては他市町村でも応急仮設住宅の供給が不足する可能性がある。このような状況に対して、必要数に見合った応急仮設住宅建設用地の事前確保を進めることが考えられるが、近年の東日本大震災や熊本地震においては自治体が民間賃貸住宅を借り上げて無償で提供する「みなし仮設住宅」の提供が増えていることを踏まえ、検討することが望ましい。</p> <p>みなし仮設住宅は、応急仮設住宅よりもコストが低く抑えられ、また、住み心地も応急仮設住宅より快適とされることから、既に提供数が応急仮設住宅を上回るようになっている。熊本地震では、みなし仮設住宅で暮らす被災者が1万2千世帯を超え、予定された4,303戸が完成した応急仮設住宅の3倍近くに達したとされ</p>

区分	内容
	る。 したがって、民間賃貸住宅をみなし仮設住宅として早期に提供できるように、空室情報の把握や関係団体との協力、事務手続きの整備などを進めておくことが有効と考えられる。
飲食機能支障	飲食機能については、県全体で見ても、公的な備蓄では飲料水の不足が明らかであり、とくに、鹿野・吉岡断層による地震では、食料や毛布も不足している。さらに市町村別に見ても、震源断層に近い市部を中心に物資不足が顕著になる傾向がある。 交通・輸送の支障発生により、県内での備蓄物資の融通や、県外からの支援物資の到着が円滑に進まない可能性もあることから、飲食料や生活必需品について各家庭における備蓄の拡充を啓発することが必要である。 また、被災直後の支援物資については、熊本地震において、要請を待って行ういわゆる「プル型」の物資輸送ではなく、必要と見込まれる物資を国が被災地に送り込むいわゆる「プッシュ型」の物資輸送が大規模に行われた。この物資支援によって、発災直後の自治体の負担を軽減しながら、水、食料といった主要物資の不足感がなくなり、被災者に安心感を与えることができたとされる。 このような国の支援は今後の災害においても期待できるものであるが、国が想定していたのは、広域物流拠点への搬入までであり、そこから先の避難所までのラストワンマイルについては具体的な計画がなく、また、個々の避難所まで支援物資を届ける機能を被災直後の市町村が担うのは困難な状況であった。今後は、市町村あるいは県においては、広域物流拠点から避難所までの物資輸送計画について、民間事業者との連携も含め、事前に検討しておくことが必要である。
清掃・衛生機能支障	災害廃棄物量の予測では、鹿野・吉岡断層による地震で最大140万トン程度であり、災害廃棄物の堆積換算では、重量と体積がほぼ同じになることから、最大140万m <sup>3</sup> 程度となり、東京ドームの約1.13倍となる。 なお、熊本地震における廃棄物処理の進捗状況から、鹿野・吉岡断層による地震の廃棄物処理が完了するのに約1年を要すると推測され、これを参考に広域処理を含めた災害廃棄物処理体制を検討しておくことが必要と考えられる。

#### 4 災害シナリオ

##### (1) 鹿野・吉岡断層の地震

鳥取市における被害が甚大で、建物倒壊と火災延焼により多数の死傷者・避難者が発生する。地震発生直後は、応急対策の中核を担う県や防災関係機関の施設も被災し、就業時間外の職員参集にも時間を要するため、初動は円滑に行えず、全体の被害状況把握に時間がかかる。鳥取市内の道路網はいたるところで寸断され、消防・救急活動にも支障が出る。

東部と中・西部を結ぶ幹線道路には不通や障害が多発し、中・西部からの応援人員や、県内の連携備蓄に基づく救援物資は、岡山県境に迂回して東部に向かうため時間を要する（積雪期はさらに困難となる）。そのため、発災後1日を過ぎると鳥取市等では避難者への供給物資が不足し始める。物資の集積所から避難所等への輸送は、市内の道路状況が悪いことや要員不足により滞る。鳥取市内では重篤者および重傷者への対応が限界となり、空路等による後方医療機関への転送を行う。一部の避難所で一時的に帰宅する避難者も出始める。

3日後くらいからボランティアを含めて応援者が増え、全国からの救援物資も増える。上水道・簡易水道の全面的復旧には1週間以上かかる。また、車中泊避難者にエコノミークラス症候群患者が発生し、広報により予防を呼びかける。

##### (2) 倉吉南方の推定断層の地震

県中部から県東部の地域にかけてのやや広域の災害となり、鳥取市、倉吉市での建物倒壊により死傷者が多く発生する。鳥取市では火災も延焼するが、鹿野・吉岡断層の地震に比べれば市内の被害はやや小さく、県の中核機能は維持される。

県中部の低平地で地盤の液状化が広範に発生するなど、中部と東部を結ぶ幹線道路は寸断されるため、県西部からの応援人員や救援物資は県中部に重点に置きつつ、県東部へは岡山県境等に迂回して向かう（ただし、積雪期には困難を伴い、時間を要する）。また、県東部の南域からは県東部の北域への応援・救援にやや重点を置き、県西部からの応援・救援との分担を行う。避難者への供給物資は倉吉市等で不足し、県西部を中心とした連携供給が重要となる。さらに、三朝町、湯梨浜町（東郷地区）などで崖崩れなどにより道路が遮断された孤立集落が発生し、空路により救援を行う。重篤者への対応は、鳥取市内のほか転送先の米子市内でも限界となり、空路等による県外の医療機関への搬送を行う。一部の避難所で一時的に帰宅する避難者も出始める。

3日後くらいからボランティアを含めて応援者が増え、全国からの救援物資も増える。上水道・簡易水道は1週間強で応急復旧がほぼ完了する。また、車中泊避難者にエコノミークラス症候群患者が発生し、広報により予防を呼びかける。

##### (3) 鳥取県西部地震断層の地震

県西部の被害が大きく、米子市での建物被害による死傷者、火災延焼による被害が際立つ。米子市等で地盤の液状化等により、市街地の幹線道路が通行困難となる。また、県西部南域では緊急輸送道路が随所で被害を受け、道路ネットワークが機能しない。このため、日野町、西伯町、溝口町、日南町などで孤立集落が多数発生し、空路により救援を行う。車中泊をする避難者の報告がある。

一方、県東部・中部地域の被害は比較的軽微で、両地域からは早期に応援の派遣が可能であり、一部迂回しながら主に国道9号経由で県西部へ向かう。また、県西部に配置されている自衛隊（米子駐屯地：陸上自衛隊

中部方面隊第13旅団第8普通科連隊、美保基地：航空自衛隊第3輸送航空隊）は発災直後に活動開始する。避難者への食料供給は域内の連携により充足するが、給水では米子市において他地域からの応援が必要となる。域内での重篤者対応が限界となり、後方医療機関に転送する。重傷者には域内で対応できる。一部の避難所で一時的に帰宅する避難者も出始める。

3日後くらいからボランティアを含めて応援者が増え、全国からの救援物資も増えるが、県西部南域では依然として主に自力で対応している孤立集落もある。上水道・簡易水道は1週間程度で応急復旧がほぼ終了する。また、車中泊避難者にエコノミークラス症候群患者が発生し、広報により予防を呼びかける。

#### (4) F55 断層による地震

県西部の被害が大きく、米子市を中心に建物被害による死傷者が発生する。

また、海域を震源とする地震のため津波が発生し、津波による死傷者は約260人発生する。

気象庁から鳥取県の沿岸には大津波警報が発表され、沿岸市町村は防災行政無線や消防団等によるサイレンやハンドマイク、防災メール、テレビ等によって住民に避難指示が発令される。

津波によって打ち寄せられた瓦礫からも火災が発生し、港湾・漁港では停泊している船舶から津波により火災が発生する。建物等に燃え移り延焼が拡大、山間部では山林に燃え移りさらに延焼が拡大する箇所もみられる。

夜間に発生した地震のため、被害把握や救助活動等が難航する。

県西部ではライフラインが途絶するため、避難者が増加する。物資が不足する市町村は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行うが、道路の通行止めなどにより物流が寸断され、十分な物資がすぐには到着しない。

域内での重篤者対応が限界となり、後方医療機関に転送する。重傷者には域内で対応できる。一部の避難所で一時的に帰宅する避難者も出始める。

3日後くらいからボランティアを含めて応援者が増え、全国からの救援物資も増える。上水道・簡易水道は1週間程度で応急復旧がほぼ終了する。また、車中泊避難者にエコノミークラス症候群患者が発生し、広報により予防を呼びかける。

#### (5) 東部地域で震度7が連続発生

鳥取市における被害が甚大で、建物倒壊と火災延焼により多数の死傷者・避難者が発生する。地震発生直後は、応急対策の中核を担う県や防災関係機関の施設も被災し、就業時間外の職員参集にも時間を要するため、初動は円滑に行えず、全体の被害状況把握に時間がかかる。鳥取市内の道路網はいたるところで寸断され、消防・救急活動にも支障が出る。

東部と中・西部を結ぶ幹線道路には不通や障害が多発し、中・西部からの応援人員や、県内の連携備蓄に基づく救援物資は、岡山県境に迂回して東部に向かうため時間を要する（積雪期はさらに困難となる）。そのため、発災後1日を過ぎると鳥取市等では避難者への供給物資が不足し始める。車中泊をする避難者の報告がある。物資の集積所から避難所等への輸送は、市内の道路状況が悪いことや要員不足により滞る。鳥取市内では重篤者および重傷者への対応が限界となり、空路等による後方医療機関への転送を行う。一部の避難所で一時的に帰宅する避難者も出始める。

最初の地震発生1日後に鳥取市東部から岩美町南部にかけて最大震度7の地震が発生する。一時的に帰宅していた避難者の一部が建物倒壊により被災し、人的・物的被害が拡大する。また、思いもよらない二度目の大規模地震により、自宅から指定避難所への避難者が大幅に増大する。避難所に入れなかったり、避難所の生活環境に不安を覚えたりして、車中泊による避難者も増大する。

国、県、鳥取市及び岩美町の災害対策本部は、二度目の地震による被災地域の被害情報収集に全力を挙げる。自衛隊は鳥取の市街地から鳥取県の東部に救出、搬送活動の地域を拡大する。

3日後くらいからボランティアを含めて応援者が増え、全国からの救援物資も増えるが、避難所備蓄の不足が増大し、車中泊避難者には支援物資が行き渡らない状況もみられ、避難所の一部では避難所の運営側と避難者との間で諍いが発生する。上水道・簡易水道の全面的復旧には1週間以上かかる。また、車中泊避難者にエコノミークラス症候群患者が発生し、広報により予防を呼びかける。避難者の増大により、学校を利用した避難所では学校の再開が遅れる。

#### 【参考：宍道（鹿島）断層（39km）】

県西部の被害が大きく、境港市での建物被害による死傷者、負傷者数が際立つ。境港市、米子市等で地盤の液状化等により、市街地の幹線道路が通行困難となる。また、県西部南域では防災幹線道路が随所で被害を受け、道路ネットワークが機能しない。このため、孤立集落が多数発生し、空路により救援を行う。車中泊をする避難者の報告がある。

一方、県東部・中部地域の被害は軽微で、両地域からは早期に応援の派遣が可能であり、一部迂回しながら主に国道9号経由で県西部へ向かう。また、県西部に配置されている自衛隊（米子駐屯地：陸上自衛隊中部方面隊第13旅団第8普通科連隊、美保基地：航空自衛隊第3輸送航空隊）は発災直後に活動開始する。避難者への食料、給水、物資の支給は境港市、米子市において他地域からの応援が必要となる。域内での重篤者対応が限界となり、後方医療機関に転送する。重傷者には域内で対応できる。一部の避難所で一時的に帰宅する避難者も出始める。

める。

3日後くらいからボランティアを含めて応援者が増え、全国からの救援物資も増えるが、県西部南域では依然として主に自力で対応している孤立集落もある。上水道・簡易水道は、境港市を除き、1週間程度で応急復旧がおおむね終了する。境港市では、依然3割程度断水が続く。また、車中泊避難者にエコノミークラス症候群患者が発生し、広報により予防を呼びかける。

#### 第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

## 第3章 地震災害に強いまちづくりの推進

(県生活環境部、県国土整備部、県危機管理部)

### 第1節 目的

この計画は、地震災害に強いまちづくりを推進し、被害の軽減を図ることを目的とする。

### 第2節 総合的な対策の推進

#### 1 計画的な市街地の形成（都市計画法第3条）

県及び市町村は、災害危険を軽減する都市空間を形成するため、市街地の災害特性を踏まえ、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地整備の施策を総合的に展開する。

#### 2 防火地域・準防火地域等の指定（都市計画法第8・9条、建築基準法第61～67条の2）

市町村は、地震時の火災延焼防止のため、建築物が密集し火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域、準防火地域、建築基準法22条区域又は特定防災街区整備地区に指定し、耐火建築物、準耐火建築物、特定防災施設その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進するものとする。

#### 3 街路網の整備

県及び市町村は、緊急輸送道路や電線共同溝等を整備するとともに、交通の円滑化と併せて、避難路の確保、電線の耐震化及び延焼防止に配慮した街路網の整備や消防活動困難地域の道路整備等を行うことにより、災害防止対策や円滑避難対策を推進するものとする。

#### 4 公園・緑地等の公共空地の防災利用及び整備

(1) 県及び市町村は、火災延焼防止の機能を有するオープンスペースの確保のため、また都市地域等において大規模な地震等に伴い発生する災害から住民の生命、財産を守る避難地とするため、計画的に公園・緑地等の公共空地の整備を促進するものとする。

(2) 市町村は、地震防災対策特別措置法第3条第1項の規定に基づき国土交通大臣が基準を定めている公共空地を、広域避難地及び一次避難地として定めるものとする。

#### 5 貯水施設等の整備

(1) 市町村は、地震時の火災拡大防止のため、消防水利等を整備するものとする。

(2) 県及び市町村は、耐震性貯水槽等の貯水施設を適正に配置するとともに、河川の整備に当たっては、河川水が消火に利用できるよう配慮するものとする。

(3) 市町村は、小型動力ポンプの設置及び化学消火薬剤の備蓄等を進め、消火体制の確立に努めるものとする。

#### 6 不燃性及び耐震耐火性建築物の建築促進対策

(1) 県及び建築主事を置く市は、新築、増改築等される建築物について、建築基準法に基づき防火促進の指導を行う。

(2) 県及び建築主事を置く市は、既存建築物について、次の制度により、消防機関と連携して防火促進の指導を行う。

ア 建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度

イ 消防機関が実施する防火対象物定期点検報告制度

ウ 自主点検報告表示制度

#### 7 感震ブレイカーの設置促進

県及び市町村は、住宅密集地域での延焼を防ぐため、建物への感震ブレイカー設置の推進に努める。

### 第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 防火地域・準防火地域の指定
- 2 街路網の整備
- 3 公園・緑地等の公共空地の防災利用及び整備
- 4 貯水施設等の整備
- 5 土地区画整理事業の推進
- 6 市街地再開発事業の推進
- 7 不燃性及び耐震耐火性建築物の建築促進



## 第4章 耐震化の推進

(県各部局、市町村、警察本部、関係機関)

### 第1節 目的

この計画は、地震に対する建築物や公共施設等の耐震性を高めることにより、地震発生時の被害の発生を防止することを目的とする。

### 第2節 建築物の耐震化

#### 1 耐震改修促進計画の策定

##### (1) 鳥取県耐震改修促進計画

県は、鳥取県耐震改修促進計画（平成19年3月策定、令和4年3月改定）に基づき、計画的に耐震化に取り組むものとする。

##### ア 減災目標の概要

平成17年3月に取りまとめた鳥取県地震防災調査研究報告書の建物被害に係る人的被害（死者）、建物被害（全壊）について、想定した3地震の被害を今後5年間（令和7年度まで）に半減させる。（平均値を採用）

（被害想定の詳細については、第2章「被害想定」を参照）

##### イ 具体的な数値目標（耐震化率）

【住宅】 約85%（令和2年度） → 約92%（改修済み戸数を1.6倍に）

【耐震診断義務付け対象建築物】 約70%（R2年度） → 約85%（改修済み棟数を1.2倍に）

※ 前計画では、特定既存不適格建築物（不特定多数が利用する一定規模以上の建築物）としていたが、国の耐震化率目標と同様に「特に耐震化の重要性が高い耐震診断義務付け対象建築物に重点化」し、耐震診断を義務付ける建築物について耐震化率を設定。

耐震診断義務付け対象建築物・・・耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）に規定される、既存耐震不適格建築物（要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物）

##### (2) 市町村耐震改修促進計画の策定

市町村は、県の計画に基づき耐震改修促進計画を策定し、計画的に耐震化に取り組むよう努めるものとする。

#### 2 木造住宅の耐震化の推進

##### (1) 耐震ケースマネジメント等による耐震化の促進

県（生活環境部）及び市町村、建築士等で連携し、住宅所有者への戸別訪問を実施するものとする。戸別訪問では耐震化の働きかけを行うだけでなく、耐震化や住宅に関する聞き取りを行い、住宅所有者の抱える課題に応じて、県が専門家（建築士、宅地建物取引士、ファイナンシャルプランナー）を派遣する耐震ケースマネジメントでフォローアップを実施するものとする。また、耐震化等に係る補助や、省エネルギーフォームに併せて実施する耐震改修工事、低コスト工法等について周知を図ることにより、耐震化を促すものとする。

##### (2) 耐震化等に係る補助の充実

県及び市町村は、住宅・建築物及び擁壁・ブロック塀の耐震診断・補強設計・耐震改修に要する費用を助成し、耐震化の促進を図るものとする。また、高齢者世帯等にも取り組みやすい居室単位改修及び耐震シェルター・耐震ベッドの設置に要する費用を助成し、住宅の倒壊から命を守る耐震対策の促進を図るものとする。

※鳥取県震災に強いまちづくり促進事業：一定の基準を満たす住宅・建築物の耐震診断、改修設計及び耐震改修、居室単位改修、耐震シェルター・耐震ベッドの設置、ブロック塀の除却及び改修にかかる費用の一部を国・県・市町村で補助する。

##### (3) 擁壁・ブロック塀の耐震化の促進

県及び市町村は、住民への普及啓発等により、擁壁・ブロック塀の耐震化の取組を促進するものとする。特に避難路沿いについて重点的に取り組むものとし、県は、市町村に対して、市町村耐震改修促進計画または地域防災計画に避難路の記載を促すものとする。また、必要に応じて市町村に対して、ブロック塀の耐震診断を義務付ける避難路の指定を検討するよう促すものとする。

#### 3 耐震診断の実施

(1) 耐震性能は、建築年代により大きく異なり、一般的に昭和56年（1981年）5月31日以前の旧建築基準法で建築された建築物は現行の建築基準法が求める地震に対する安全を満たさない場合がある。また、木造については、新基準導入以降であっても平成12年（2000年）6月1日に接合部の仕様等が明確化されるより前に建築されたものは現行の建築基準法が求める地震に対する安全を満たさない場合がある。（※）

（参考：建築基準法の改正経緯）

改正年	主な建築基準の見直しの内容	耐震性
昭和43年	・通常遭遇する中規模程度の地震に対して損傷や残留変形を生じず、地震後における使用に支障を来さないことの確認	低い
昭和46年	・鉄筋コンクリート造の柱の帯筋の間隔を従来の30cm以下から15cm（梁に近い）	

改正年	主な建築基準の見直しの内容	耐震性
	部分は10cm)以下としたこと ・木造の土台をコンクリート造の布基礎に緊結することの義務付け	
昭和56年	・我が国で考える最大規模の地震(震度階で6から7に相当)に対して、建築物が相当の損傷や変形を被っても、最終的に倒壊や崩壊することなく、人命に影響を及ぼさないことの確認	高い (※)
平成7年	・鉄骨造の柱脚部の安全確認の徹底 ・形状が不規則な建築物の基準の強化	
平成12年	・木造の耐力壁(筋交い)をバランスよく配置することを基準化 ・木造の柱、梁等接合部の金物等の種類や取り付け方法の基準を強化	

- (2) 県、市町村及び関係機関は、管理する建物の建築年代や形状、構造種類等を考慮し、耐震診断を実施し、その安全性を評価するものとする。
- (3) 県及び市町村は、住民等の耐震診断の実施を支援するよう努める。

#### 4 耐震改修の実施

- (1) 県、市町村及び関係機関は、耐震診断の結果、地震に対する安全性を満たさないことが判明した場合、耐震改修を行うものとする。
- (2) 耐震改修に当たっては、それぞれの建築物に応じた構造耐震指標及び保有水平耐力を確保するものとする。構造耐震指標として、木造はI<sub>w</sub>値、非木造はI<sub>s</sub>値、保有水平耐力を表す指標として、q値が使われており、一般の建物は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月国土交通省告示第184号)」により下表のとおり。
- 防災拠点となる建物では、その重要度に応じて、一般建物の1.25から1.5倍以上のI<sub>s</sub>値を確保するものとする。
- (3) 耐震改修については、それぞれの制約条件やコスト、工期、建築・設備との整合性、施工性等を考慮して、最適な補強工法を選択するものとする。

(木造)

構造耐力指標	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(1) I <sub>w</sub> が0.7未満の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
(2) I <sub>w</sub> が0.7以上1.0未満の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
(3) I <sub>w</sub> が1.0以上の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(非木造：鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造等)

構造耐力指標及び保有水平耐力に係る指標	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(1) I <sub>s</sub> が0.3未満の場合又はqが0.5未満の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
(2) (1)及び(3)以外の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
(3) I <sub>s</sub> が0.6以上の場合で、かつ、qが1.0以上の場合	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(参考：耐震改修の区分例)

工法	区分
耐震補強	耐力向上型(建物の耐力を上げる方法)
	靱性改善型(建物をねばり強くさせる方法)
制震補強	応答制御型(地震エネルギーを吸収させる方法)
免震補強	入力低減型(地震動を建物に伝えない方法)

#### 5 公共施設の耐震化

##### (1) 公共施設の耐震化

県及び市町村は、耐震改修促進計画に基づき公共施設(建物)の耐震診断、耐震化に計画的に取り組むものとする。また、特に災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

特に大規模災害時に被災地の救援、救護等の災害応急活動の拠点となる次の防災拠点施設について重点的に取り組むものとする。

- ア 県及び市町村庁舎                      イ 警察本部、警察署、交番(駐在所)                      ウ 消防本部、消防署
- エ 医療機関、診療施設                      オ 文教施設(校舎、体育館など)                      カ 社会福祉施設
- キ その他避難所に指定された公共建物等

## (2) 公共施設の耐震化状況の公表

公共施設の耐震化の状況は積極的に公表するものとする。

**第3節 造成宅地の耐震化の推進**

大規模な地震災害等により、造成宅地において崖崩れや土砂の流出による大きな被害の発生が懸念されるところである。

県（県土整備部）は、県民の居住の安定と安心快適な住環境づくりを実現するため、次のとおり造成宅地耐震化推進事業を実施する。

- (1) 既存の大規模盛土造成地の調査及び変動予測の実施
- (2) 大規模盛土造成地マップの作成等による住民への情報提供
- (3) 必要に応じて宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域を指定、宅地耐震化工事費を補助

**第4節 その他公共施設の耐震化**

地震災害時の公共施設等の被害は、県民の生活に重大な支障が生じるばかりでなく、住民の避難、消防活動、医療活動及びその他の各種応急対策活動に困難をもたらすことから、県をはじめとした公共施設等の施設管理者は、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事並びに耐震診断に基づく耐震補強を実施し、地震に強い施設の確保に努めるものとする。

**1 道路施設**

道路管理者は、地震時においてその機能を発揮できるよう、港湾等物流拠点と各地域における中核都市を結ぶ緊急時における輸送ルートをはじめ、総合病院、広域避難場所への避難路等緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、道路の整備強化を進める。

**2 海岸**

- (1) 海岸管理者は、海岸堤防のうち老朽化等により施設の機能低下をきたしている箇所については、嵩上げ等の補修、補強等を行い、また傾斜護岸等により整備を進め、地震による水害を防止する。
- (2) このほか、樋門等についても耐震性の劣る施設又は老朽化の著しい施設の改築、整備を促進するものとする。

**3 河川**

- (1) 県内主要河川の河口部の堤防は既に整備されており、地震時には大きな被害は生じず、おおむね既往災害程度の密度等に対しても十分に耐え得るものと予想される。
- (2) 県（県土整備部）は、水門、樋門等で耐震性の劣る施設については、長寿命化計画に基づく延命化を行いつつ、地震に対してその機能が保持できるよう改築、整備を図るものとする。

**4 ダム・砂防・ため池**

- (1) 国及び県等が管理するダムは、地震に対して、その機能が保持できるよう改築、整備を図るものとする。
- (2) 県（県土整備部）は、砂防関係施設のうち老朽化等による機能低下が著しいものについて、改築、補強を進めるものとする。
- (3) 県（農林水産部）及び市町村は、老朽化等による機能低下が著しいため池について、改築、補強を進めるものとする。

**5 上水道**

水道事業者（市町村長）は、水道施設のより一層の耐震化を図る等、施設の防災性の強化に努めるとともに、水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、次の事項について体制の確立を推進するものとする。

- (1) 施設の耐震性の強化（特に避難所となる施設への管路を重点的に強化）
- (2) 応急給水体制の整備（組立式給水タンク等資機材の備蓄を含む）
- (3) 非常用電源の確保
- (4) 復旧工事用資材の備蓄
- (5) 相互応援協力体制の確立
- (6) 技術職員の養成

**6 下水道**

下水道管理者（県、市町村）は、震災による下水道施設の被害を最小限に止め、排水・処理機能を保持するため、施設の耐震性の強化に努めるとともに、被害発生時における応急復旧措置を円滑に行うため、次の事項について体制の確立を推進するものとする。

- (1) 施設の耐震性の強化（特に避難所となる施設への管路を重点的に強化）
- (2) 下水道施設の保守点検
- (3) 下水道台帳等の整備
- (4) 非常配備体制等の整備
- (5) 非常時協力体制の整備
- (6) 復旧資機材等の確保
- (7) 技術職員の養成

**7 電力施設**

電力供給機関は、地震時における電力供給を確保し、電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、電力設備の防護対策に努めるものとする。

なお、電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされている。

**8 ガス施設**

都市ガスは、都市生活に欠かせないエネルギーであり、これを供給する設備に被害を受け、ガス供給が円滑に行われないと日常生活に大きな影響を与えるため、地震時におけるガス供給の確保を図り、また都市ガス施設の災害及び都市ガスによる二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合の被害拡大防止のため、県下各ガス事業者は、各社の実情に応じて、以下の対策を実施するものとする。

- (1)施設・設備の安全確保 (2)通信設備の整備、地震計の設置  
(3)マイコンメーターの設置の推進 (4)復旧体制の整備

**9 鉄道**

鉄道事業者は、各線区における地震による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、次の対策を講ずるものとする。

- (1)鉄道施設等の耐震性の向上 (2)地震検知装置の整備 (3)耐震列車防護装置等の整備  
(4)情報連絡設備の整備 (5)復旧体制の整備

**10 港湾**

港湾管理者は、震災時の緊急物資及び避難者等の海上輸送ルート確保の観点から、港湾の機能が完全に麻痺することを避けるため、鳥取港及び境港の耐震強化岸壁といった物資受入港の施設について適切に管理を行うものとする。

**11 空港**

鳥取空港及び米子空港について、空港管理者は、救援物資及び人員の輸送を図るため、震災状況を迅速に把握できる体制を整備すると共に、必要に応じて施設の耐震構造化の整備を推進するものとする。

**12 工業用水**

工業用水施設管理者は、工業用水施設の耐震性の強化及び供給確保に努める。

**13 電気通信施設**

電気通信事業者は、震災時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備を設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図るものとする。

**第5節 その他の耐震化対策**

県及び市町村は、次のような耐震化対策に取り組むものとする。

なお、対策推進にあたっては、最大震度予測結果等を活用し、それぞれの想定震度で重点的に取り組むべき内容を充分検討し、緊急度の高いものから順次取り組むものとする。

**1 家具等の転倒防止対策**

県及び市町村は、パンフレットや広報誌、ホームページ等を活用し、家具等の倒壊防止の推進を図るとともに、庁舎内の書棚やOA機器などの転倒防止対策を実施するものとする。

特に防災対策拠点施設については、発災時の混乱を防止するためにも、積極的に取り組むものとする。

**2 自動販売機の転倒防止対策**

自動販売機取扱団体は、適正な基準に基づき自動販売機を設置し、適正な維持管理を行うことで、地震時等における転倒防止対策を行うものとする。

また、市町村等は避難経路における現状を調査し、業界団体へ必要な働きかけを行うものとする。

(参考) 自動販売機の設置基準など

- ・「自動販売機-据付基準」(JIS B 8562)
- ・「自動販売機屋内据付基準」(日本自動販売機工業会)
- ・「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会)
- ・「自販機据付判定マニュアル」(全国清涼飲料会)
- ・「自販機据付改善の手引き」(全国清涼飲料会)

**3 窓ガラス落下防止対策**

県及び市町村は、窓ガラス落下により通行人等に被害を与えるおそれのある建物の把握に努め、建物所有者などに必要な改善措置を働きかけるものとする。

また、地震による窓ガラス落下の危険性について、ホームページ等を活用して啓発するものとする。

**4 大規模空間を持つ建築物の天井等非構造部材の崩落対策**

大規模空間を持つ建築物の管理者等は、建築基準法等に基づき、天井等の非構造部材の崩落対策を実施するものとする。県及び市町村は、国等と連携を図りながら、現状調査を行うなど大規模空間を持つ建築物の天井等の非構造部材の崩落対策を推進するものとする。

**5 エレベーター内の閉じ込め防止対策**

エレベーターが設置された建物の管理者は、地震発生時に閉じ込め事故が生じないように主に次の事項について

配慮するものとする。なお、所要の基準が示された場合は、早急に改善を図るものとする。

- (1)エレベーターの耐震安全性の確保
- (2)「地震時管制運転装置」の確実な作動
- (3)早期救出・復旧体制の整備等
- (4)適時適切な情報提供・情報共有

## 第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村耐震改修促進計画の策定
- 2 公共施設の耐震化の促進
- 3 住民の啓発、耐震化に係る補助等による耐震化の促進
- 4 家具・自動販売機等の転倒防止対策、窓ガラス落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策、エレベーター内の閉じ込め防止対策等、各種地震防災対策の促進

## 第5章 地震防災対策強化地域等の指定

(県危機管理部)

### 第1節 地域の指定

南海トラフ地震などの特定の地震により著しい地震災害が生じるおそれがあり、地震防災対策を計画的に推進する必要がある地域については、地震防災対策の強化を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的に、大規模地震対策特別措置法等に基づき地震防災対策強化地域等が指定されている。

本県地域における地震防災対策強化地域等の指定の状況は下表のとおりである。

指定内容	本県における該当地域	根拠法
東海地震に係る地震防災対策強化地域	なし	大規模地震対策特別措置法
東南海・南海地震防災対策推進地域	なし	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
日本海溝・千島海溝型地震防災対策推進地域	なし	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
南海トラフ地震防災対策推進地域・南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域	なし	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法

<参考> 南海トラフの巨大地震の県内震度予測（本県は陸側の震源モデルのケースが最大）

※県内の広範囲で震度5強が想定され、その他の地域も震度5弱と予測されている。

震度5強（鳥取市、米子市、倉吉市、八頭町、智頭町、若桜町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町）

震度5弱（境港市、岩美町、三朝町、日吉津村、江府町）

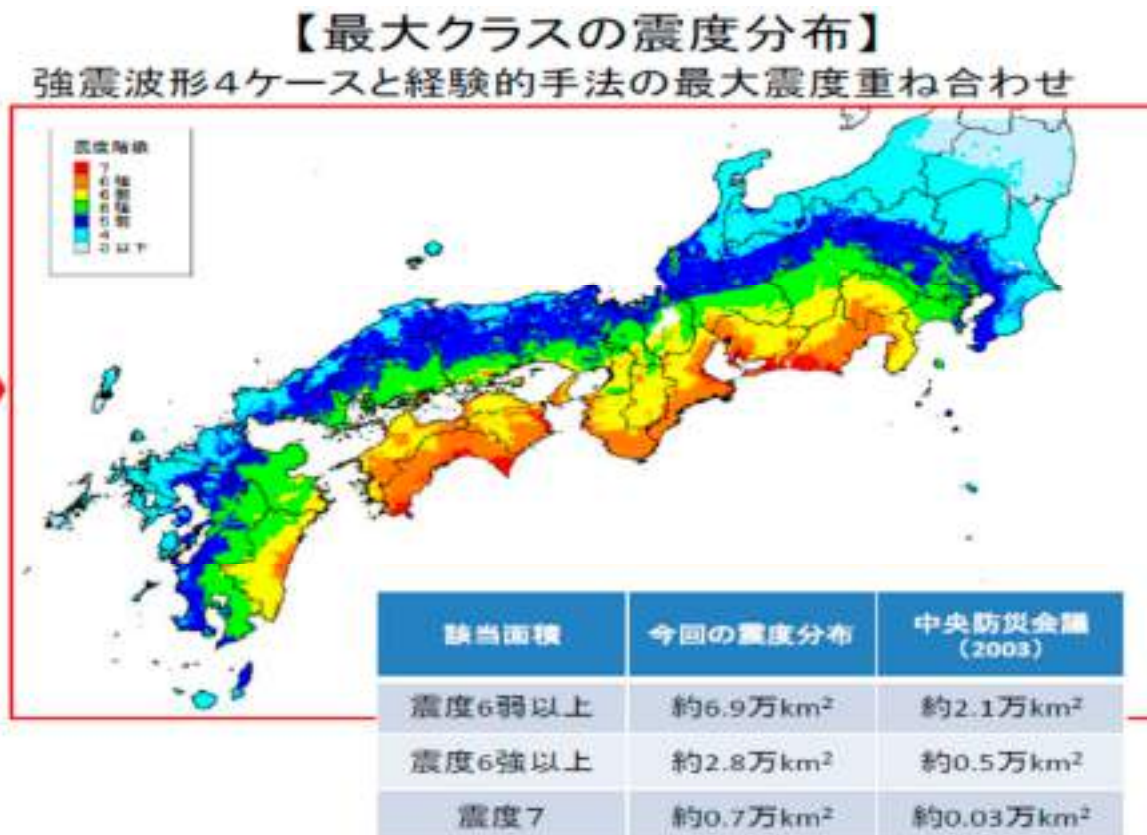
### 第2節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

南海トラフの巨大地震の新たな想定震源断層域（出展 内閣府防災担当のホームページ）



南海トラフの巨大地震の震度分布図



## 第6章 地震に関する情報の収集

(県危機管理部)

### 第1節 目的

県内各地に設置された観測装置から震度情報を収集し、関係機関相互でこれを共有することにより、地震発生直後の被害規模の見積もり等に活用するとともに、関係機関の迅速な初動対応に資する。

### 第2節 情報の収集

#### 1 県内の震度観測体制

(1) 県内の震度は、次の3系統の震度観測設備により観測、収集される。

ア 気象庁 イ 独立行政法人 防災科学技術研究所（以下本章において「防災科研」という。） ウ 県

(2) これらで観測した震度情報は気象庁に集約され、誤報判別等の品質管理をされた後、発表震度として関係機関に伝達される。（観測点の詳細は資料編のとおり）

#### 2 県における震度情報収集体制

(1) 鳥取県震度情報ネットワーク

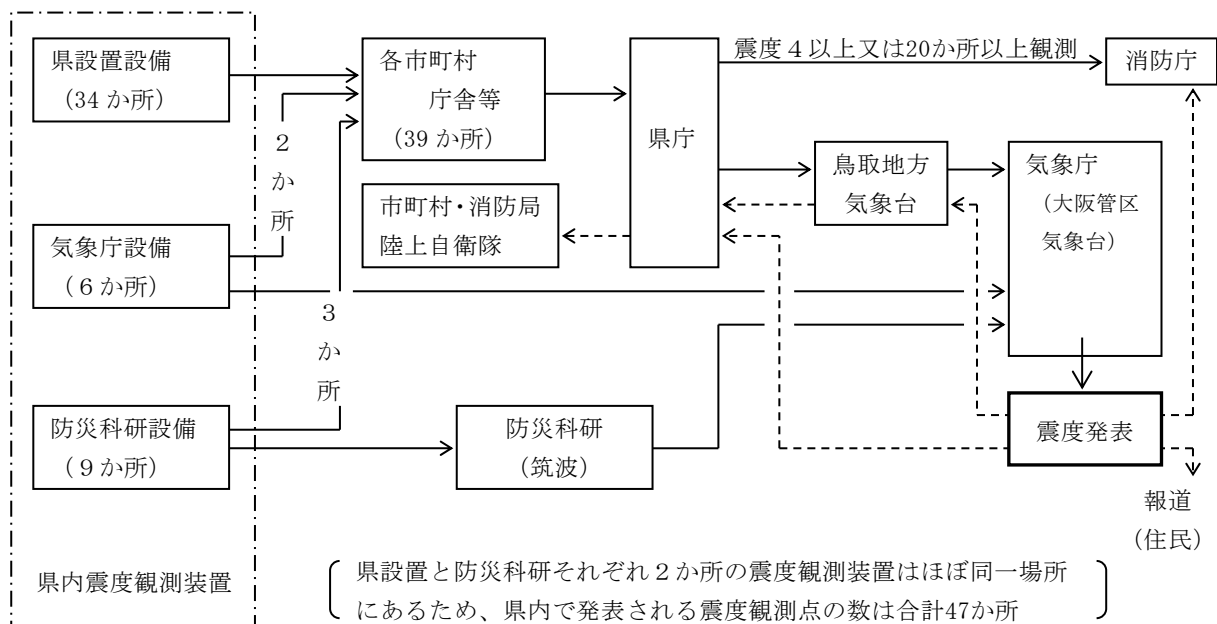
震度情報を市町村、県、消防庁で共有するためのネットワークである。

県設置震度計に一部気象庁及び防災科研のものを加えた、合計39か所（平成16年9月以前の39市町村）の震度情報を、各市町村の庁舎に表示するとともに鳥取情報ハイウェイにより県庁へ送信する。一定規模以上の場合、この情報がさらに消防庁へ送信される。

震度情報ネットワークの観測情報はすべてオンライン回線で気象庁へ送られ、震度発表される。

(2) 気象庁からの情報受信

気象庁からの地震情報及び津波情報は、鳥取地方气象台とのオンライン回線（有線）で県庁へ送られる。



#### 3 緊急地震速報

県（危機管理部）及び市町村は、緊急地震速報を瞬時に伝達できる体制の整備に努めるものとする。（詳細については、災害予防編（共通）第3部第1章「気象情報等の収集伝達体制の整備」を参照）

#### 4 推計震度分布図情報

原則として、最大震度5弱以上が観測された場合に発表される情報。気象庁本庁では記者会見を行う場合等、鳥取地方气象台では地震解説資料に用いられる。

観測した各地の震度データと地盤情報等をもとに、1kmメッシュごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

#### 5 地震活動の見通しに関する情報

大地震後には、今後の地震活動の見通し、防災上の留意事項等を気象庁が発表する。



### 第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 緊急地震速報を瞬時に伝達できる体制の整備

## 第7章 地震災害に関する調査研究

(県危機管理部、県土整備部)

### 第1節 調査研究

地震による被害は複雑多様であり、近年の都市化傾向や中高層建築物・危険物施設の増加、電気・ガス・水道等の高密度化・生活慣習の変化は地震被害を甚大かつ複雑広域化する傾向にある。したがって、これら各種の被害とその対策を科学的に調査・研究することは、地震対策の基礎をなすものである。

今後、県、市町村及び防災関係機関は、協力して次の事項について各種の調査・研究を実施し、地震対策の基礎資料を整備するものとする。

- 1 地盤の構造、活断層の状況
- 2 地震活動の状況
- 3 津波の遡上
- 4 消防水利等の状況
- 5 危険物等大量可燃物施設の状況
- 6 電気・ガス等の設置等の状況
- 7 その他必要な事項

なお、これまでの調査研究実施状況は次のとおり。

- 1 地震
  - ・鳥取県地震防災調査研究事業（平成14年度から3年間、津波浸水予測も併せて実施）
  - ・鳥取県地震防災減災目標及び震災対策アクションプラン策定業務（平成21年度から2年間）
- 2 地盤
  - ・雨滝－釜戸断層調査（平成9年から3年間）
  - ・鳥取県西部地震関連地域の地下構造調査（平成14年度から2年間）
- 3 津波
  - ・鳥取県沿岸における津波（平成7年度）
  - ・津波浸水想定区域（河川）調査検討業務（平成17年度）
  - ・津波対策検討業務（平成23年度）
    - ※新たな震源モデルによる浸水予測図の作成、避難対策の検討等（危機管理部）
  - ・河川津波遡上調査業務（平成23年度）
    - ※新たな震源モデルによる中小河川の遡上調査等（県土整備部）
  - ・津波浸水想定業務（平成29年度）
    - ※津波地域づくり法による津波浸水想定区域図の作成、河川遡上の検討等（県土整備部）

### 第2節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 地震対策の基礎資料の整備

## 第8章 南海トラフ地震の対応

(県危機管理部ほか)

### 第1節 目的

近年発生が懸念される南海トラフ地震では、関東から九州にかけての太平洋沿岸を中心に非常に広域で甚大な災害の発生が懸念されており、本県では、大きな被害が予測されていないことから、円滑な被災地域の応援を実施することを目的とする。

### 第2節 応援の実施

#### 1 県内被害の状況把握

南海トラフ地震では、本県に大きな被害は予測されていないものの、県土及び県民の生命・身体・財産を災害から保護する観点から、南海トラフ地震が発生した際は、県内の被害状況の把握及び必要な応急対策の実施に最優先に取り組むものとする。

#### 2 他県への応援の実施

- (1) 県内で大きな被害が発生していないことが確認でき、必要な応急対策が完了した際は、被災地域の応援を実施するものとする。応援の実施に当たっては、政府の緊急災害対策本部や知事会などと調整し、全国規模での円滑な応援に協力するものとする。
- (2) 応援の具体的な計画については、中央防災会議が定めた「南海トラフ地震防災計画」及び同計画に基づく「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」によるほか、各県の受援計画によるものとする。
- (3) その他、「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」に基づき、別途両県で定める応援の基準により徳島県への応援を行うものとする。

また、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」及び「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」に基づき、中・四国被災県へ応援を行うものとする。

#### 【参考1：『南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画』における本県に関わりの深い内容の抜粋】

計画頁	項目	内容
21	警察災害派遣隊の派遣	古賀 SA を経由し九州方面へ派遣 高梁 SA を経由し四国方面へ派遣 三木 SA を経由し近畿方面へ派遣
22	緊急消防援助隊の派遣	高梁 SA を経由し高知県へ派遣 美東 SA を経由し大分県へ派遣
29	災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣	厚生労働省 DMAT 事務局及び文部科学省の派遣要請に基づき、人口・医療資源に比して甚大な被害が想定される府県（静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県等）に対し派遣
37	毛布及び携帯トイレ・簡易トイレ等の調達・搬送（ブッシュ型支援の実施）	緊急災害対策本部の調整により毛布及び携帯トイレ・簡易トイレ等を調達し広域物資輸送拠点へ搬送
117	被災地外航空搬送拠点候補地	鳥取空港、倉吉市宮陸上競技場、美保飛行場、鳥取県消防学校

#### 【参考2：「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応】

気象庁が南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、国（内閣府）は、国民に対して今後の備え（例：家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認）についての呼びかけを行う。

この場合、本県の体制は、国から新たな防災体制が示されるまで、当面、地域防災計画に示す体制に、本県の震度に関わらず広域支援体制を追加して対応するものとする。

### 第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。



# 津波災害対策編

第1部 災害予防計画

..... P 4 3 3



# 津波災害対策編

## 第1部

### 災害予防計画





## 第1章 計画的な津波対策の推進

(県危機管理部、県国土整備部、県生活環境部、関係機関)

### 第1節 基本方針

この計画は、県、市町村、防災関係機関等が津波対策を計画的に推進することにより、津波災害から県民の生命・身体、財産を守ることを目的とする。

県は、東日本大震災の甚大な津波被害を踏まえて、平成23年7月に「鳥取県津波対策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、「鳥取県地震防災調査研究報告（平成17年3月報告）」で公表した津波被害想定を見直し、新たな断層モデルによる津波浸水予測図や被害想定等を作成した上で、津波対策等の検討を行った。

この間に「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」（以下「津波防災地域づくり法」という。）が、平成23年12月27日に施行され、検討委員会は、法律に基づく津波浸水想定を改めて設定するまでの間は、検討委員会で公表した津波浸水予測図を「暫定の浸水予測図」として位置づけ、避難等のソフト対策に先行的に取り組むこととしてきた。

その後、津波防災地域づくり法の施行を踏まえた「鳥取県地震防災調査研究委員会」（以下「研究委員会」という。）を設置し、国が公表した新たな断層モデル及び研究委員会が設定した県独自モデルによる津波浸水想定区域の設定や被害想定を実施するとともに、平成30年3月にその結果を公表し、同法に基づく津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定について、令和元年7月に事前公表（縦覧）を行って関係市町村の意見を伺った上で、令和元年9月に7市町村（鳥取市、岩美町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町、大山町、日吉津村）、令和2年2月に境港市、同年3年米子市における津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定を行い、沿岸部9市町村の指定を完了した。

県、市町村、防災関係機関等は、研究委員会の検討結果及び津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定を踏まえて、関係機関、県民等と協力するとともに、地震調査研究推進本部と連携して津波対策を計画的に推進することとする。

#### <研究委員会 津波想定部会の検討結果及び公表内容>

- 1 津波想定部会で検討を行った下記5モデルに基づく津波浸水想定区域を設定し、公表した。  
 今後は、避難対策等のソフト対策に取り組む。
  - ① 日本海東縁部 F17(Mw7.78)、F24(Mw7.86)、F28(Mw7.67) (国公表モデル)  
 佐渡島北方沖断層(Mw8.16) (県独自モデル)
  - ② 鳥取沖 F55(Mw7.48) (国公表モデル)
- 2 想定した5つの断層ごとにシミュレーションを実施し、津波浸水想定の結果を重ね合わせた「想定最大の津波浸水想定区域図」をもとに避難対策を行うことを基本とする。ただし、複合災害などの対策にあたっては、遠地震と近地震の特性を十分考慮する必要がある。
- 3 今後、予定されている市町村の避難対策の事業を進めるにあたっては、必要に応じて県等からの技術的支援のみならず、学識経験者等のアドバイスを受けながら実施することが望ましい。
- 4 今回公表した津波浸水想定区域図を含め、県が保有するデータは市町村へ提供し自由に使用できることとしている。
- 5 今後、断層モデルの見直し等、新たな科学的知見が確立された場合は、津波浸水想定区域等の見直しを適宜検討することとする。

### 第2節 被害想定

研究委員会で検討した津波波源の断層モデルに基づく被害想定等を「鳥取県地震津波・被害想定検討業務報告書（平成30年3月）」及び津波浸水想定区域図として取りまとめ、関係機関等に配布するとともに、県のホームページで公表している。

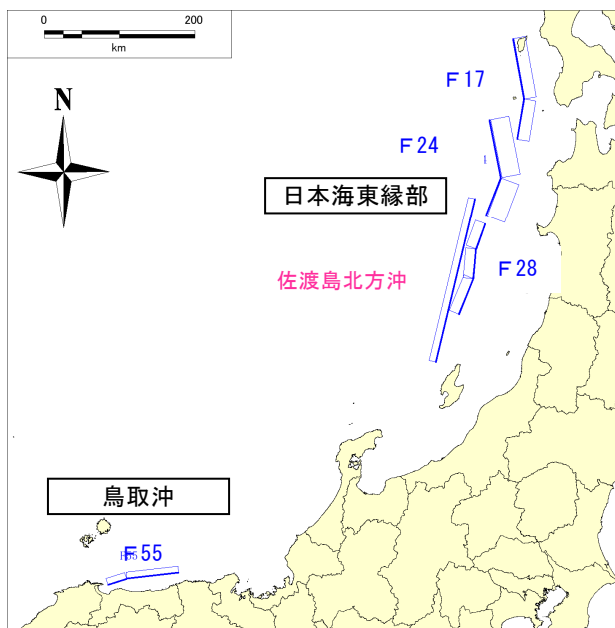
なお、今回の被害想定は、一定の条件等を設定した上でシミュレーションを行った結果であり、自然現象は、大きな不確定要素を伴うことから、被害想定には一定の限界があること、とりわけ津波災害は、波源域の場所や地形条件等により、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることに留意するものとする。

(1) 想定した津波波源の断層モデルパラメータ、位置図

○断層モデルのパラメータ

津波断層モデル No.	モーメント マグニチュード (Mw)	断層位置 緯度 (JGD2000)	断層位置 経度 (JGD2000)	上端深さ (km,TP-)	下端深さ (km,TP-)	走向 (度)	傾斜 (度)	すべり角 (度)	断層長さ (km)	断層幅 (km)	合計 断層長さ (km)	合計 断層面積 (km)	平均 すべり量 (m)
F17	7.78	41.0201	139.4058	2.8	18	10	45	106	53.9	21.5	135	2906	6.00
		41.4998	139.5198	2.8		350	45	96	81.0	21.5			
F24	7.86	40.1054	138.9259	3.9	18	21	30	74	53.7	28.2	132	3717	6.00
		40.5641	139.1542	3.9		349	30	80	77.9	28.2			
F28	7.67	40.0114	138.8859	2.3	15	200	45	115	35.7	18.0	126	2269	5.18
		39.7079	138.7422	2.3		185	45	93	39.7	18.0			
		39.3551	138.7060	2.3		202	45	118	50.9	18.0			
F55	7.48	35.7569	134.4138	1.1	15	261	60	215	69.0	16.0	95	1518	3.96
		35.6530	133.6580	1.1		249	60	215	25.8	16.0			
佐渡北方沖断層	8.16	40.3078	138.7287	0.0	15	193.3	60	90	222.2	17.3	222	3849	16.00

○県独自モデル（佐渡島北方沖）及び国モデルの位置



(2) 沿岸市町村の浸水面積、最大津波高等

○浸水面積

市町村	F17 (ha)	F24 (ha)	F28 (ha)	F55 (ha)	佐渡北方 (ha)
岩美町	23.1	26.1	23.8	53.4	50.8
鳥取市	56.0	75.1	61.4	102.3	169.8
湯梨浜町	15.5	27.6	26.0	29.7	60.4
北栄町	12.8	16.4	15.2	16.6	52.9
琴浦町	8.5	13.1	10.1	12.1	56.2
大山町	18.0	22.0	19.7	17.9	126.1
米子市	32.2	38.4	39.0	29.7	222.1
日吉津村	2.9	2.6	3.2	2.2	29.9
境港市	29.1	35.6	43.4	246.5	398.0

○海面変動 30cm 到達時間

市町村	F17 (分)	F24 (分)	F28 (分)	F55 (分)	佐渡 北方 (分)
岩美町	100.6	93.0	87.0	5.3	77.8
鳥取市	104.5	98.0	91.5	4.9	81.0
湯梨浜町	116.1	105.3	101.6	6.4	87.0
北栄町	120.2	110.2	106.1	8.1	91.4
琴浦町	123.9	113.6	104.0	5.0	95.1
大山町	125.3	113.9	104.5	5.5	96.5
米子市	137.6	128.9	121.4	21.8	110.8
日吉津村	141.7	130.2	122.3	24.0	113.1
境港市	140.0	132.1	124.7	21.1	111.7

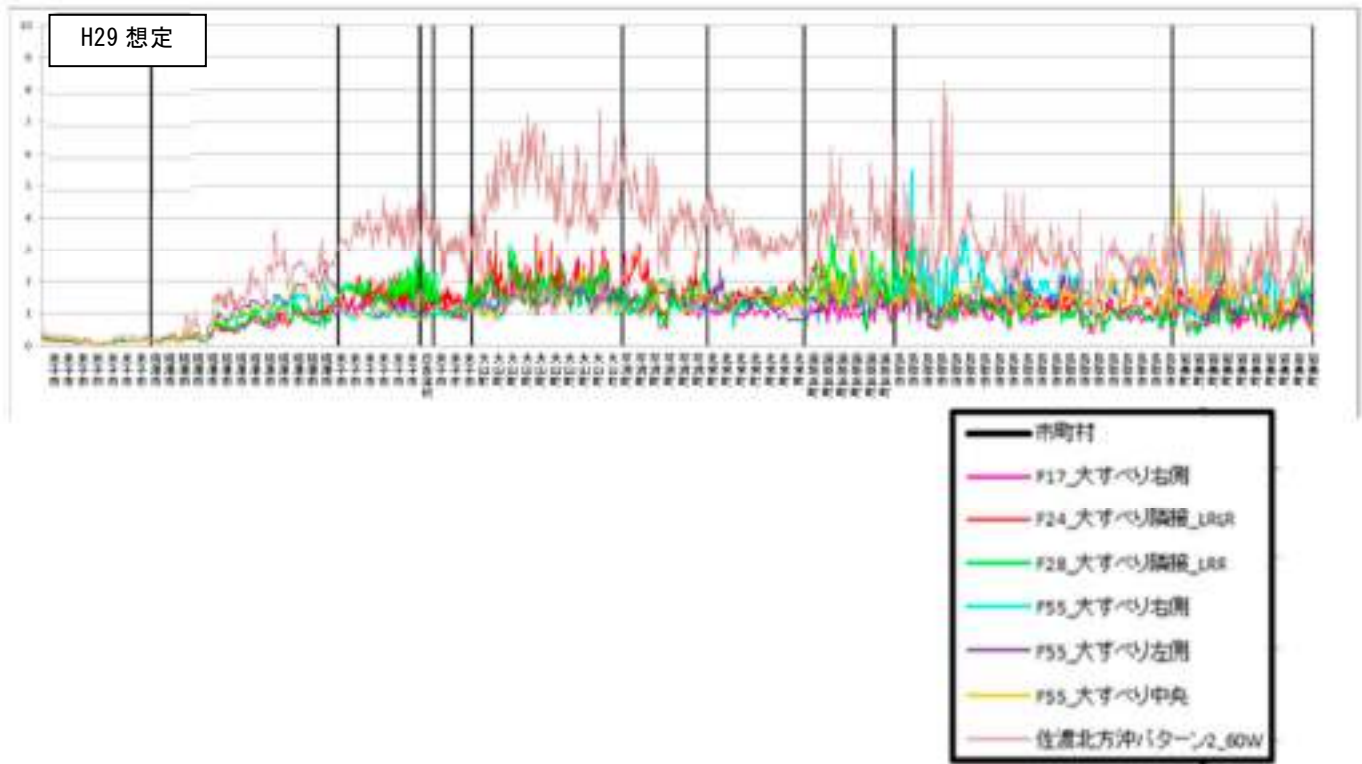
○最大津波高

市町村	F17 (m)	F24 (m)	F28 (m)	F55 (m)	佐渡 北方 (m)
岩美町	1.5	2.4	1.8	4.8	4.9
鳥取市	2.0	3.2	3.4	5.5	5.8
湯梨浜町	1.9	2.9	3.4	3.1	6.6
北栄町	1.6	2.1	2.0	2.4	4.9
琴浦町	2.0	3.2	2.3	2.1	6.7
大山町	2.5	3.6	3.2	2.3	7.4
米子市	2.6	2.6	2.8	1.7	4.7
日吉津村	2.2	1.8	2.6	1.4	4.9
境港市	1.5	1.8	1.9	2.4	3.7

○最大津波高到達時間

市町村	F17 (分)	F24 (分)	F28 (分)	F55 (分)	佐渡 北方 (分)
岩美町	114	112	152	7	85
鳥取市	139	116	123	15	132
湯梨浜町	165	122	163	18	160
北栄町	170	126	165	19	162
琴浦町	175	130	169	19	166
大山町	176	132	170	14	166
米子市	191	148	185	29	175
日吉津村	210	148	185	61	182
境港市	194	148	188	43	183

○断層別の市町村津波高



(3)被害想定

研究委員会の被害想定部会では、F55 断層及び佐渡島北方沖断層による津波について被害想定を行っている。建物被害及び人的被害を抜粋して以下に示す。その他の被害予測項目については「鳥取県地震津波・被害想定検討業務報告書（平成30年3月）」を参照のこと。

○建物被害（被害が最大となる季節・時間帯について抜粋）

F55断層 津波：大すべり右側

(棟)

市町村	建物棟数	津波	
		全壊	半壊
201 鳥取市	95,600	約 10	約 40
202 米子市	60,800	*	*
203 倉吉市	26,700	-	-
204 境港市	21,700	*	約 160
302 岩美町	7,300	*	約 10
325 若桜町	2,900	-	-
328 智頭町	5,200	-	-
329 八頭町	10,400	-	-
364 三朝町	4,400	-	-
370 湯梨浜町	9,900	*	約 10
371 琴浦町	12,900	-	-
372 北栄町	8,900	-	-
384 日吉津村	2,100	-	-
386 大山町	10,300	-	-
389 南部町	5,300	-	-
390 伯耆町	7,200	-	-
401 日南町	3,500	-	-
402 日野町	2,500	-	-
403 江府町	2,400	-	-
合計	299,800	約 10	約 220

F55断層 津波：大すべり左側

(棟)

市町村	建物棟数	津波	
		全壊	半壊
201 鳥取市	95,600	*	約 20
202 米子市	60,800	*	*
203 倉吉市	26,700	-	-
204 境港市	21,700	*	約 390
302 岩美町	7,300	*	約 30
325 若桜町	2,900	-	-
328 智頭町	5,200	-	-
329 八頭町	10,400	-	-
364 三朝町	4,400	-	-
370 湯梨浜町	9,900	*	*
371 琴浦町	12,900	-	-
372 北栄町	8,900	-	-
384 日吉津村	2,100	-	-
386 大山町	10,300	-	-
389 南部町	5,300	-	-
390 伯耆町	7,200	-	-
401 日南町	3,500	-	-
402 日野町	2,500	-	-
403 江府町	2,400	-	-
合計	299,800	約 10	約 450

\*：数棟 -：被害なし

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。

概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。

・1,000未満：1の位を四捨五入 ・1,000以上10,000未満：10の位を四捨五入 ・10,000以上：100の位を四捨五入

F55断層 津波：大すべり中央

(棟)

市町村	建物棟数	津波	
		全壊	半壊
201 鳥取市	95,600	*	約 30
202 米子市	60,800	*	*
203 倉吉市	26,700	-	-
204 境港市	21,700	*	約 230
302 岩美町	7,300	*	約 30
325 若桜町	2,900	-	-
328 智頭町	5,200	-	-
329 八頭町	10,400	-	-
364 三朝町	4,400	-	-
370 湯梨浜町	9,900	*	約 20
371 琴浦町	12,900	-	-
372 北栄町	8,900	-	-
384 日吉津村	2,100	-	-
386 大山町	10,300	-	-
389 南部町	5,300	-	-
390 伯耆町	7,200	-	-
401 日南町	3,500	-	-
402 日野町	2,500	-	-
403 江府町	2,400	-	-
合計	299,800	約 10	約 310

佐渡島北方沖津波

(棟)

市町村	建物棟数	津波	
		全壊	半壊
201 鳥取市	95,600	約 10	約 50
202 米子市	60,800	*	*
203 倉吉市	26,700	-	-
204 境港市	21,700	約 30	約 960
302 岩美町	7,300	*	約 20
325 若桜町	2,900	-	-
328 智頭町	5,200	-	-
329 八頭町	10,400	-	-
364 三朝町	4,400	-	-
370 湯梨浜町	9,900	*	約 10
371 琴浦町	12,900	-	-
372 北栄町	8,900	-	-
384 日吉津村	2,100	-	-
386 大山町	10,300	*	*
389 南部町	5,300	-	-
390 伯耆町	7,200	-	-
401 日南町	3,500	-	-
402 日野町	2,500	-	-
403 江府町	2,400	-	-
合計	299,800	約 40	約 1,000

\*：数棟 -：被害なし

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。

概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。

・1,000未満：1の位を四捨五入 ・1,000以上10,000未満：10の位を四捨五入 ・10,000以上：100の位を四捨五入

○人的被害（被害が最大となる季節・時間帯について抜粋）

F55断層 津波：大すべり右側

(人)

市町村	滞留人口	津波	
		死者	負傷者
201 鳥取市	199,000	約 10	約 10
202 米子市	150,000	*	*
203 倉吉市	57,000	-	-
204 境港市	34,000	約 10	約 50
302 岩美町	10,000	*	約 10
325 若桜町	3,300	-	-
328 智頭町	7,200	-	-
329 八頭町	14,000	-	-
364 三朝町	6,800	-	-
370 湯梨浜町	14,000	*	約 10
371 琴浦町	17,000	-	-
372 北栄町	14,000	-	-
384 日吉津村	4,900	-	-
386 大山町	15,000	-	-
389 南部町	9,100	-	-
390 伯耆町	9,500	-	-
401 日南町	5,000	-	-
402 日野町	3,900	-	-
403 江府町	3,000	-	-
合計	578,000	約 10	約 70

F55断層 津波：大すべり左側

(人)

市町村	滞留人口	津波	
		死者	負傷者
201 鳥取市	199,000	*	*
202 米子市	150,000	*	*
203 倉吉市	57,000	-	-
204 境港市	34,000	約 50	約 220
302 岩美町	10,000	*	約 40
325 若桜町	3,300	-	-
328 智頭町	7,200	-	-
329 八頭町	14,000	-	-
364 三朝町	6,800	-	-
370 湯梨浜町	14,000	*	*
371 琴浦町	17,000	-	-
372 北栄町	14,000	-	-
384 日吉津村	4,900	-	-
386 大山町	15,000	-	-
389 南部町	9,100	-	-
390 伯耆町	9,500	-	-
401 日南町	5,000	-	-
402 日野町	3,900	-	-
403 江府町	3,000	-	-
合計	578,000	約 50	約 260

\*：数人 -：被害なし

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。

概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。

・1,000未満：1の位を四捨五入 ・1,000以上10,000未満：10の位を四捨五入 ・10,000以上：100の位を四捨五入

F55断層 津波：大すべり中央

(人)

市町村	滞留人口	津波	
		死者	負傷者
201 鳥取市	199,000	*	*
202 米子市	150,000	-	-
203 倉吉市	57,000	-	-
204 境港市	34,000	約 30	約 110
302 岩美町	10,000	約 10	約 40
325 若桜町	3,300	-	-
328 智頭町	7,200	-	-
329 八頭町	14,000	-	-
364 三朝町	6,800	-	-
370 湯梨浜町	14,000	*	*
371 琴浦町	17,000	-	-
372 北栄町	14,000	-	-
384 日吉津村	4,900	-	-
386 大山町	15,000	-	-
389 南部町	9,100	-	-
390 伯耆町	9,500	-	-
401 日南町	5,000	-	-
402 日野町	3,900	-	-
403 江府町	3,000	-	-
合計	578,000	約 30	約 160

佐渡島北方沖津波

(人)

市町村	滞留人口	津波	
		死者	負傷者
201 鳥取市	199,000	*	*
202 米子市	150,000	-	-
203 倉吉市	57,000	-	-
204 境港市	34,000	約 60	約 300
302 岩美町	10,000	-	-
325 若桜町	3,300	-	-
328 智頭町	7,200	-	-
329 八頭町	14,000	-	-
364 三朝町	6,800	-	-
370 湯梨浜町	14,000	*	*
371 琴浦町	17,000	-	-
372 北栄町	14,000	-	-
384 日吉津村	4,900	-	-
386 大山町	15,000	-	-
389 南部町	9,100	-	-
390 伯耆町	9,500	-	-
401 日南町	5,000	-	-
402 日野町	3,900	-	-
403 江府町	3,000	-	-
合計	578,000	約 60	約 300

\*：数人 -：被害なし

\*：数人 -：被害なし

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。

概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。

・1,000未満：1の位を四捨五入 ・1,000以上10,000未満：10の位を四捨五入 ・10,000以上：100の位を四捨五入

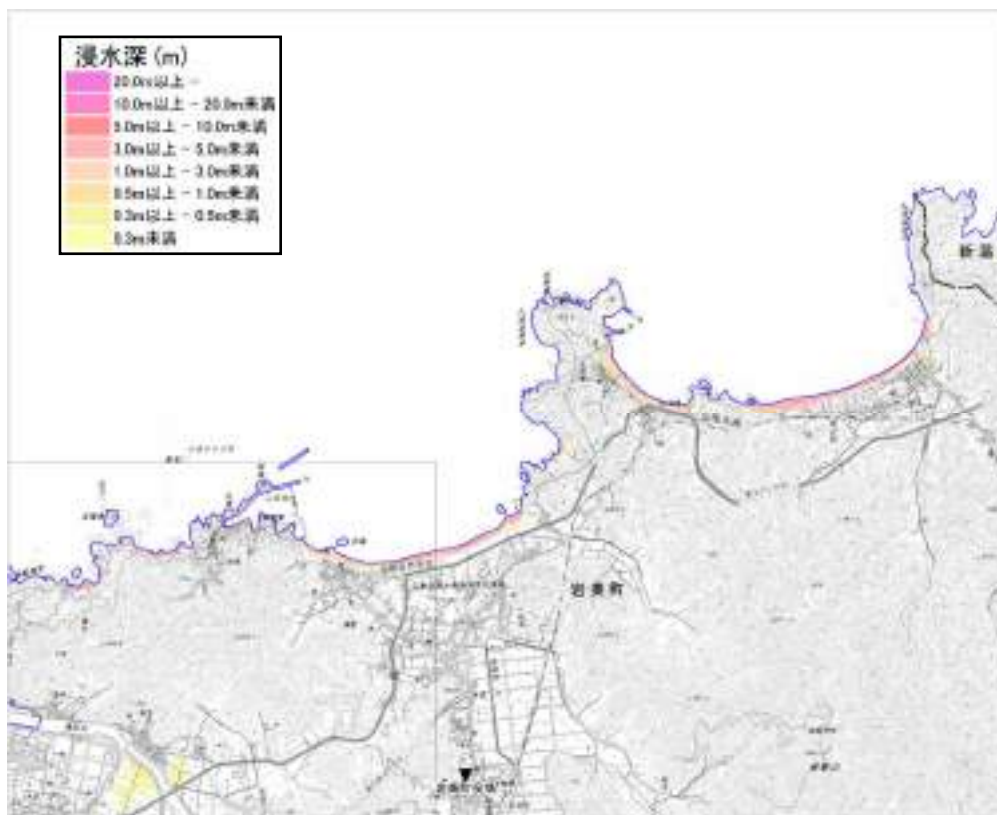
(4) 沿岸市町村の最大の浸水想定区域図

各断層モデルの浸水想定区域の最大の浸水深を示すメッシュごとに重ね合わせ、初期潮位を朔望平均満潮位 (T.P. +0.6m) とした最大の津波浸水想定区域を設定し、公表した。この津波浸水想定区域に基づき、沿岸各市町村は避難対策等を実施するが、実際に津波が発生する場合は、この想定より広い範囲が浸水したり、浸水深が深くなる場合があることに留意する必要がある。

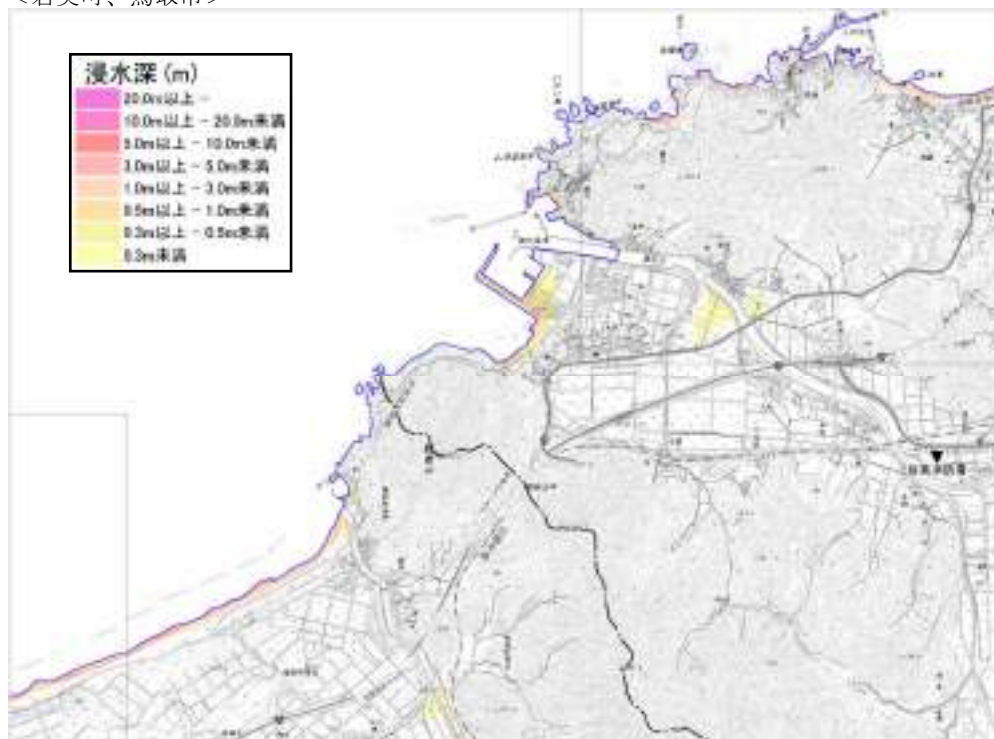
なお、本県においては、この浸水想定区域を津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域 (イエローゾーン) に指定している。

【沿岸各市町村の津波浸水想定区域図】

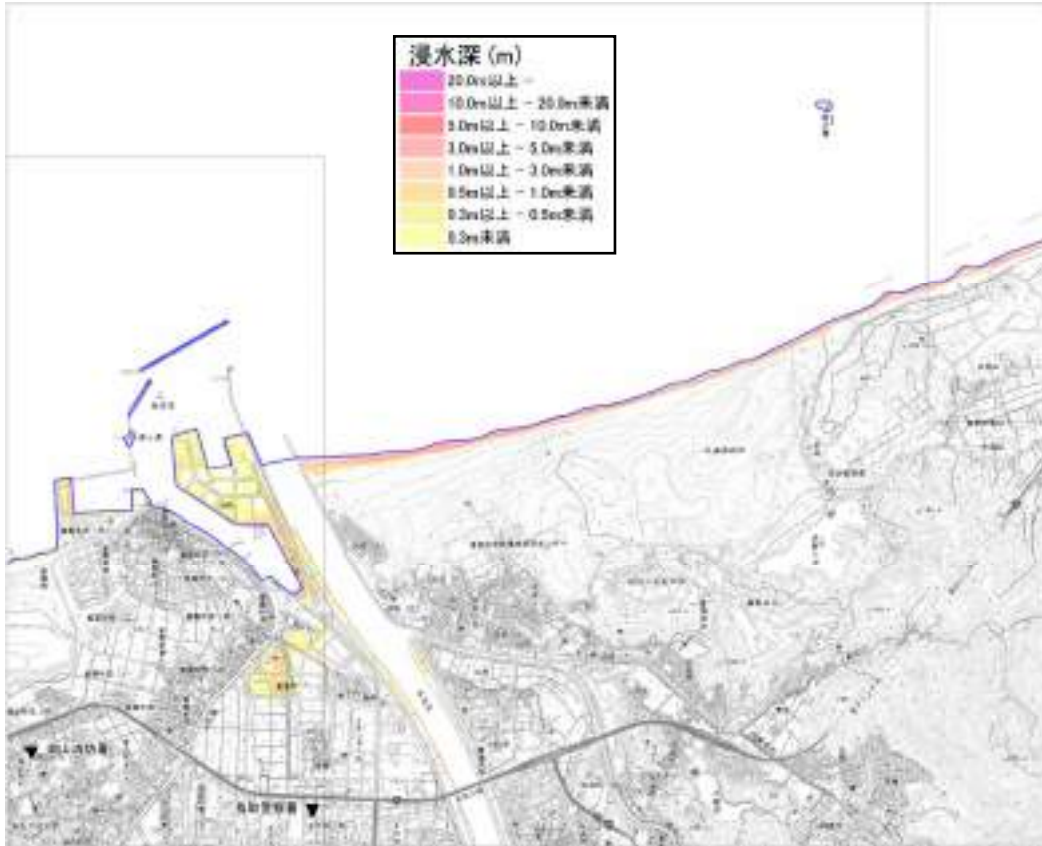
<岩美町>



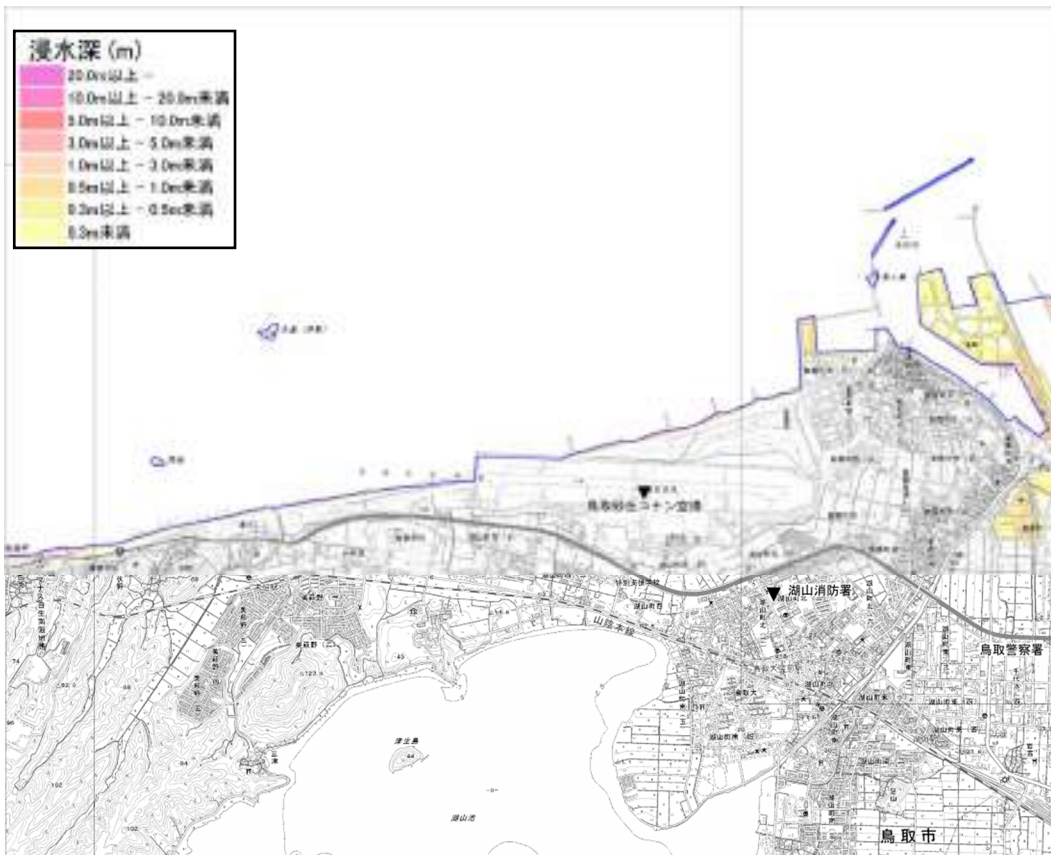
<岩美町、鳥取市>



<鳥取市>

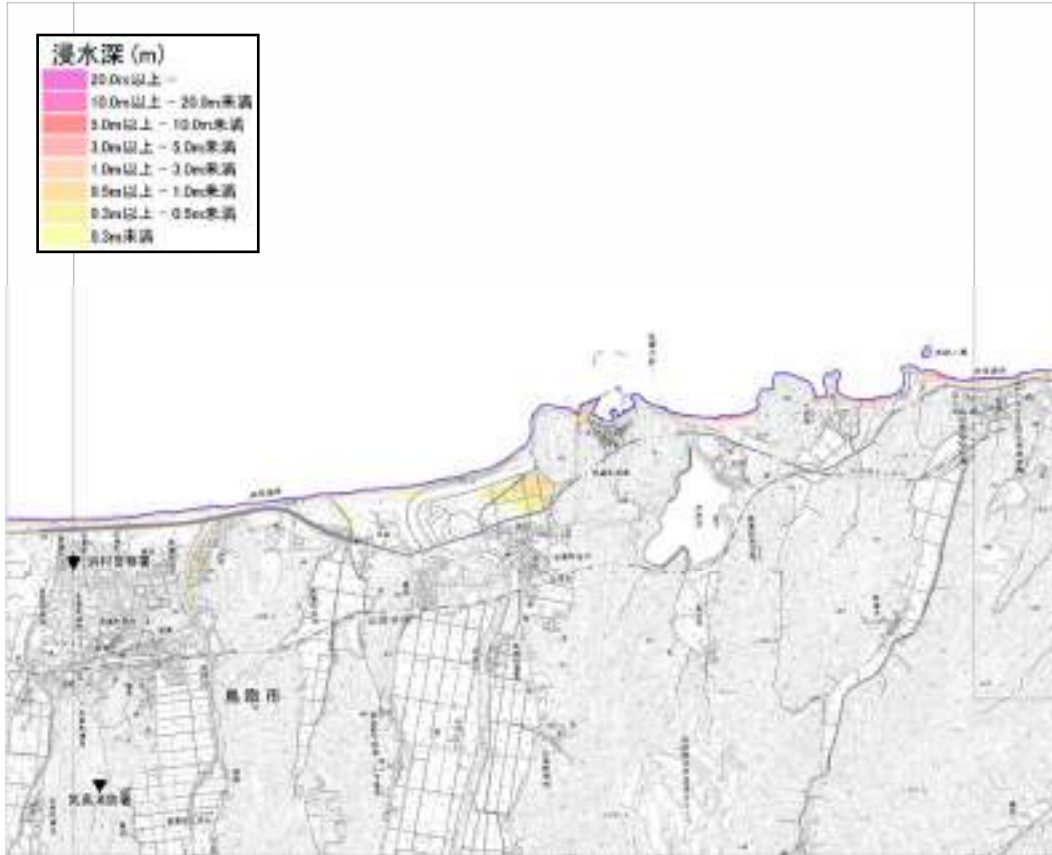


<鳥取市>

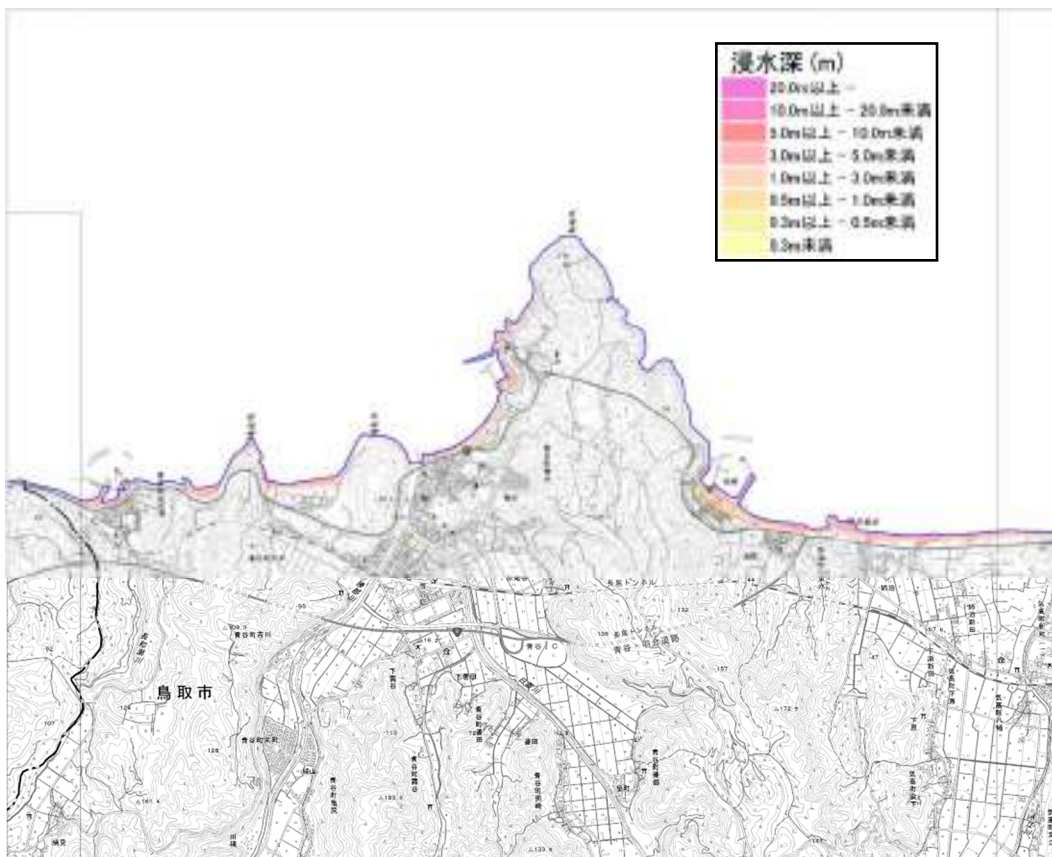




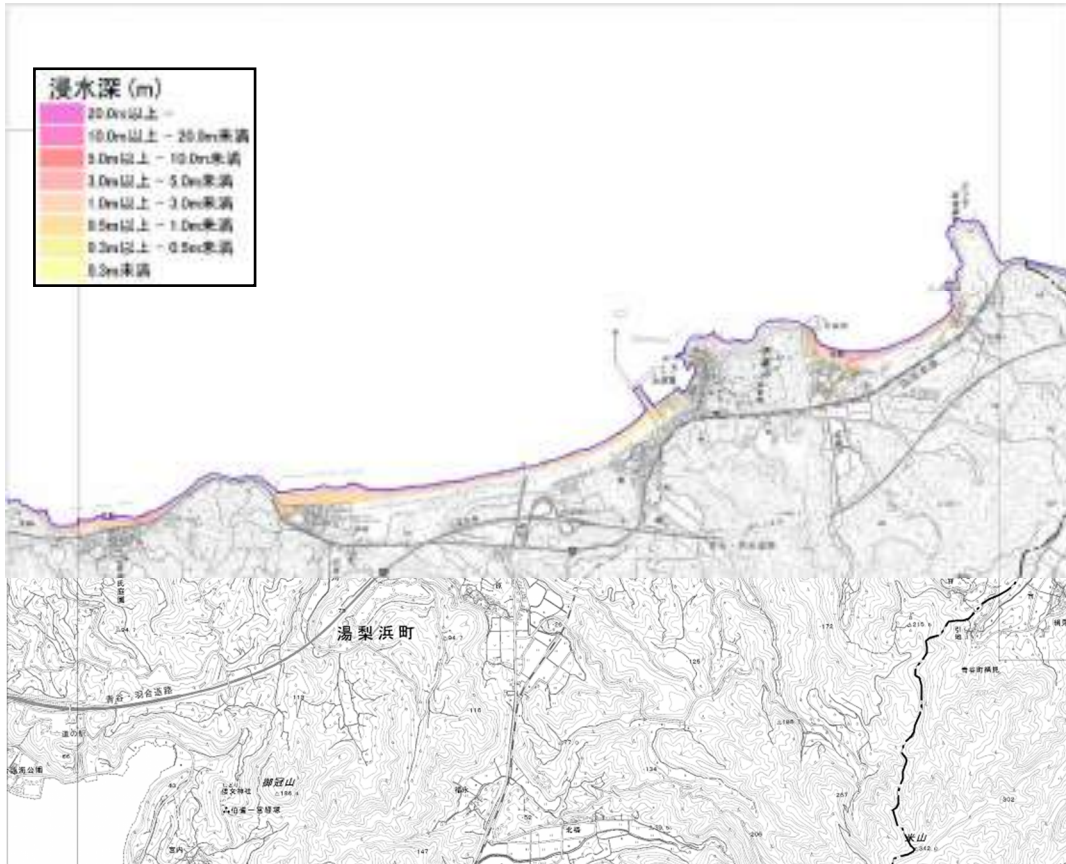
<鳥取市>



<鳥取市>



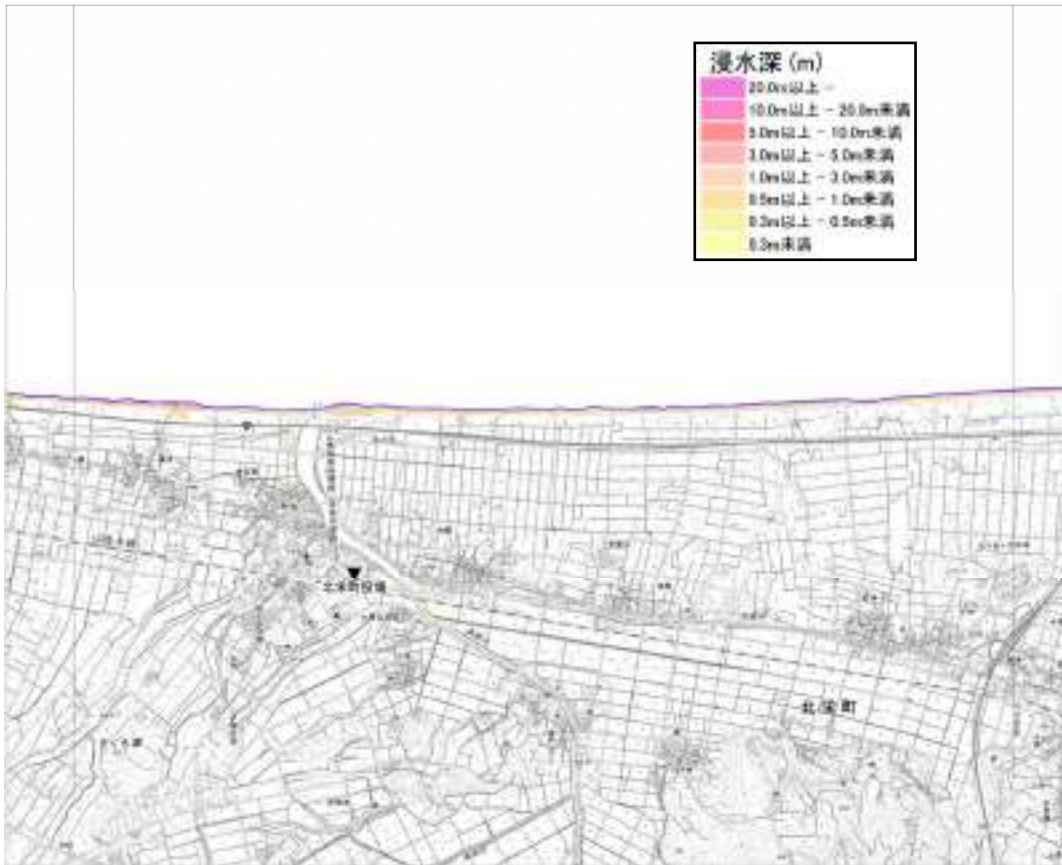
<湯梨浜町、北栄町>



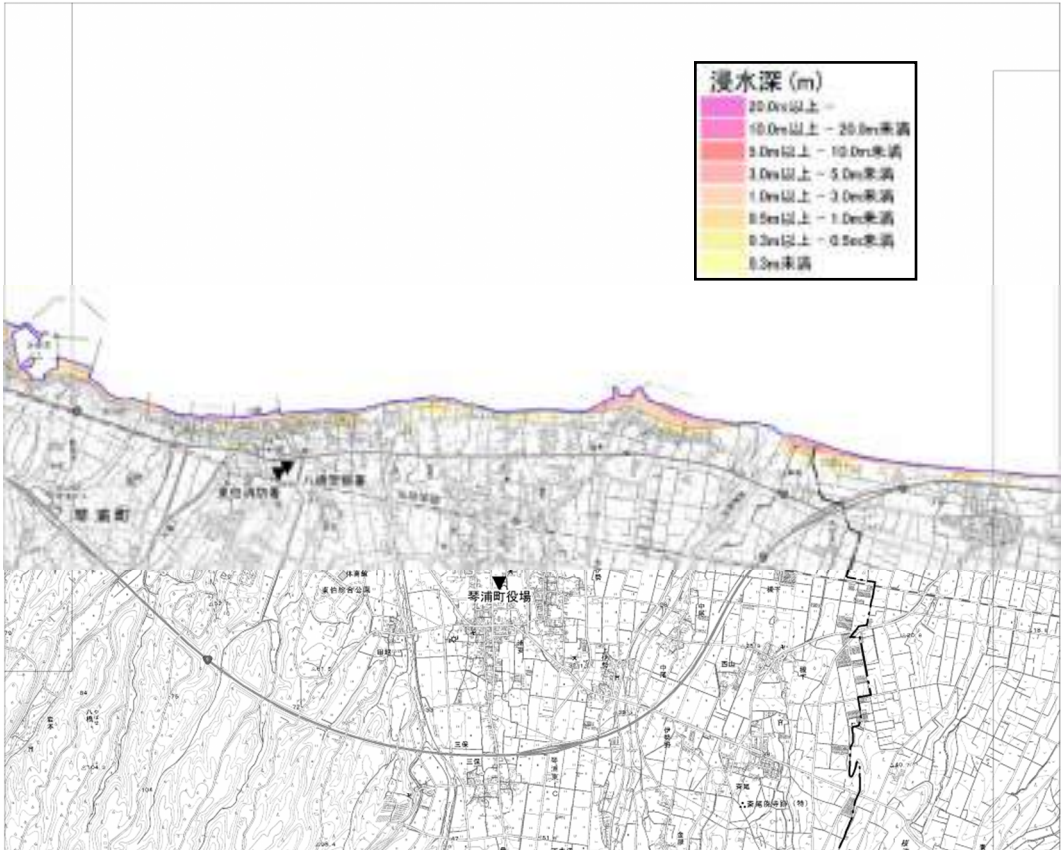
<北栄町>



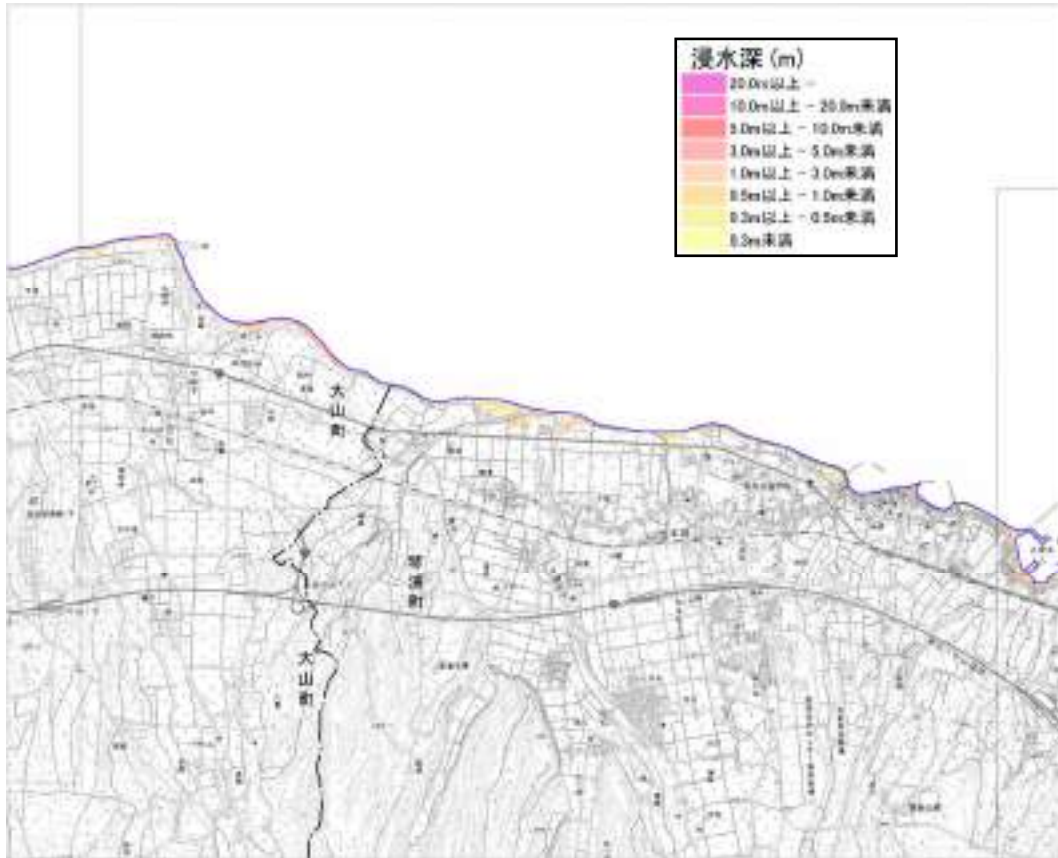
<北栄町>



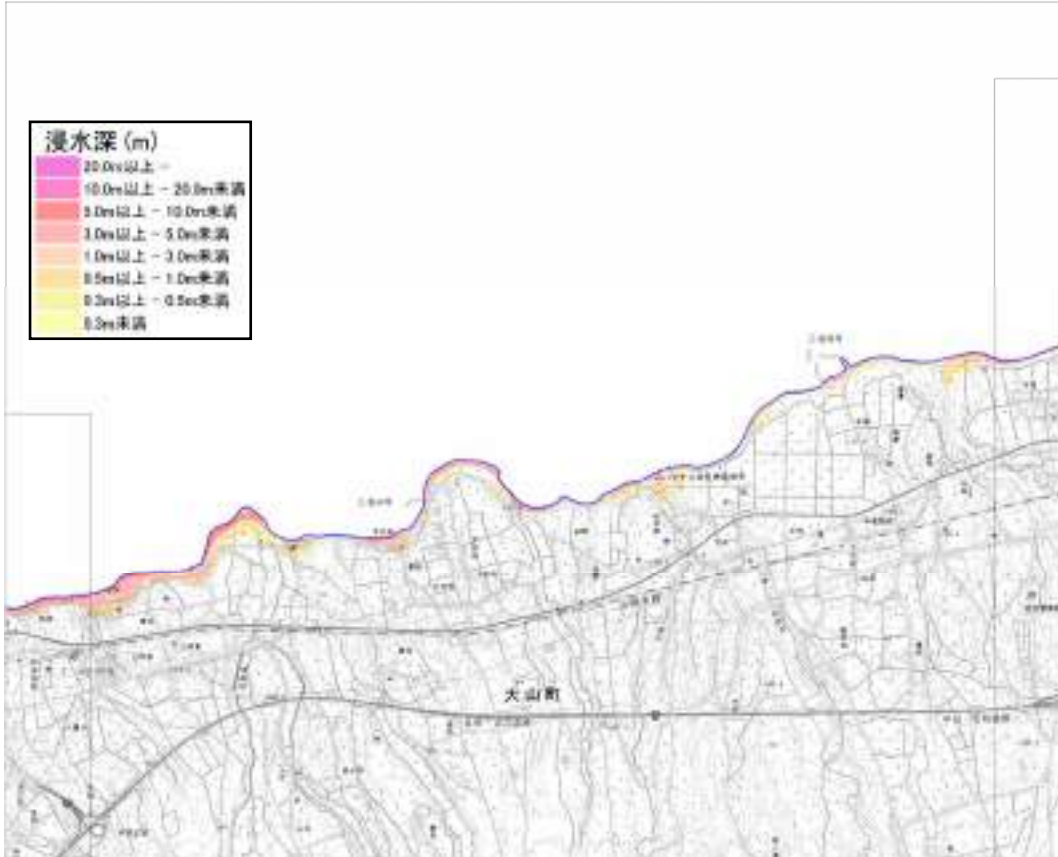
<北栄町、琴浦町>



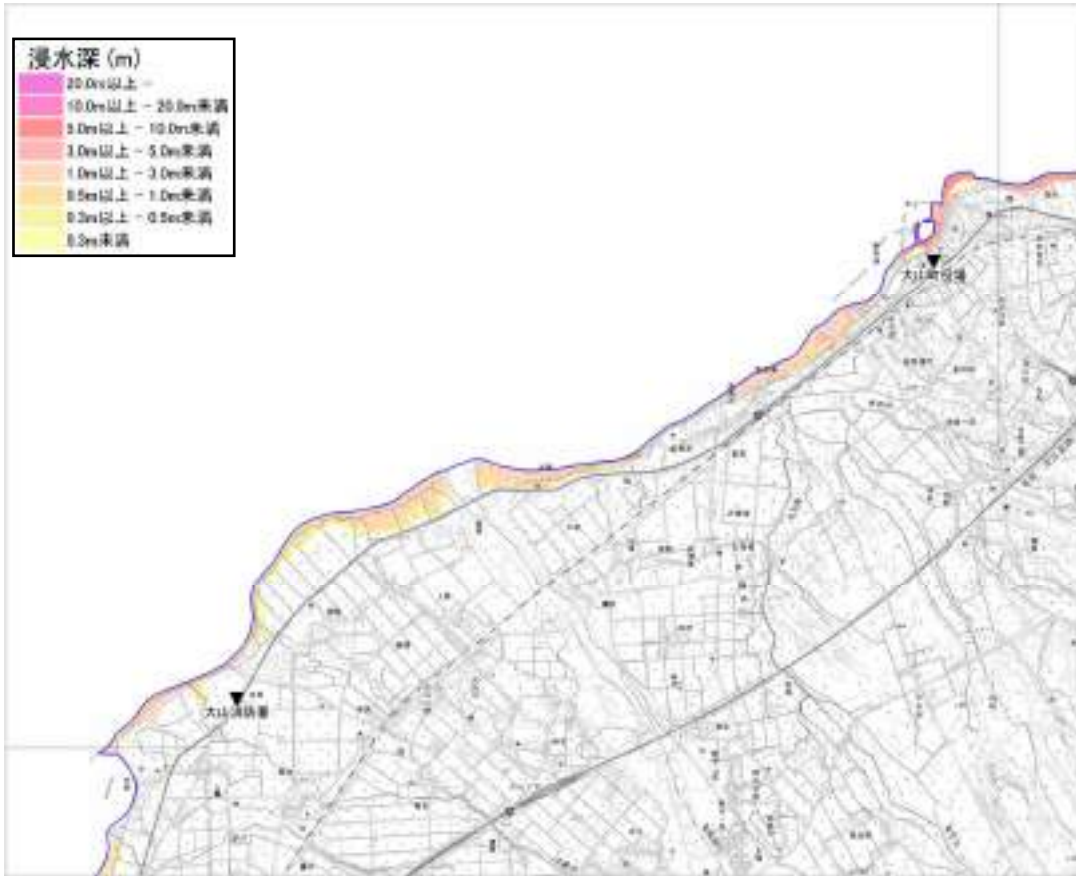
<琴浦町、大山町>



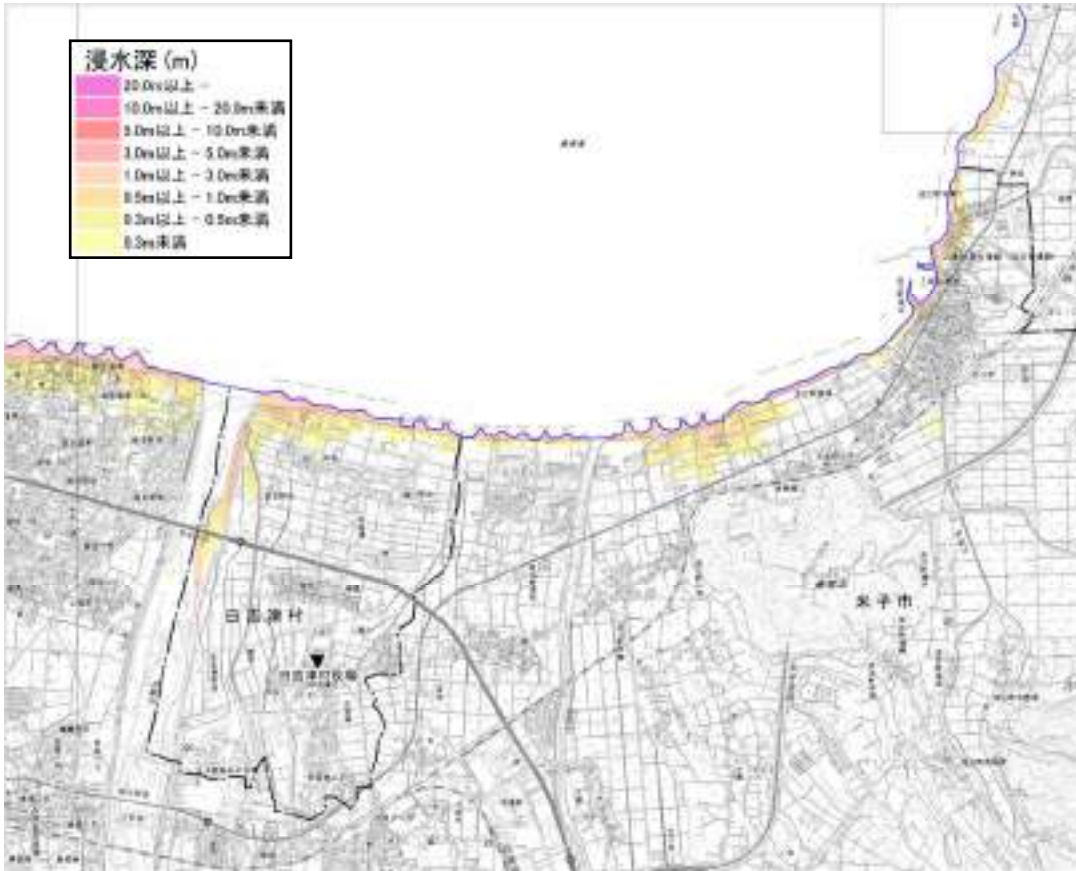
<大山町>



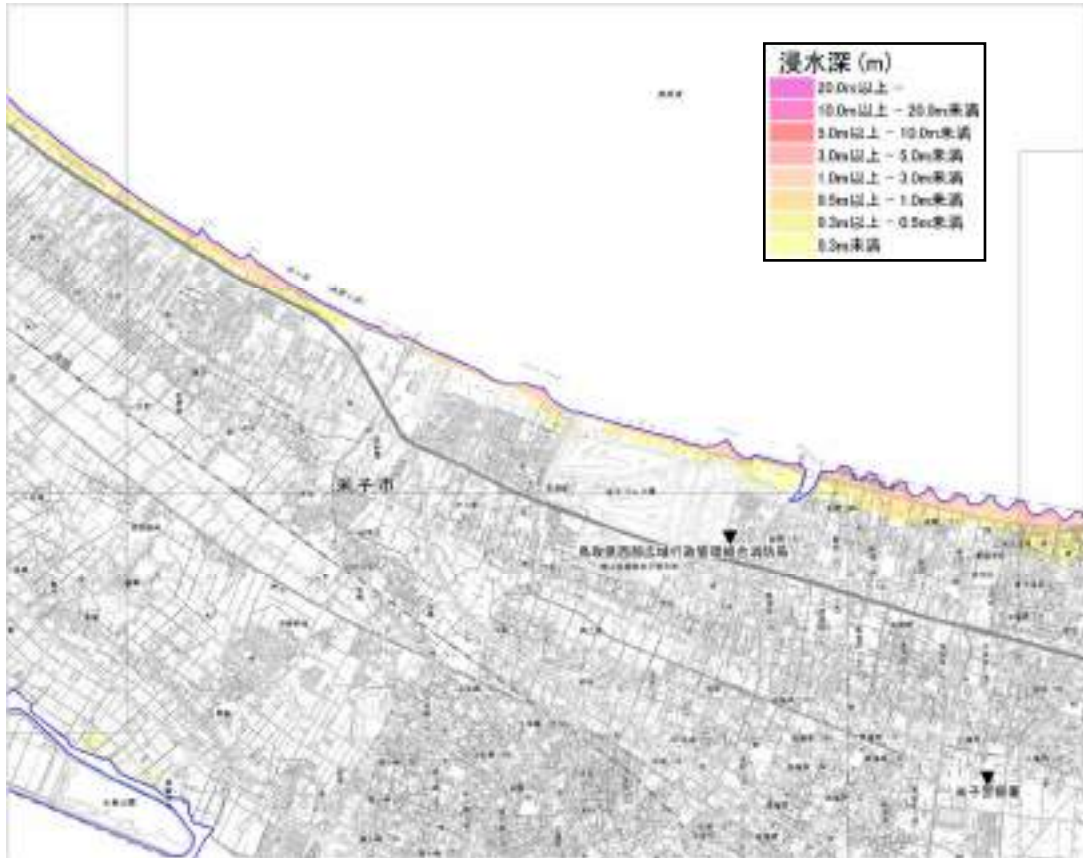
<大山町>



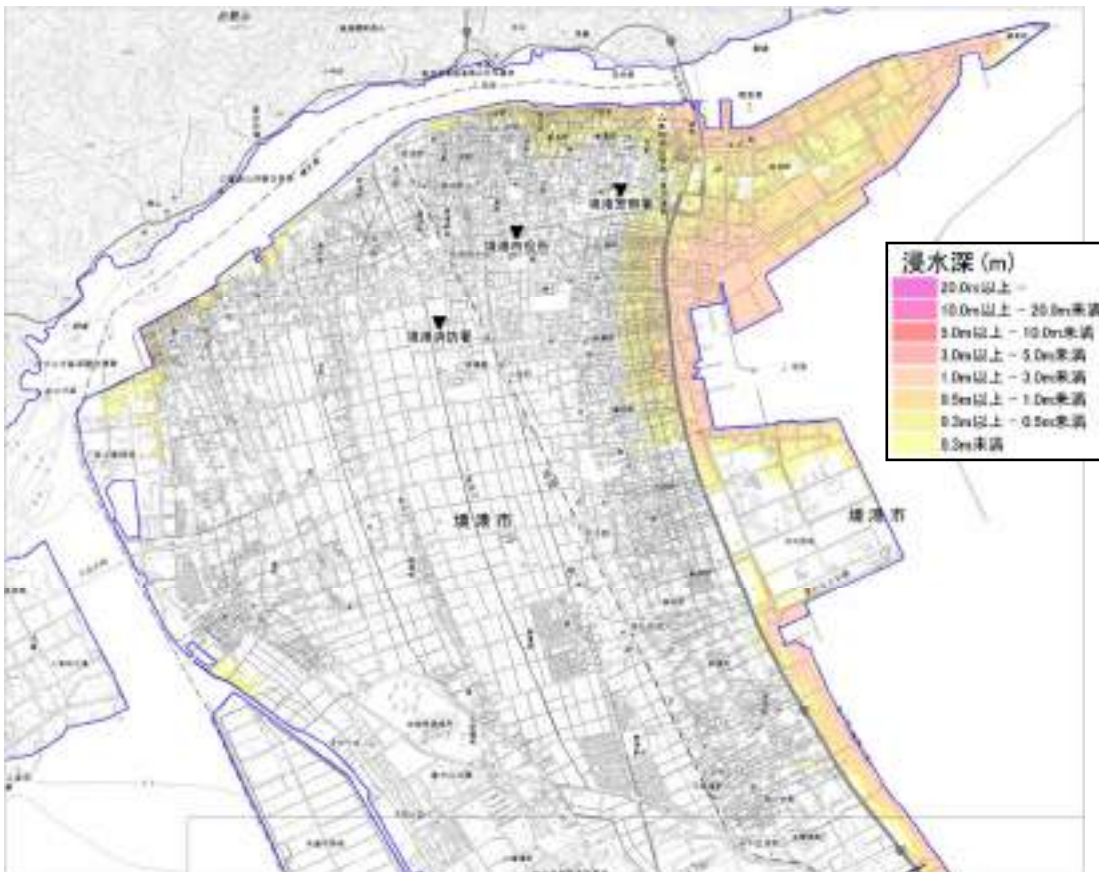
<大山町、米子市、日吉津村>



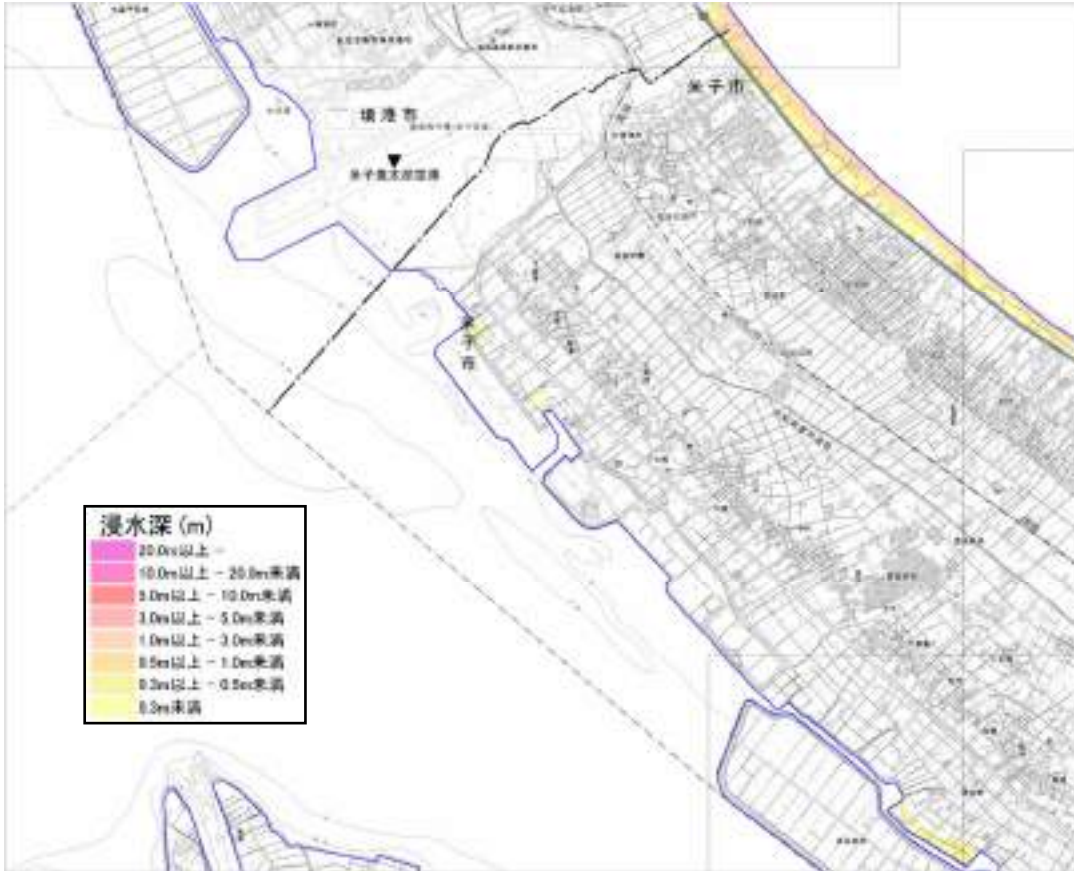
<米子市>



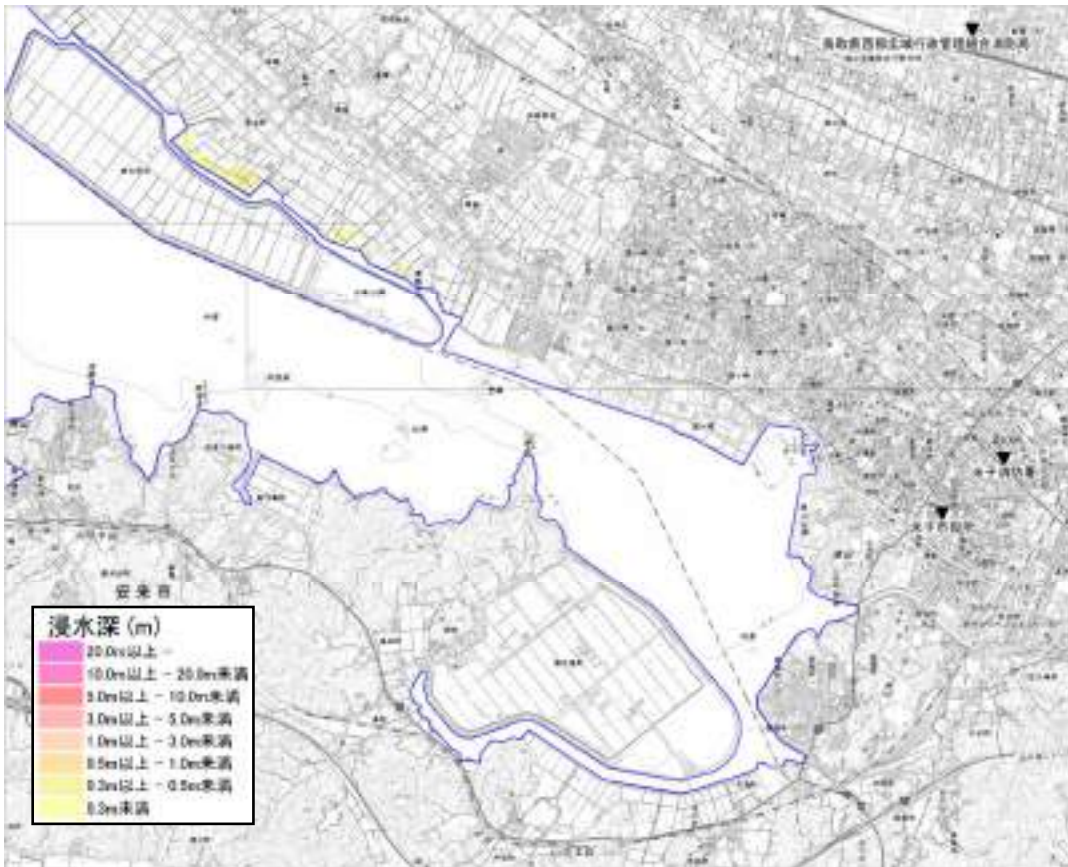
<境港市>



<境港市、米子市>



<米子市>



## (5)津波河川遡上区間計算結果

下表に河川からの越流の有無を一覧にまとめた。どのケースにおいても多少の河川遡上の発生は考えられるが、対象とした全21河川のうち、越流により浸水が広がるのは最大クラスの津波(L2)による11河川である。

## 【河川一覧】

L1：比較的発生頻度の高い津波（数十年から百数十年の津波）

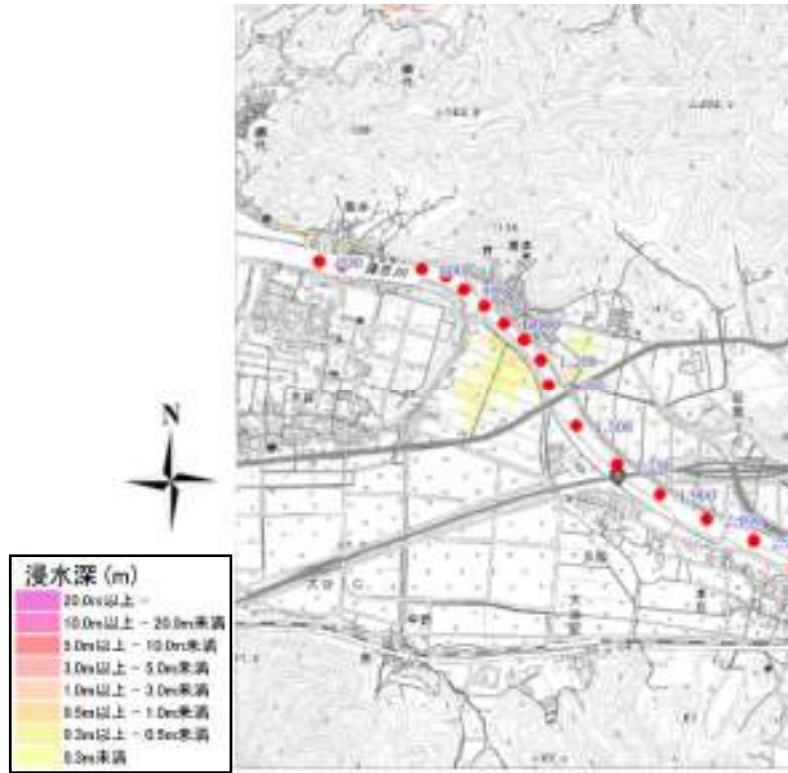
L2：最大クラスの津波（発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害が発生する津波）

河川	浸水箇所	津波高 (m)	河川遡上による影響 : L1	河川遡上による影響 : L2
吉田川	-	-	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
蒲生川	0k000~1k350	1.68	河川からの浸水はない	越流（近地）
塩見川	1k420~2k000	1.83	河川からの浸水はない	越流（遠地・近地）
袋川	-	-	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
千代川	-	-	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
湖山川	0k270~0k900	2.23	河川からの浸水はない	河川を遡上した津波が、湖山川に合流する大井手川、晩稲川から流入し、浸水する（遠地・近地）
河内川	0k100~0k400	1.06	河川からの浸水はない	越流（右岸の樋門が破壊され浸水が拡大）（遠地・近地）
浜村川	0k200~0k800	2.33	河川からの浸水はない	越流（遠地・近地）
永江川	-	-	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
日置川	-	-	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
勝部川	0k600	2.70	河川からの浸水はない	越流（遠地）
橋津川	0k100~0k400 1k200~1k700	1.70	河川からの浸水はない	越流（近地） 越流（近地）
天神川	-	-	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
北条川 放水路	-	-	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
由良川	0k750 2k000	2.11	河川からの浸水はない	越流（右岸）（近地） 越流（右岸）（近地）
洗川	-	-	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
八橋川	0k000~0k200	3.96	河川からの浸水はない	越流（遠地）
宇田川	0k000~0k700	2.29	河川からの浸水はない	越流（遠地）
佐陀川	-	-	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
日野川	-	-	河川からの浸水はない	河川からの浸水はない
加茂新川	0k000~0k200	2.99	河川からの浸水はない	越流（遠地）

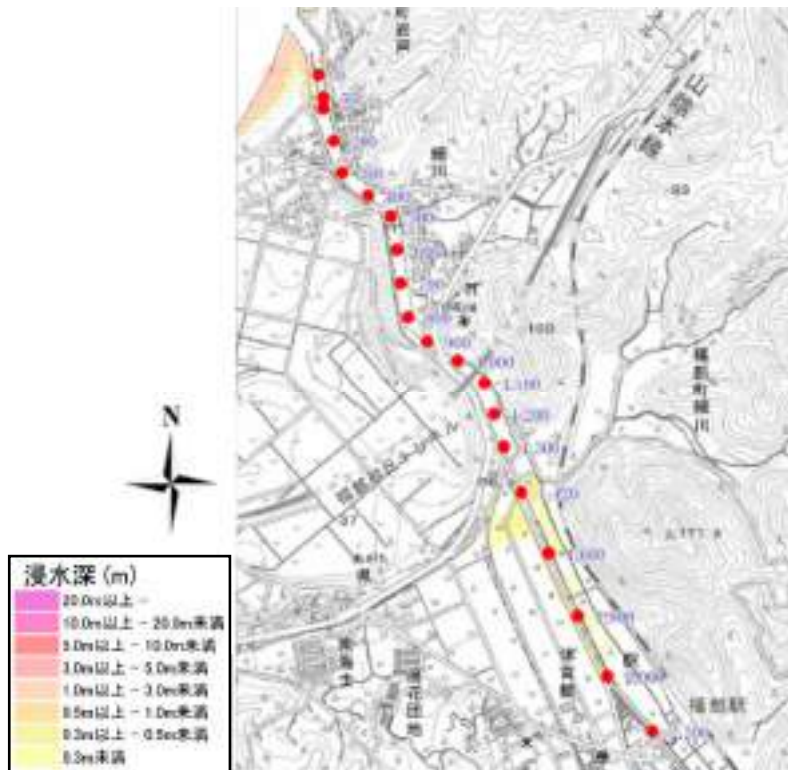


【河川津波遡上の調査結果】※図表中赤丸は河口から距離標の位置を表す。

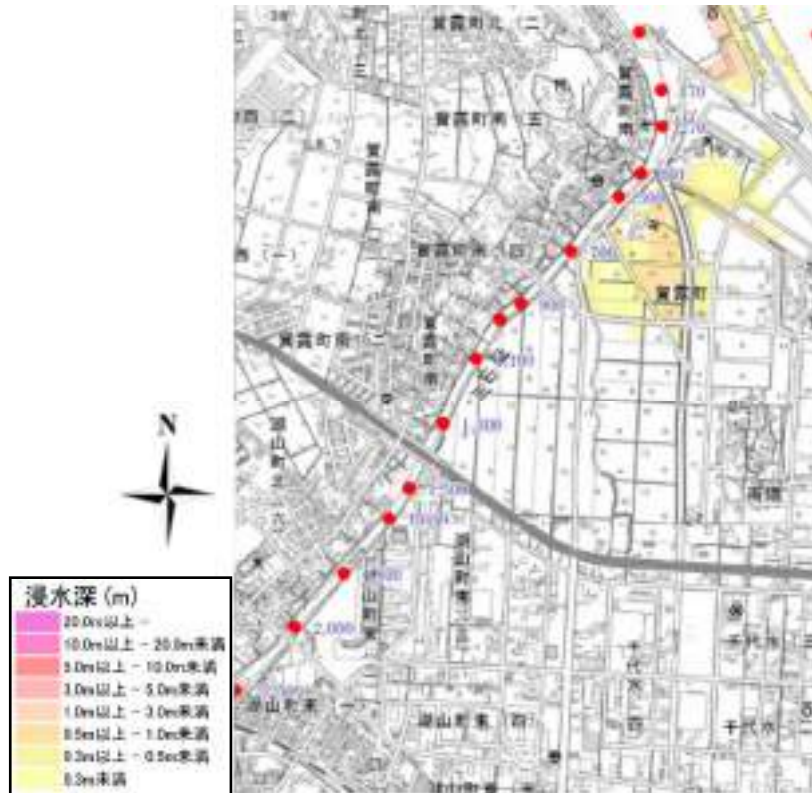
<蒲生川>



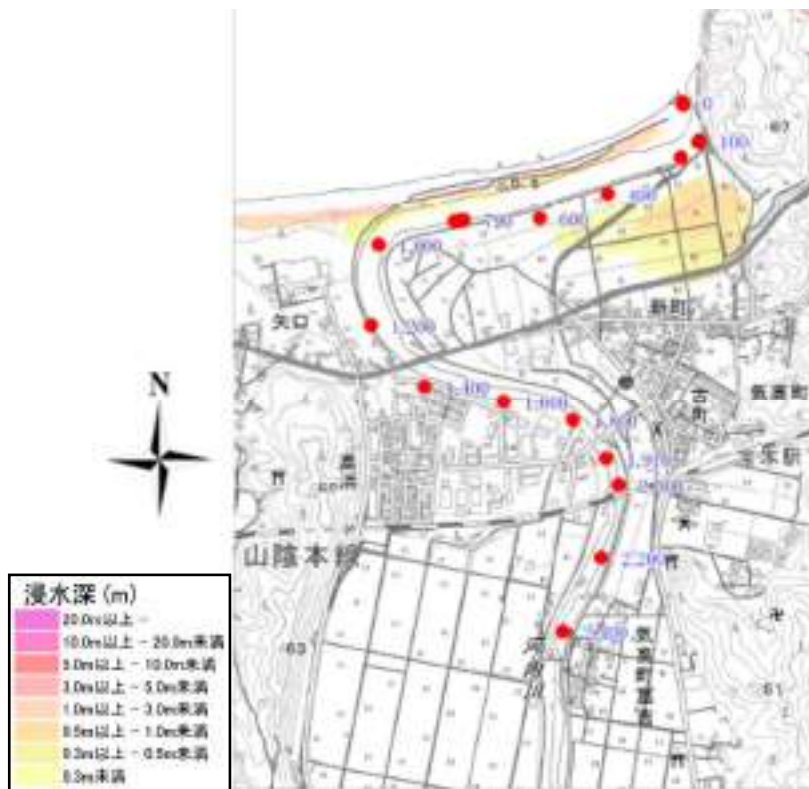
<塩見川>



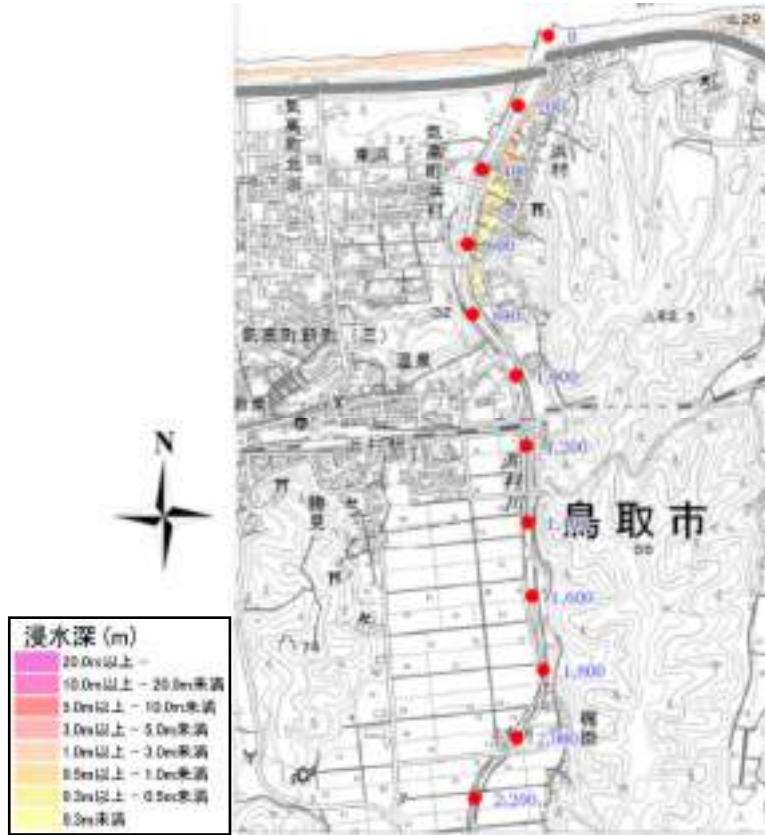
<湖山川>



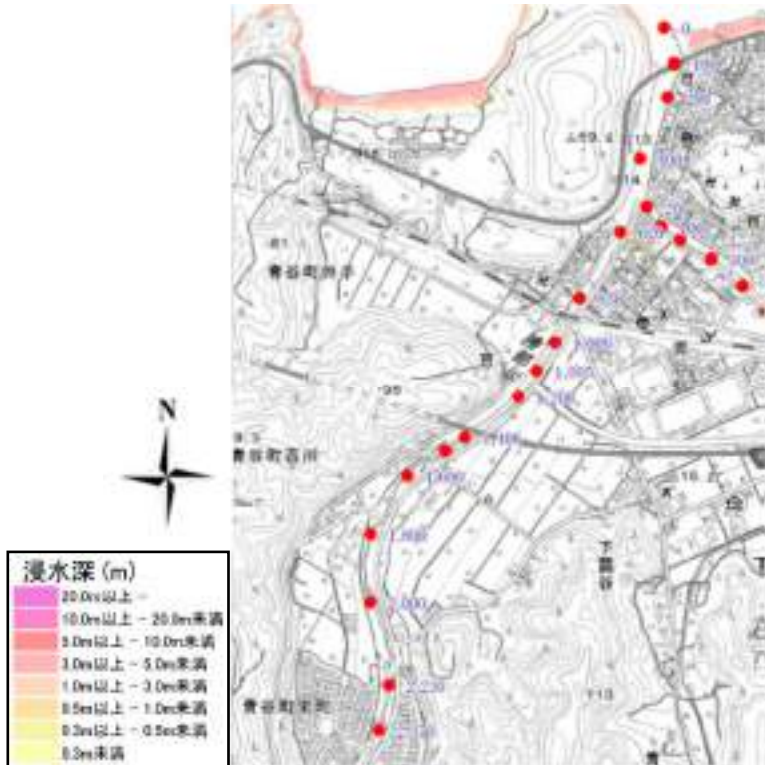
<河内川>



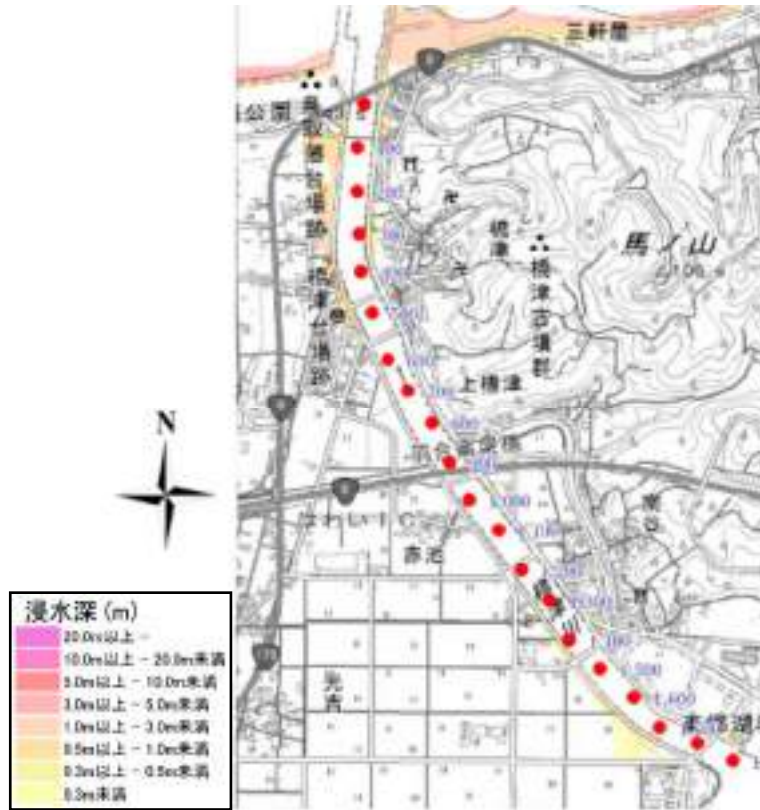
<浜村川>



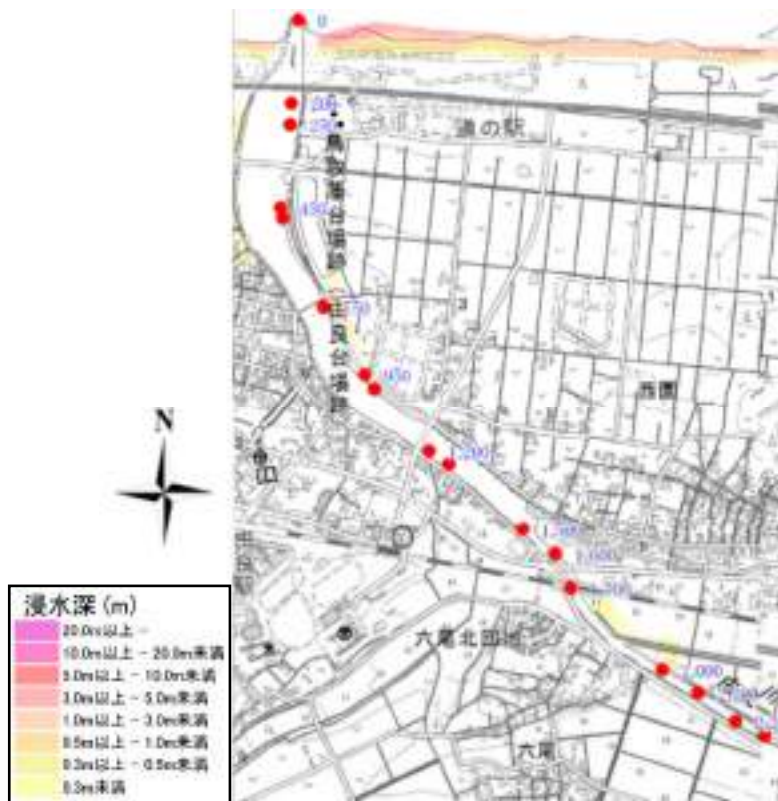
<勝部川>



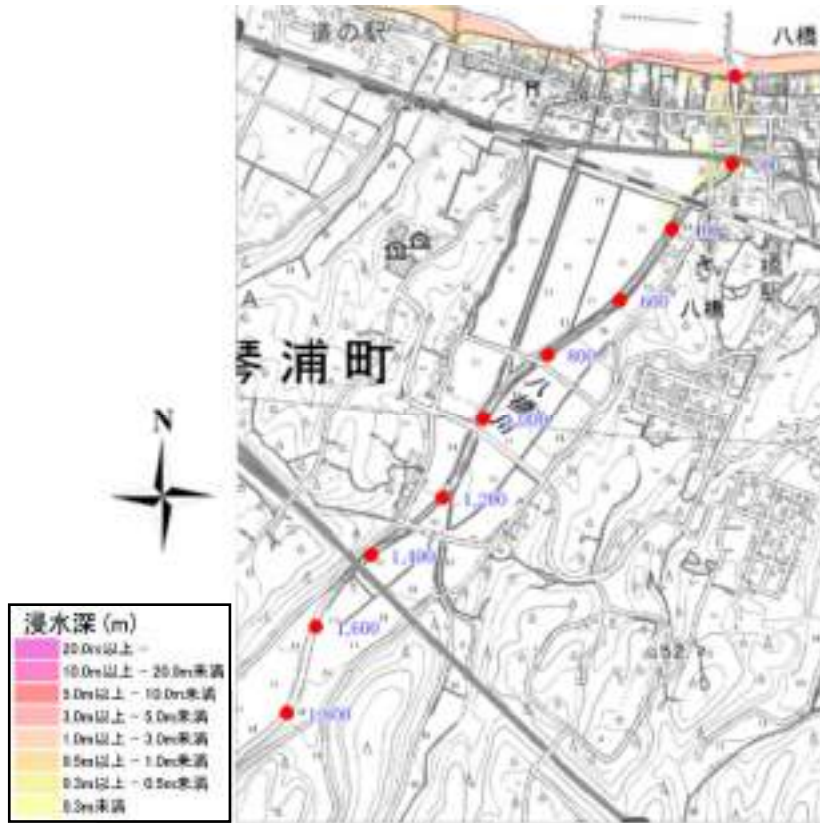
<橋津川>



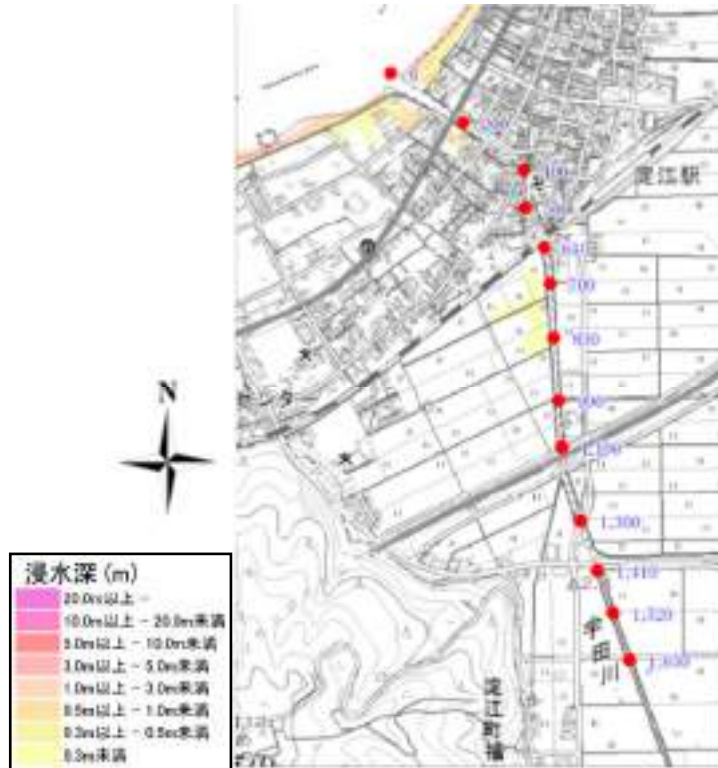
<由良川>



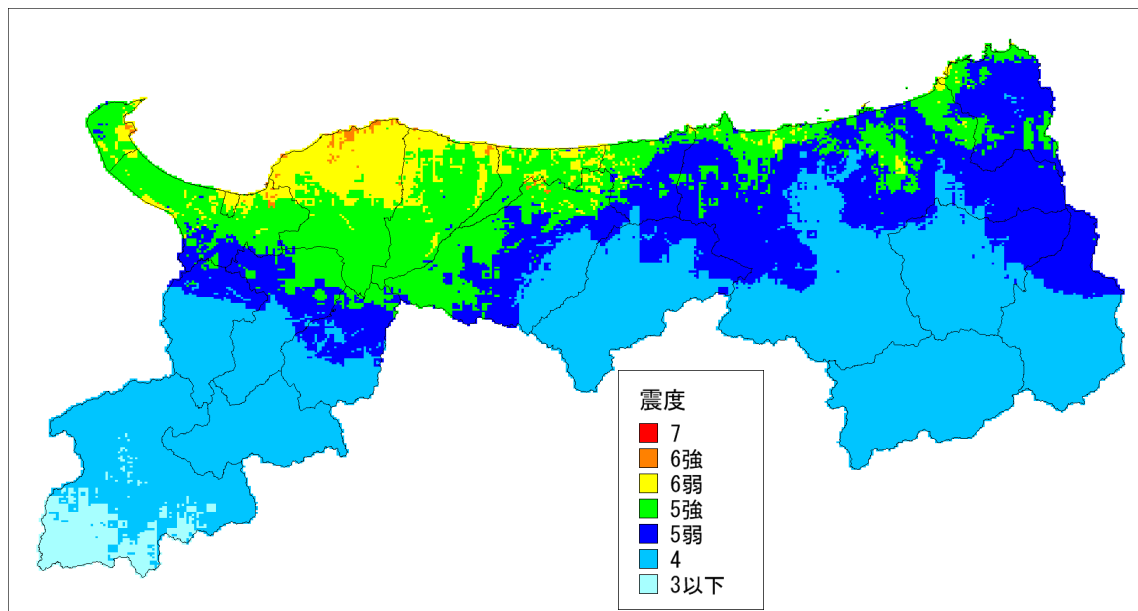
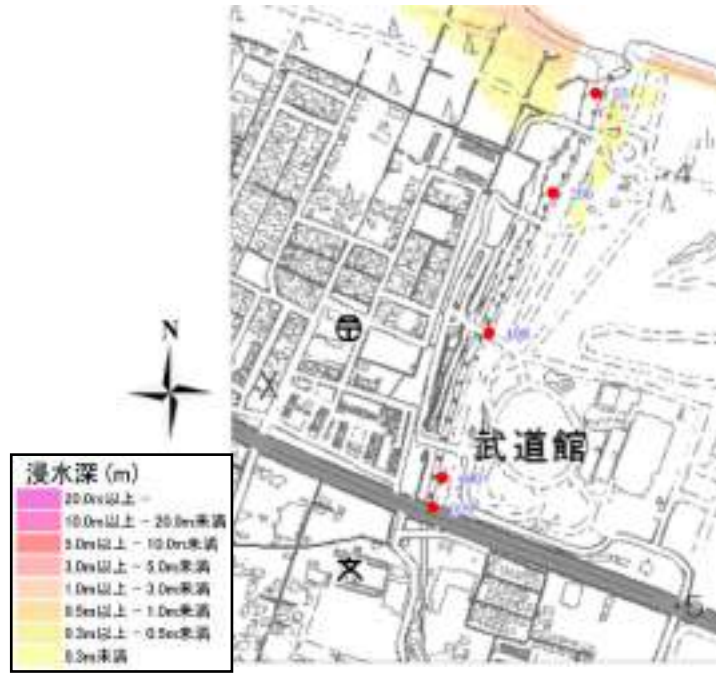
<八橋川>



<宇田川>



<加茂新川>



F55 断層の震度分布

## 第2章 津波災害の予防

(大阪管区气象台、県危機管理部、県子ども家庭部、県県土整備部、県生活環境部、県教育委員会、警察本部、関係機関)

### 第1節 津波に対する備え

#### 1 海岸保全施設整備事業、港湾及び漁港の改修事業等

県は、海岸保全区域について、津波等による被害を防止するため、人工リーフ（潜堤）、離岸堤、突堤、護岸（堤防）、消波堤並びに緩傾斜護岸等の整備を行う。

また、港湾及び漁港管理者は、津波等による被害を軽減できる主な港湾及び漁港施設である外郭施設の防波堤、護岸等の整備を推進する。

#### 2 津波の観測・予報体制の整備

気象庁及び県が実施する津波の観測・予報体制の整備の概要は、以下のとおりである。

気象庁は、今後、引き続き、これらの観測・予報体制の整備及び津波警報等伝達の迅速化に努めるものとする。

- (1) 気象庁の行う業務は、主として各地の震度、地震発生時の震源・規模の決定、津波の発生の有無・規模の判定・来襲地域及び到達時間の予想を目的としている。
- (2) 地震が発生した場合には、気象庁本庁又は大阪管区气象台においてその震源諸要素が決定されるとともに、津波発生の有無の判定がなされる。
- (3) 津波の高さは、検潮装置等のある観測施設によって観測される。観測施設がない場所については建物に残された痕跡調査等によって推定できる場合がある。
- (4) 気象庁等の津波観測施設は岩美郡岩美町田後及び境港市境港にあり、検潮儀及び巨大津波観測計が設置され、テレメータ方式により気象庁本庁及び大阪管区气象台等で常時監視している。
- (5) 県（県土整備部）は河川・港湾の監視カメラ、水位計を活用し、津波発生時に施設等の状況把握を行い、インターネットを通じて住民等へ提供する。
- (6) 大津波警報、津波警報、津波注意報

##### ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

<津波警報等の種類と発表される津波の高さ等>

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では基本的に避難の必要はないが、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要がある。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(7)津波情報

ア 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを津波情報で発表する。

<津波情報の種類と発表内容>

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」を参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

<最大波の観測値の発表内容>

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

<最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)>

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表



発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報又は津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

イ 津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかでも最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(8)津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

<津波予報の発表基準と発表内容>

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

第2節 津波危険地域の把握、周知

1 津波危険地域の把握

沿岸市町村は、県が作成した波災害警戒区域（イエローゾーン）図及び津波浸水予測図等を参考に、津波が浸水する危険性の高い地域の建物数、人口（昼間、夜間）等の把握を行うものとする。その際、避難が困難な地域の把握も併せて行うものとする。

2 津波ハザードマップ等の作成

沿岸市町村は、県の波災害警戒区域（イエローゾーン）図及び津波浸水予測図に基づき、波災害警戒区域（イエローゾーン）、浸水想定区域及び浸水深、到達時間、情報伝達手段、避難経路、避難施設等を記載した津波ハザードマップを作成するとともに、標高看板を浸水想定区域に設置し、津波の危険性の高い地域の住民等に対して、広く危険性の周知を図るものとする。津波浸水想定の変更等があった場合は、津波ハザードマップの修正を検討する等、必要な措置を講ずるものとする。

なお、津波災害警戒区域（イエローゾーン）が指定されている市町村においては、津波防災地域づくり法の規

定により津波ハザードマップの作成が義務となることに留意するとともに、作成にあたっては、住民の避難に有効に活用されるよう内容の検討を十分に行うものとする。

### 第3節 津波避難体制の整備

#### 1 津波避難計画の作成

(1) 県は、津波対策の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づき、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画（以下、「津波避難計画」という。）を定めるものとする。

なお、本県における当該計画は本編によるものとし、消防庁の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」（平成25年3月）による「市町村が策定すべき津波避難計画に係る指針」を兼ねる。

(2) 沿岸市町村は、津波災害警戒区域（イエローゾーン）及び津波ハザードマップを基に、津波避難対象地区を指定した上で、避難対象地区の自主防災組織等と連携しながら、具体的かつ実践的な津波避難計画を作成し周知徹底を図るものとする。津波避難計画は必ずしも独立した計画である必要はなく、市町村地域防災計画に下表の事項等を記載することで足りる。

なお、津波避難計画の策定にあたっては、消防庁の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」（平成25年3月）の内容に留意することとする。

また、沿岸市町村は、自主防災組織等と連携し、津波ハザードマップを基に、避難誘導に有効な避難対象地区のより詳細な情報等を記載した防災マップの作成に努めるものとする。

<市町村の津波避難計画において定める必要がある事項>

定める事項	内容
○緊急避難場所等、避難路等	指定緊急避難場所・津波避難ビル、避難路・避難経路の指定・設定
○初動体制	職員の参集基準、参集連絡手段等の明確化
○避難誘導等に従事する者の安全確保	退避ルールの確立、情報伝達手段の整備
○津波情報の収集、伝達	大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の収集伝達手段・体制等
○避難指示等の発出	避難指示等の発出の基準、手順、手段等
○津波対策の教育・啓発	津波避難計画・津波災害警戒区域・ハザードマップ等の周知、津波の知識の教育・啓発の方法、手段等
○避難訓練	避難訓練の実施体制、内容等
○その他の留意点	観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、避難行動要支援者の避難対策、要配慮者利用施設の避難対策

(3) 津波避難計画は、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等の生命、身体の安全を確保するための避難対策に資するものとする。ただし、この範囲を超えて対策を定めることを妨げないものとする。

(4) 津波避難計画で想定する津波の規模及び被害想定は、当面の間、第1部第1章「計画的な津波対策の推進」第2節による被害想定によるものとする。ただし、これを上回る規模等を想定して対策を定めることを妨げないものとする。

(5) 沿岸市町村は、津波避難訓練で明らかになった課題や、津波防災対策の実施や社会条件の変化に応じて、定期的かつ継続的に津波避難計画の見直しを行うよう努める。

#### 2 避難指示等の発出基準の設定及び周知

(1) 沿岸市町村は、鳥取県に津波警報等が発表された場合に発出すべき避難指示等の基準を定めるとともに、対象地域（集落）をあらかじめ定めておくものとする。（基準の設定については災害予防編（共通）第5部第1章「避難体制の整備」を参照。）

(2) 沿岸市町村は、避難指示等の対象地域の住民にこれらの基準及び津波発生時の避難場所についてあらかじめ周知しておくものとする。また、地震が発生した場合には、弱い地震であっても津波が到達する可能性があるため、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは沿岸付近に近づかないこと、安全な場所（高台、堅牢な建物等）に早急に避難すること、津波は繰り返し到達することがあるため、津波警報等が解除されるまでは避難を続けること等を周知・徹底しておくものとする。

#### 3 津波情報伝達体制等の初動体制の整備

(1) 県及び沿岸市町村は、勤務時間外の場合も含め、大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等について定めるものとする。

(2) 県（危機管理部）は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）・職員参集システム等を活用し、職員の早期参集体制を構築するとともに、あんしんトリピーメール、防災アプリ、緊急速報エリアメール等を活用した津波情報発信の体制を整備するものとする。その他、連絡・参集体制については災害応急対策編（共通）第2部第2章「配備及び動員」により、情報受信・伝達体制等については災害応急対策編（共通）第3部第2章「地震及び津波に関する情報の伝達」及び第3章「災害情報の収集及び伝達」による。

(3)沿岸市町村は、住民はもとより、観光客、海水浴客、ドライバー等、様々な環境下にある住民等に対して、津波警報や避難情報等を迅速、確実に伝達するため、あらゆる手段を活用した伝達体制を整備するものとする。伝達手段については、視聴覚障がい者や外国人等の様々な態様にある避難行動要支援者に確実に伝達されるよう配慮するものとする。

また、海岸や港湾管理者、水産事業者、観光協会、ライフセーバー等の関係機関と情報共有を行い、円滑な情報伝達体制を整備するものとする。

<伝達手段の例示>

- 海岸線の防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備
- サイレン、津波フラッグ、広報車等の整備
- 緊急速報エリアメールの整備、テレビ・ラジオ等の割込放送
- 文字放送、多言語による放送等、避難行動要支援者の態様に応じた手段

#### 4 情報収集・連絡体制の整備

県及び市町村は、津波による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、国、県、市町村及び防災関係機関等との連絡が、相互に迅速・確実にいえるよう情報伝達ルートの多重化や情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。

#### 5 避難所の指定、整備

(1)沿岸市町村は、津波災害に備え、地域の人口、地形、耐震性等の災害に対する安全性等を考慮し、できるだけ津波による浸水の危険性が低く、避難後も孤立しない場所にある公民館、学校等の公共施設等をあらかじめ指定避難所として指定するとともに、必要に応じて補修・補強等を行うものとする。（災害予防編（共通）第5部第2章「指定緊急避難場所・指定避難所の整備」参照）

やむを得ず、津波による被害の恐れのある場所を指定避難所に指定する場合は、建築物の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備、物資の備蓄等、必要な対策を行うものとする。

- (2)沿岸市町村は、指定した避難所をホームページ、ハザードマップ等により住民に周知するとともに、避難所案内表示板やライト等により夜間でも安全に誘導できる施設等の整備に努めるものとする。
- (3)沿岸市町村は、指定避難所の非常用電源及び情報収集・伝達手段を確保するとともに、指定避難所又は近傍で食糧・水・常備薬・毛布等の備蓄に努めるものとする。
- (4)県は、市町村が指定避難所として県有施設等を指定する場合は積極的に協力し、当該施設管理者は避難所開設の際に、資機材の搬入・配備等で市町村に協力するものとする。

#### 6 津波避難ビルの指定等

沿岸市町村は、津波災害に備えた指定緊急避難場所の指定促進及び住民等への周知に努める。（災害予防編（共通）第5部第2章「指定緊急避難場所・指定避難所の整備」参照）

特に、津波発生から到達までの時間的猶予や、地形的条件等により、避難が特に困難と想定される地域に対して、緊急的・一時的な避難施設として津波避難ビル等を指定緊急避難場所として指定し、住民等に周知するものとする。

津波避難ビル等の指定にあたっては、「鳥取県津波避難ビル指定ガイドライン」（平成25年1月県生活環境部作成）等を参考に、構造的要件や位置的条件を十分勘案し、適切な構造物等を選定するものとする。

また、必要に応じて津波避難ビル等の指定緊急避難場所から指定避難所への2次避難の誘導方法等をあらかじめ定めておくものとする。

#### 7 避難路の指定、整備

沿岸市町村は、住民が徒歩で安全・確実に避難できるよう避難路等をあらかじめ指定し、ハザードマップ等により住民に周知するとともに、安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫、改善、改修に努めるものとする。

また、地震によるブロック塀の倒壊や液状化等で避難路が使用できないことを想定し、できるだけ複数の避難路を選定することとする。

なお、被災状況によって想定していた避難路が通行不能となることが起こり得るため、時には臨機応変の対応が求められることを、津波避難訓練や住民説明会、防災教育等の機会を活用して住民へ周知するよう努める。

#### 8 避難方法・避難誘導

(1)地震・津波発生時には、家屋やブロック塀の倒壊、液状化等による道路の損傷、渋滞・交通事故等の発生が予想されることから、津波発生時の避難は徒歩を原則とする。

ただし、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車での避難せざるを得ない場合は、沿岸市町村は、警察等の関係機関と調整を図りながら、自動車での安全・迅速に避難できる方策を検討しておくこととする。

(2)沿岸市町村は、市町村職員、警察官、消防団員、水防団員等、避難誘導を行う関係者の安全を確保するため、津波到達時間内の防災体制や避難誘導に係る行動ルール等を策定するものとする。

＜避難に使える時間の違いによる避難方法＞

避難時間	避難方法
① 避難に時間がある場合 ・想定：佐渡島北方沖断層の波源 ・海面変動 30cm 到達時間：最短 77.8 分程度 ・最大波の到達時間：最短 85 分程度 ・地震動：小さい ・浸水予測範囲：②より広い	・家族や地域の人々に声をかけながら、余裕を持って避難を開始する。 ・近くにある浸水予測範囲内の避難ビル等ではなく、浸水予測範囲外にある高所や避難所に避難する。 ・「やむを得ず自動車により避難せざるを得ない」避難者、避難行動要支援者及びその支援者は、時間的余裕はあるものの特に早めに避難する。 ・ラジオ等を携帯し、絶えず津波に関する最新の情報を確認する。
② 避難に時間がない場合 ・想定：鳥取沖 F55 断層の波源 ・海面変動 30cm 到達時間：最短 5.3 分程度 ・最大波の到達時間：最短 7 分程度 ・地震動：大きい ・浸水予測範囲：①より狭い	・「津波てんでんこ」の教訓に基づき、自分の身は自分で守ることを優先して、各自が率先して近くの避難ビル又は高台に避難を行う。 ・避難を要する地域では、震度が大きく被害が発生している可能性がある。建物・ブロック塀等の倒壊、道路閉塞により、実質的に避難に使える時間がさらに減少することを考慮して、避難路・避難手段を選択する。 ・徒歩で避難することを原則とするが、「やむを得ず自動車により避難せざるを得ない」避難者、避難行動要支援者及びその支援者は、車で避難する（ただし、車による避難方法について事前に十分検討しておく必要がある）。

**9 津波避難訓練の実施**

県、市町村及び防災関係機関は、住民、自主防災組織、避難施設の施設管理者等と連携し、津波発生を想定した訓練の実施に努めるものとする。

なお、夜間等の様々な条件に配慮した上で、訓練目的、被害想定等を具体的に設定し、訓練効果が得られるよう実践的な訓練となるよう工夫するとともに、訓練が効果的なものとなるよう、必要に応じて、デジタル技術の活用も検討する。

また、訓練で得られた成果を地域防災計画や避難計画等の見直しに反映させるものとする。

**10 避難行動要支援者への対応**

沿岸市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、支え愛マップづくり等による避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の策定等を推進することとする。

**11 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定推進**

沿岸市町村は、津波防災地域づくり法に基づき避難確保計画の作成等が必要な津波災害警戒区域（イエローゾーン）内の要配慮者利用施設を各市町村の地域防災計画に位置付け、当該要配慮者利用施設に係る警戒避難体制の整備を行うとともに、必要な指導等を行うものとする。

**12 帰宅困難者への対応**

県及び市町村は、津波被害のため帰宅が困難となったり、移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止するため、帰宅困難者を支援するための対策を推進することとする。

**13 観光客・一時滞在者への対応**

沿岸市町村は、商用、観光、海水浴等の目的で一時的に滞在する者を適切に避難誘導するため、海岸や港湾管理者、観光協会等の関係機関の協力を得ながら、案内板の掲示等避難対策を推進するものとする。

**14 水門等の閉鎖体制整備**

主要な水門等の管理者は、津波発生時の情報伝達体制や津波到達時間内に水門閉鎖を行う操作員が行う作業のルール等を策定し、操作員の安全を確保するものとする。また、遠隔閉鎖体制の整備を合わせて行うものとする。

**第4節 津波に関する知識の普及啓発**

**1 防災思想の普及啓発**

県及び市町村は、自らの身の安全は自らが守るのが防災・減災の基本であることを踏まえて、津波災害に限らず災害時の「自助・共助」の重要性について、防災訓練、防災講習会等の機会や、広報誌、パンフレット配布、テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア等での情報発信等、あらゆる機会を通じて普及啓発を図ることとする。

＜普及啓発の内容（一例）＞

- 住民は平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動すること。
- 災害時には、近隣の負傷者や高齢者、身障者等の要配慮者を助けること。
- 避難所では自ら活動すること。
- 国や地方公共団体が行っている防災活動に協力すること。

## 2 職員に対する研修

県、市町村及び防災関係機関等は、災害時における適切な判断力等を養成し、津波発生時の円滑な災害応急対策を実施するため、定期的に防災訓練、防災講演会・講習会等を開催し、職員に対して必要な知識の習得や防災対応能力の向上を図るよう努めるものとする。

## 3 住民に対する普及啓発

- (1) 県及び沿岸市町村は、津波浸水予測図や津波ハザードマップ等により、津波の浸水が予測される地域を住民に広く周知する。
- (2) 県及び市町村は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、防災週間や津波防災の日（11月5日）等の防災関連行事等を通じて、広報誌、パンフレット配布、テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア等を活用して、津波シミュレーション結果等を示した上で、津波警報や避難指示等の意味や津波に対する注意事項（下記注意事項を参照）等の情報を発信し、地震・津波発生時において、住民が的確に行動できるよう正しい知識や防災対応について普及啓発を図るものとする。

### 【津波に対する注意事項】

#### (1) 一般住民に対する内容

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
- ウ 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- エ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで避難行動を継続する。  
※津波の到達予想時刻を超過した場合であっても、沿岸部や津波が遡上するおそれのある河川には決して近づかず、引き続き安全な場所での避難行動を継続する。
- カ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

#### (2) 船舶に対する内容

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）退避する。
- イ 航行船舶がラジオ、テレビ、無線情報などで地震・津波情報を入手した場合は、水深の深い海域に避難する。
- ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
- エ 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに港外退避する。
- オ 港外退避できない小型船は、直ちに高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- カ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで避難行動を継続する。  
※港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行うこととし、地震発生後、短時間で津波の来襲が予想される場合は、直ちに安全な場所に避難する。
- キ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

## 4 事業所等に対する普及啓発

県及び市町村は、災害時等において事業者が適切な行動をとれるよう、事業所に対して広報誌、パンフレット配布、テレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア等を活用した情報発信や防災講習会の開催等により、津波災害に対する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るものとする。

また、災害時の事業所の果たす役割は重要であることから、事業者は、災害時に重要事業を継続するための事業継続計画（BCP）を、県や関係機関等と連携し計画的に策定する。

## 5 自動車運転手等に対する普及啓発

警察本部は、運転免許更新時の講習、自動車教習所への指導を通じ、地震・津波発生時に自動車運転手が行うべき行動等に関する普及啓発に努めるものとする。

## 6 学校における防災教育

### (1) 児童生徒等に対する防災教育

学校は、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等の学校の教育活動全体を通じて、学識経験者等による講義や防災に関する手引等を活用して、津波災害等の基礎知識や地震・津波発生時の適切な行動等について、児童生徒等に教育を行うこととする。

なお、教育を実施する際は、児童生徒の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた内容に配慮し、旅行先等で津波被害に遭う可能性もあることから、沿岸市町村以外の学校も広く津波防災教育に努めることとする。

また、地域の自主防災組織等が実施する避難訓練等へ参加し、地域と一体となった取組に努めるものとする。

### (2) 教職員に対する教育

学校は、津波等の災害発生時に教職員が適切に行動するため、防災教材等を活用して、教職員が災害時にと

るべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当や災害時に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図ることとする。

#### 7 災害情報の提供、災害教訓の伝承

県及び市町村は、津波災害情報を記録しホームページ等で公開する。

また、過去に発生した大災害の教訓や災害文化を後世に伝えていくため、津波災害に関する調査分析や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう努めるものとする。

### 第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき沿岸市町村が市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

#### 1 津波危険地域の把握、周知

(1) 津波災害警戒区域の指定状況及び津波危険地域の把握、津波ハザードマップの作成及び周知

#### 2 津波避難体制の整備

(1) 避難指示の発出基準の設定及び周知

(2) 津波情報伝達体制、大津波警報の住民への周知の措置、情報収集・連絡体制、避難所、避難路の整備

(3) 避難所、津波避難ビル、避難路の指定

(4) 津波避難計画（避難方法・避難誘導、避難行動要支援者、帰宅困難者）の作成

(5) 津波避難訓練の実施

(6) 避難行動要支援者への対応

(7) 避難確保計画の作成等が必要な要配慮者利用施設

(8) 帰宅困難者への対応

#### 3 津波に関する知識の普及啓発

(1) 防災思想の普及啓発

(2) 職員に対する研修

(3) 住民、事業所等に対する普及啓発

(4) 災害情報の提供、災害教訓の伝承

## 第3章 津波防災地域づくりに関する法律への対応

(県危機管理部、県生活環境部、県国土整備部、関係機関)

### 1 対応方針

県及び市町村は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）が、平成23年12月27日に施行されたことを受け、将来起こりうる津波災害を防止・軽減するため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を総合的に推進するものとする。

### 2 基本理念

津波防災地域づくりにおいては、最大クラスの津波が発生した場合でも、「なんとしても人命を守る」という考え方で、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設等も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、都道府県及び市町村の連携・協力の下、地域活性化の観点を含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進することを基本理念とする。

### 3 津波浸水想定の設定

県は、国土交通大臣が定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づき、津波浸水想定（津波により浸水する恐れのある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表している。

### 4 推進計画の策定

市町村は、3で設定する津波浸水想定を踏まえて、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を作成することができる。

### 5 推進計画区域内の特例措置の検討

県は、4で定める推進計画区域内における、津波防災住宅等建設区の創設、津波避難建築物の容積率規制の緩和、都道府県による集団移転促進事業計画の作成等の特例措置について検討するものとする。

### 6 津波防護施設等の整備

県及び市町村は、推進計画区域内における津波防護施設等の整備等を検討するものとする。

### 7 津波災害警戒区域等の指定

県は、3で設定する津波浸水想定を踏まえて、基本指針等に基づき、津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域の指定を検討するものとする。

#### 【津波防災地域づくりに関する法律の概要】

出典：国土交通省ホームページ

津波による災害の防止等の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備等を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、市町村による推進計画の作成、推進計画の区域における所要の措置、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定める。

#### 施策の背景

東日本大震災により大きな被害を受けた地域の復興にあたっては、将来を見据えた津波災害に強い地域づくりを推進する必要がある。また、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な一般的な制度を創設する必要がある。

このため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進する

#### 概要

#### 基本指針（国土交通大臣）

#### 津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、津波浸水想定（津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表する。

#### 推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成することができる。

#### 特例措置

（推進計画区域内における特例）

津波防災住宅等建設区の創設

津波避難建築物の容積率規制の緩和

都道府県による集団移転促進事業計画の作成

一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画

#### 津波防護施設等の管理等

都道府県知事又は市町村長は、盛土構造物、閘門等の津波防護施設の新設、改良その他の管理を行う。

#### 津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

・都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる。  
 ・都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。

